

令和2年度第1回（第30回）東京都北区子ども・子育て会議 次第

日時：令和2年8月5日（水）

午後6時30分～午後7時30分終了予定

会場：北とぴあ15階ペガサスホール

○開会

○議題

1 副会長の選出

2 子ども・子育て施策に係る報告事項

(1) 開設予定の私立認可保育園等について

(2) 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（令和元年度結果報告）

(3) 北区児童相談所等複合施設基本構想の策定について

3 北区子ども・子育て支援計画の実績報告について

(1) 次世代育成支援行動計画

(2) 子ども・子育て支援事業計画

4 北区子どもの未来応援プランについて

○閉会

【配布資料】 委員名簿、事務局名簿、座席表

資料1-1	開設予定の私立認可保育園等について
資料1-1 別紙	別紙 開設予定の私立認可保育園等について
資料1-2	乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（令和元年度結果報告）
資料1-3	北区児童相談所等複合施設基本構想の策定について
資料1-3 別紙	北区児童相談所等複合施設基本構想
資料2-1	「北区子ども・子育て支援計画2015」実績報告 次世代育成支援行動計画【主な取り組み事業一覧】
資料2-2	「北区子ども・子育て支援計画2015及び2020」実績報告 子ども・子育て支援事業計画
参考資料	【参考】「北区子ども・子育て支援計画2015」 次世代育成支援行動計画（計画事業一覧）
資料3	北区子どもの未来応援プラン 今後のイメージ

第4期 北区子ども・子育て会議委員一覧

令和2年7月8日現在

構成	氏名	所属	備考
学識経験者	イワサキ ミチコ 岩崎 美智子	東京家政大学教授	会長
	イシグロ マリコ 石黒 万里子	東京成徳大学教授	
	イトウ ヒデキ 伊藤 秀樹	東京学芸大学准教授	
	オダカワ ハナコ 小田川 華子	東京都立大学非常勤講師	
区内団体推薦	アカツマ スミエ 我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク	
	カワムネ ホマレ 川染 誉	北区立中学校PTA連合会	
	サタ ヨシテル 佐田 義輝	北区私立保育園理事長園長会	
	シカダ マサヒロ 鹿田 昌宏	北区医師会	
	スズキ マサオ 鈴木 将雄	北区青少年地区協議会	
	タナカ ヨシマサ 田中 義正	北区民生委員児童委員協議会	
	タナベ シゲル 田邊 茂	北区私立幼稚園協会	
	ハヤシ ケンタロウ 林 賢太郎	連合東京北地域協議会	
	モリ ケンタロウ 森 健太郎	北区立小学校PTA連合会	
区職員・ 関係行政機関	オクムラ ヒロシ 奥村 宏	北区立中学校長会	
	コウソカベ 香宗我部 まゆみ	北区立保育園長会	
	サカウチ ヤエコ 坂内 八重子	北区立児童館長会	
	テンダ マナブ 傳田 学	北区立小学校長会	
	ニシザワ ナオコ 西澤 尚子	北区立幼稚園・こども園長会	
	ヨコモリ サチコ 横森 幸子	東京都北児童相談所	
区民	コバヤシ コウイチロウ 小林 宏一郎	公募委員	
	シンボ トモエ 新保 友恵	公募委員	
	ホリノウチ ノリコ 堀ノ内 紀子	公募委員	

※五十音順、敬称略

人数 22名

令和2年度北区子ども・子育て会議事務局

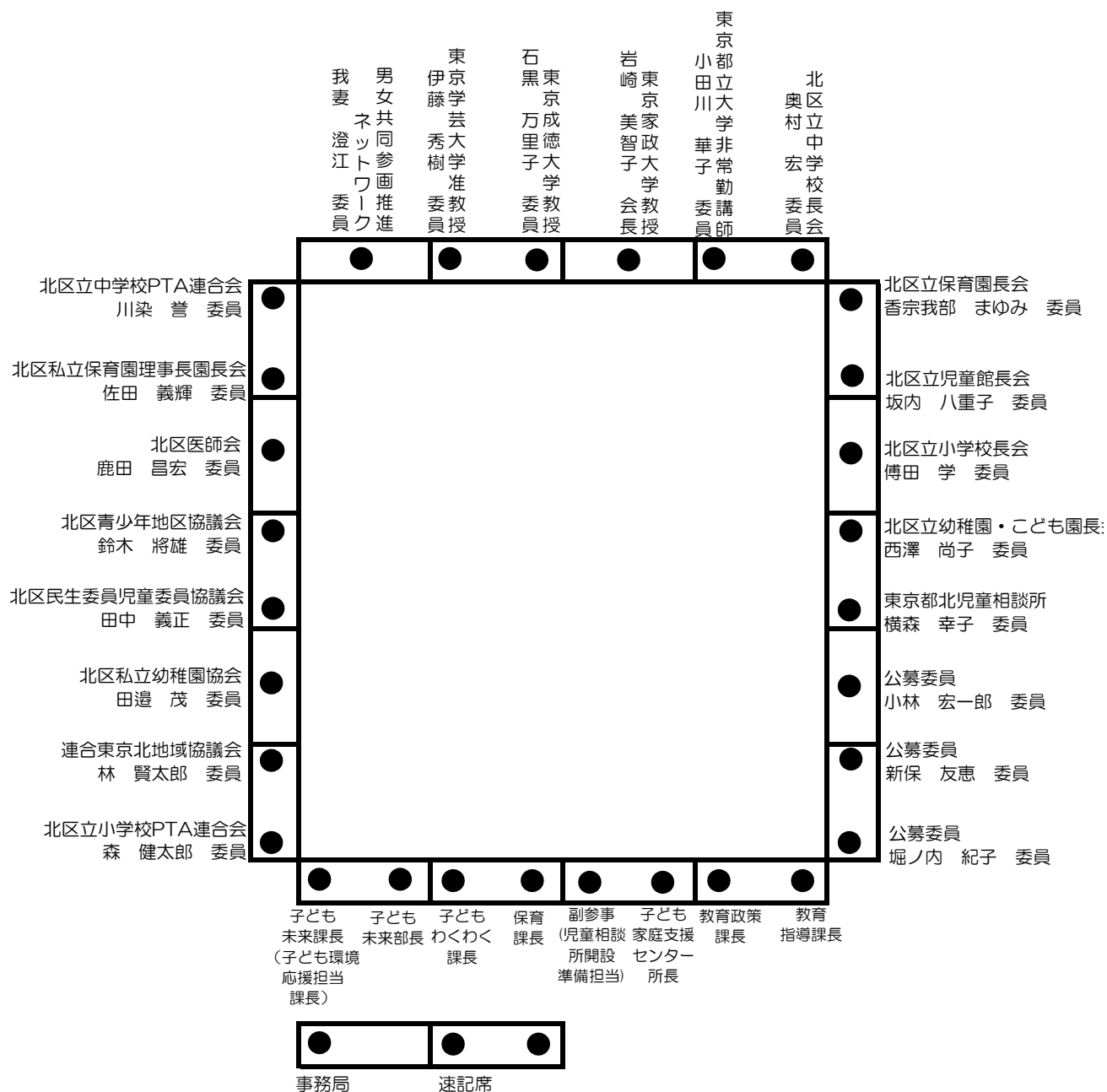
役 職	氏名	備考
子ども未来部長	ハヤカワ マサコ 早川 雅子	
教育振興部長	オノムラ ヒロユキ 小野村 弘幸	
健康福祉部長	ミネザキ ヨシユキ 峯崎 優二	
多様性社会推進課長	チノネ カオル 茅根 薫	
健康推進課長	ウチヤマ ヨシアキ 内山 義明	
教育政策課長	マツムラ セイジ 松村 誠司	
学校支援課長	センダ タクミ 千田 琢己	
教育指導課長	クロヤナギ ノブユキ 畔柳 信之	
子ども未来課長	スズキ マサヒコ 鈴木 正彦	事務取扱 子ども未来部参事
子ども環境応援担当課長	スズキ マサヒコ 鈴木 正彦	兼務
子どもわくわく課長	ウジエ アキラ 氏江 章	
保育課長	ツチヤ シュウジ 土屋 修二	
子ども家庭支援センター所長	サカイ フミコ 酒井 史子	
子ども未来部副参事 (児童相談所開設準備担当)	サワタ キョウコ 澤田 恭子	

敬称略

13名

第30回子ども・子育て会議 座席表

令和2年8月5日(水) 会場：北とびあ 15階 ペガサスホール



開設予定の私立認可保育園等について

1 要 旨

新たに開設予定となった私立認可保育所について報告する。

2 令和 3 年 4 月開設予定施設 ※予定地・定員等については別紙参照

(1) 赤羽東地区

施設名称：(仮称) グローバルキッズ志茂駅前 (新規開設)

設置主体：株式会社 グローバルキッズ
千代田区富士見町 2-14-36
代表取締役 石橋 宣忠

(2) 王子東地区

施設名称：(仮称) クオリスキッズ王子保育園 (新規開設)

設置主体：株式会社 クオリス
大阪市生野区巽東 2-19-31
代表取締役 雨田 武史

(3) 滝野川西地区

施設名称：(仮称) まなびの森保育園上中里 (新規開設)

設置主体：株式会社 こどもの森
国分寺市光町 2-5-1
代表取締役 久芳 敬裕

施設名称：(仮称) キッズハーモニー・たきのがわ (新規開設)

設置主体：株式会社 パソナフォスター
千代田区大手町 2-6-2
代表取締役 長畑 久美子

施設名称：(仮称) K I D S O N E 田端 (新規開設)

設置主体：株式会社 E d u l e a d
港区西新橋 3-4-2
代表取締役 菊地 翔豊

(4) 浮間地区

現在、小規模保育事業所として運営している「うきま絆保育園」を、新たに認可保育所に移行し、分園を設置する。

施設名称：(仮称) うきま絆幼児園・(仮称) うきま絆乳児園
(認可化移行・分園設置)

設置主体：社会福祉法人 絆友会
さいたま市桜区田島3-13-4
理事長 川名 美雄

3 令和4年4月開設予定施設 ※予定地・定員等については別紙参照

○ 滝野川西地区

施設名称：(仮称) 太陽の子上中里保育園 (新規開設)

設置主体：HITOWA キッズライフ株式会社
港区六本木1-4-5 アークヒルズサウスタワー
代表者 高石 尚和

4 令和2年4月1日現在の待機児童の状況

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和2年4月	13	41	20	5	0	0	79
平成31年4月	16	67	27	9	0	0	119
平成30年4月	3	29	2	8	0	0	42
平成29年4月	31	35	5	11	0	0	82
平成28年4月	49	112	61	10	0	0	232
平成27年4月	30	88	29	13	0	0	160

○令和2年4月1日時点における7地区別の内訳

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
浮間地区	0	0	6	2	0	0	8
赤羽西地区	0	0	0	0	0	0	0
赤羽東地区	5	8	1	0	0	0	14
王子西地区	0	0	1	0	0	0	1
王子東地区	3	1	12	3	0	0	19
滝野川西地区	5	20	0	0	0	0	25
滝野川東地区	0	12	0	0	0	0	12
計	13	41	20	5	0	0	79

別紙 開設予定の私立認可保育園等について

○ 令和3年4月開設予定施設

施設名称：(仮称)グローバルキッズ志茂駅前

開設場所：志茂3-12 (以下未定)

定員：

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
0	10	12	16	16	16	70

延長保育：2時間を予定

案内図：



施設名称：(仮称)クオリスキッズ王子保育園

開設場所：王子3-10 (以下未定)

定員：

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
0	10	13	14	14	14	65

延長保育：2時間を予定

案内図：



施設名称：(仮称) まなびの森保育園上中里

開設場所：上中里1-26 (以下未定)

定員：

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
0	9	9	14	14	14	60

延長保育：2時間を予定

案内図：



施設名称：(仮称) キッズハーモニー・たきのがわ

開設場所：滝野川7-2318 (以下未定)

定員：

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
3	6	6	8	8	9	40

延長保育：2時間を予定

案内図：



施設名称：(仮称) K I D S O N E 田端

開設場所：田端2-10 (以下未定)

定 員：

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
0	12	12	12	12	12	60

延長保育：2時間を予定

案内図：



施設名称：(仮称) うきま絆幼児園 (本園)

(仮称) うきま絆乳児園 (分園)

開設場所：浮間3-1 (以下未定)

定 員：

令和2年4月1日現在	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
うきま絆保育園	6	6	7	0	0	0	19
令和3年4月1日予定	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
うきま絆乳児園	0	10	10	0	0	0	20
うきま絆幼児園	0	0	0	16	16	16	48

延長保育：1時間を予定

案内図：



○令和4年4月開設予定施設

施設名称：(仮称)太陽の子上中里保育園

開設場所：上中里1-47(以下未定)

定員：

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
0	10	12	16	16	16	70

延長保育：2時間を予定

案内図：



乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（令和元年度結果報告）

1 要 旨

令和元年8月1日付厚生労働省通知「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況把握の実施について」に基づき、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況を把握し、区の福祉サービス等を利用していない子どもを目視すること等により、福祉や教育等、家庭以外との接触のない子どもの安全確認・安全確保を図ることを目的とした調査を実施したので報告する。

2 現 況（経過等）

子ども家庭支援センターが中心となり母子保健部門・児童福祉部門・学校教育部門等と連携し、6月1日時点で北区に住民票がある、乳幼児健診未受診者や、未就園児、不就学児等で福祉サービス等を利用していないなど安全を確認できていない子どもの情報を9月末までに把握し、10月以降、子ども家庭支援センター職員による訪問調査や東京出入国在留管理局への出入国状況の照会等を行った。

3 調査結果（令和2年3月末時点）

対象範囲		把握対象 児童数	把握 児童数	未把握 児童数	主な担当課
		9月末	3月末		
0～3歳	健診未受診で区の福祉サービス等を受けておらず居住実態が不明な児童を抽出	10	10	0	健康推進課
4・5歳	住基情報から区の福祉サービス等を受けておらず居住実態が不明な児童を抽出	36	36	0	子ども家庭支援センター
6～14歳	学齢簿から就学先が不明な児童を抽出	6	6	0	学校支援課
計		52	52	0	

北区児童相談所等複合施設基本構想の策定について

1 要 旨

北区児童相談所等複合施設基本構想が策定されたため、これを報告する。

2 現 況（経過等）

平成 30 年	9 月	施設の複合化について文教子ども委員会に報告
	10 月	児童相談所等複合施設基本構想検討委員会設置 (令和 2 年 7 月までに 6 回開催)
令和 2 年	2 月 10 日	子ども・子育て会議に「児童相談所等複合施設 基本構想（骨子案）」を提示
	3 月 20 日	パブリックコメントを実施
	~ 5 月 20 日	
	6 月 30 日	パブリックコメント実施結果を公表 (意見提出者 14 名、意見総数 32 件)
	7 月 8 日	教育委員会で議決され策定

3 基本構想の内容

別紙「北区児童相談所等複合施設基本構想」のとおり

北区児童相談所等複合施設 基本構想

令和2年（2020年）7月

北区教育委員会

目次

第1章 基本構想の策定	1
1. 基本構想策定の目的	1
2. 基本構想の位置付け	2
第2章 施設整備の背景	3
1. 国の現状	3
2. 東京都の現状	5
3. 北区の現状	7
4. SDGs (Sustainable Development Goals)	9
第3章 施設整備の方向性	10
1. 児童虐待への適切な対応	10
2. 児童虐待の未然防止	10
3. 発達に課題のある児童への対応	11
4. 就学や教育相談及び適応指導教室	11
第4章 児童相談所等複合施設について	12
1. 本構想の策定方針	12
2. 複合施設の整備方針	14
3. 複合化する主な機能(施設)	15
①虐待相談・一時保護(児童相談所・一時保護所)	15
②子育て相談・子育てひろば(子ども家庭支援センター)	16
③発達相談・発達支援(児童発達支援センター(さくらんぼ園))	17
④就学相談・教育相談・適応指導教室(教育総合相談センター)	17
⑤その他	18
4. 施設整備の基本的な考え方	19
①施設整備にあたっての配慮	19
②施設整備にあたっての課題	20
5. 施設整備の概要	20
①機能(施設)の配置イメージ	20
②整備予定地	21
第5章 児童相談所の開設に向けた主な課題	22
1. 子ども家庭支援センターとの関係	22
2. 人材確保・育成	22
3. 一時保護所	24
4. 社会的養護	25
5. 財源措置	28
6. 広域連携	28
7. 児童相談所設置市(区)事務	29
第6章 複合施設及び児童相談所の開設スケジュール	32
参考資料① 児童相談所等複合施設基本構想検討委員会設置要綱	34
参考資料② 北区学校施設跡地利活用計画	36
参考資料③ 複合化の対象施設の現況(令和2年7月1日現在)	37
参考資料④ 東京都及び特別区の児童相談所の現況(令和2年7月1日現在)	38

第1章 基本構想の策定

1 基本構想策定の目的

子どもは社会の希望であり、未来を作る大切な力です。しかし、少子化や核家族化など、社会状況の変化により新たな問題が生じ、子育てや教育に対して不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

子育ての負担感や孤立感、子どもの成長・発達課題、いじめや不登校、増え続ける児童虐待件数等、子どもを取り巻く問題の解決は、喫緊の課題であり、子どもの最善の利益を念頭に、区民が安心して子どもを育てることができる環境の形成が急務となっています。

これまで、北区では、子ども家庭支援センターが東京都や関係機関と連携し、区の児童虐待の一義的相談窓口として児童虐待の未然防止に取り組んできましたが、全国、東京都、北区の児童虐待受理件数は、この10年間増加し続けています。

このような状況のなか、平成28年の児童福祉法改正により、特別区にも児童相談所を設置することができるようになり、北区においても児童相談所の設置を表明し、開設に向けた検討を行ってきました。

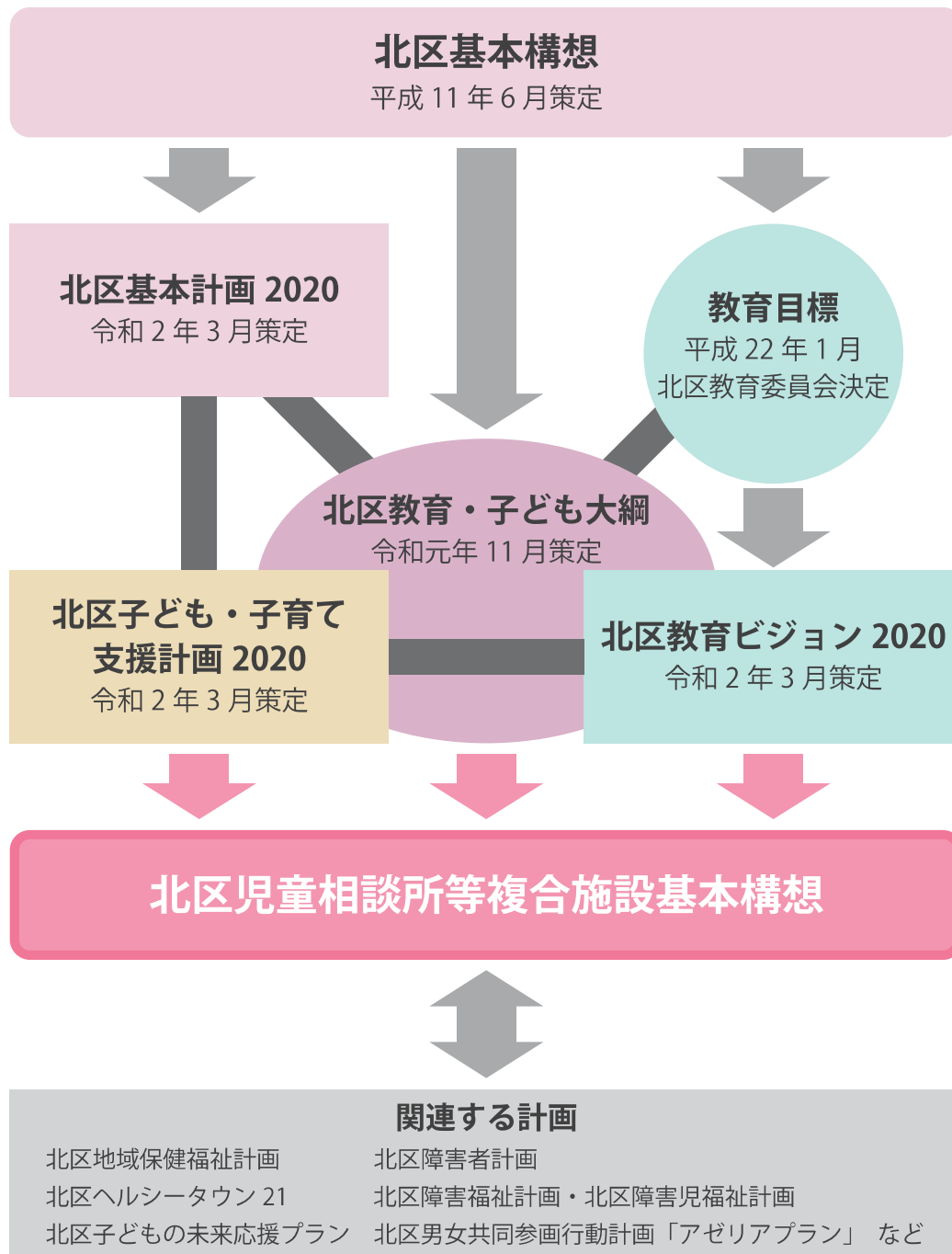
北区では、住民に最も身近な基礎的自治体として、様々な課題を抱える子どもたちやその家庭への支援体制の強化を図るため、児童相談所の整備に併せて、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、教育総合相談センター等を複合化することにより、子どもに関する総合的な相談拠点として、施設を整備することとしました。

児童相談所等複合施設を整備することで、妊娠期から出産期、乳幼児期、学齢期、そして、その後の自立まで、それぞれのステージに寄り添った切れ目のないきめ細やかな支援を充実させ、子どもたちの健やかな育ちや自立をサポートする体制を整え、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものとしていきます。

本構想は、施設の役割や施設整備の基本的な方針を示すものです。今後は、この基本構想を踏まえ、基本計画の策定、基本設計・実施設計、建設工事に取り組んでいきます。

2 基本構想の位置付け

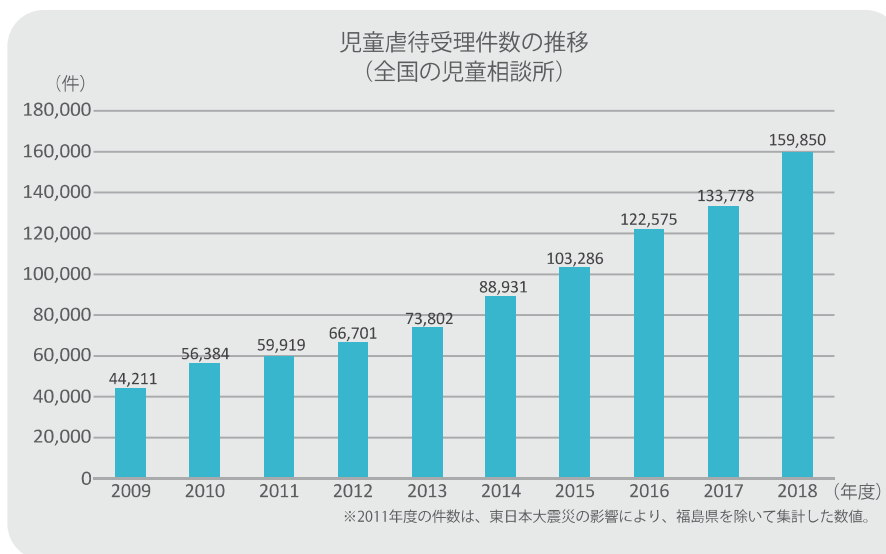
本構想は、区の基本方針である「北区基本構想」ならびに令和元年11月策定の「北区教育・子ども大綱」及び、令和2年3月策定の上位計画である「北区基本計画2020」、「北区子ども・子育て支援計画2020」、「北区教育ビジョン2020」、また「北区子どもの未来応援プラン」や「北区障害児福祉計画」など、他の関連計画との整合を図り、策定します。



第2章 施設整備の背景

1 国の現状

全国の総人口は減少傾向にあります。年少人口も減少していますが、全国の児童虐待受理事件数は、増加の一途をたどっています。平成21年度（2009年度）の44,211件から増加し続け、平成30年度（2018年度）の受理事件数は159,850件と、10年で約3.6倍になっています。幼い命が奪われる痛ましい事件を耳にする中で、児童虐待に対する国民及び関係機関の意識の高まりが表れています。



国は、平成12年（2000年）の「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」の制定や児童福祉法の改正による児童虐待対策の強化を行ってきました。

平成28年（2016年）改正法では、制定以来見直されていなかった児童福祉法第1条を改め、児童が権利の主体であることを同法の理念として明確化しました。

平成30年（2018年）に発生した目黒区の虐待死事件を受け、政府は児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議を開催し、児童虐待防止に向けた緊急総合対策を掲げました。痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、支援を受けている家庭が転居した場合の情報共有、児童の安全確認ができない場合の対応の徹底、児童相談所と警察との情報共有の強化など、子どもを守るため、国・自治体・関係機関が一体となって児童虐待防止対策の強化に向けて取り組むこととなりました。

令和2年（2020年）には、親権者などによるしつけ名目の体罰の禁止や、児童相談所の体制強化を柱とした児童福祉法や児童虐待防止法の改正法が施行されます。

◆児童虐待防止対策に関する法改正の経緯◆

平成 12 年（2000 年）

児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の制定（平成 12 年 11 月 20 日施行）

- ・児童虐待の定義（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待） ・住民の通告義務 等

平成 16 年（2004 年）

児童福祉法の改正（平成 17 年 1 月 1 日施行）

- ・市町村の役割の明確化（相談対応を明確化し虐待通告先に追加）
- ・要保護児童対策地域協議会の法定化 等

児童虐待防止法の改正（平成 16 年 10 月 1 日施行）

- ・児童虐待の定義の見直し（同居人による虐待を放置すること、DV の目撃等も対象）
- ・通告義務の範囲の拡大（虐待を受けたと思われる場合も対象）

平成 19 年（2007 年）

児童福祉法の改正（平成 20 年 4 月 1 日施行）

- ・要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化

児童虐待防止法の改正（平成 20 年 4 月 1 日施行）

- ・保護者に対する面会・通信等の制限の強化、指導に従わない場合の措置の明確化
- ・児童の安全確認等のための立入調査等の強化 等

平成 20 年（2008 年）

児童福祉法の改正（平成 21 年 4 月 1 日施行）

- ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化 ・里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等

平成 23 年（2011 年）

児童福祉法の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行 ※一部を除く）

- ・親権停止や管理権喪失の審判等について、児童相談所長の請求権付与
- ・里親委託中及び一時保護中の児童に親権者がいない場合の児童相談所長の親権代行を規定
- ・施設長等の児童の監護等に関する権限と親権との関係の規定 等

平成 28 年（2016 年）

児童福祉法及び児童虐待防止法の改正（平成 29 年 4 月 1 日施行 ※一部を除く）

- ・児童福祉法の理念、国・都道府県・市町村の役割の明確化
- ・18 歳以上の者に対する支援の継続
- ・市町村・児童相談所の体制強化（特別区を児童相談所の設置自治体に位置付け等）
- ・都道府県（児童相談所）の業務として、里親支援、養子縁組に関する相談・支援を位置付け

平成 29 年（2017 年）

児童福祉法及び児童虐待防止法の改正（平成 30 年 4 月 2 日施行）

- ・児童等の保護について司法関与を強化 等

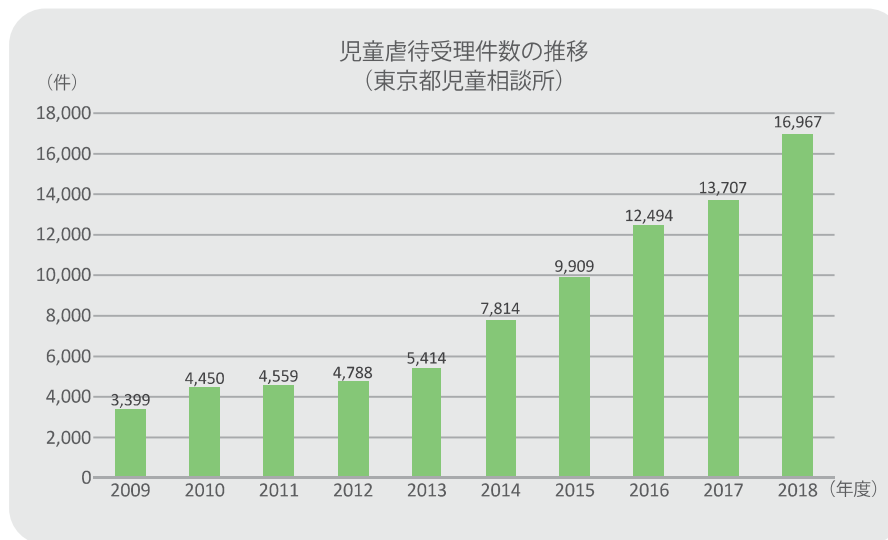
令和元年（2019 年）

児童福祉法の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行 ※一部を除く）

- ・児童の権利擁護（体罰の禁止等） ・児童相談所の体制強化 等

2 東京都の現状

東京都の人口は増加傾向にあります。年少人口も、全国で唯一東京都のみで増加しています。東京都の児童虐待受理件数も、平成21年度（2009年度）から増加し、平成30年度（2018年度）は16,967件となっています。東京都における児童相談は、区市町村の子ども家庭支援センターを一義的な窓口として対応し、専門性の高い対応が必要な案件については、都の児童相談所が対応しています。



東京都では、児童虐待対策事業として、以下の事業を行っています。

- ・虐待対策班の設置
- ・児童虐待対応窓口の通年開所
- ・民間相談機関との連携の強化
- ・児童虐待カウンセリング強化事業の実施
- ・家庭復帰促進事業
- ・一時保護所へ心理職員の配置
- ・家族再統合のための援助事業
- ・関係機関支援事業
- ・要保護児童対策地域協議会への参画

その他、児童虐待防止の普及啓発として「東京 OSEKKAI 化計画」に取り組み、公式ホームページや SNS により児童虐待防止に関する情報発信を行うとともに、虐待防止の LINE 相談を実施するなど、様々な取組を推進してきました。

平成31年（2019年）には、全国に先駆けて、保護者の体罰を禁止とした「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を施行しました。

◆東京都子供への虐待の防止等に関する条例のポイント◆

前文

- 子供はあらゆる場面において権利の主体として尊重される必要があることを明記。

基本理念

- 子供の意見の尊重、子供の最善の利益を最優先する考え方を共有。

未然防止

- 保護者による体罰は、虐待にエスカレートする可能性、または虐待そのものである場合があり、子供の脳の発達に影響を及ぼすおそれがあるため禁止とし、体罰や暴言によらない子育てを推進。
- 妊産婦や子供の健康保持に加え、育児不安や課題等、リスクの早期把握と支援を可能にするため、健診の受診を努力義務化。

早期発見
早期対応

- 虐待を受けたと思われる子供を発見した者の通告義務履行について明記。また、虐待を受けたと思われる子供を発見した者または虐待を受けた子供が速やかに通告できる環境の整備。
- 児童相談所による子供の安全確認・確保のための権限の行使について明記。
- 児童相談所が都や区市町村、学校等の関係機関や民間事業者らに虐待に係る情報の提供を求めることができることを明記。
- 転居のケースにおける児童相談所間の的確な引き継ぎの徹底。
- 児童相談所と子ども家庭支援センターの連携強化。

社会的養護

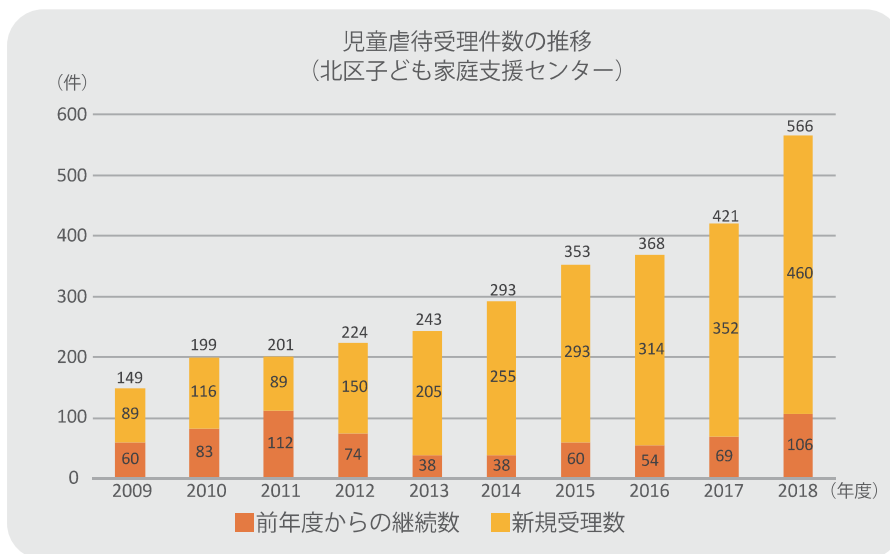
- 社会的養護の充実のため、里親委託等を推進。

人材育成

- 虐待の早期対応や専門的対応を的確に行えるよう、児童相談所の運営体制の強化。

3 北区の現状

北区の総人口は増加が続いており、年少人口も増加傾向にあります。北区における一義的な児童虐待の相談窓口である子ども家庭支援センターの児童虐待受理件数も年々増加しており、新規受理件数は平成21年度（2009年度）以降の10年で5倍以上となっています。平成30年度（2018年度）の虐待受理件数は、前年度からの継続数を含め566件にのぼっています。



北区では、平成13年11月に子ども家庭支援センターを設置し、子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口として、18歳未満の児童及び子育て家庭のあらゆる相談に対応してきました。

平成16年に、児童虐待件数の急増等により児童福祉法が改正され、区市町村の業務として児童相談への対応が法律上明確化されるとともに、児童虐待の通告窓口として位置づけられたことを受け、平成19年には、子ども家庭支援センターを児童虐待対策に取り組む事業として位置づけ、住民に身近な窓口として子どもに関するあらゆる相談への対応や、児童虐待の未然防止・早期発見に取り組んできました。

しかし、核家族化やライフスタイルの変化により、子どもを取り巻く環境は変化し、児童虐待問題の社会的関心の高まりに合わせて、新規虐待相談件数は増加の一途をたどっています。このような背景を受け、子どもに対する支援の役割・責務の強化が基礎的自治体である区に求められるようになりました。

平成28年6月の児童福祉法改正により、特別区においても児童相談所を設置できるようになりました。北区では、「児童相談所設置に係る庁内連絡会」や「児童相談所等複合施設基本構想検討委員会」において設置に向けた検討を行ってきました。

平成30年6月に、23区共通課題および都協議課題の検討状況、モデル3区の確認作業の状況等を踏まえ、平成28年11月に作成した児童相談所の開設に向けたロードマップについて、前提条件の見直しを行いました。

前提条件 項目	平成28年11月時点	見直し後
① 土地・建物	平成29年度中に都区の合意がなされ、現北児童相談所の土地・建物の移譲を受け全面改築	都区協議の状況や児童相談所と一時保護所の一体的整備を想定し代替地について検討する
② 一時保護所	共同設置	単独設置
③ 複合化	—	他施設との複合化について検討する
④ 職員確保	開設当初は東京都からの職員派遣を受ける	区職員の確保・育成を図る
⑤ 開設時期	平成34年4月1日	①～④の前提条件の見直しを踏まえ開設時期を再検討

また、平成30年9月に、児童相談所及び一時保護所の整備と併せて、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、教育総合相談センターを複合化し、子どもに関する総合的な相談拠点として施設を整備すること、及び「北区学校施設跡地利活用検討委員会」における検討と「学校施設跡地利活用計画（案）」を踏まえ、「旧赤羽台東小学校跡地」を候補地として、複合施設の整備を検討することとし、平成30年10月に、関係部署による「児童相談所等複合施設基本構想検討委員会」を設置し、今後の施設の役割や施設整備の基本方針を示すため、本構想の検討に着手しました。

4 SDGs (Sustainable Development Goals)

SDGs (持続可能な開発目標) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、17のゴール・169のターゲットで構成される、2030年を年限とする国際目標です。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであるとともに、国家レベルだけでなく、公民のあらゆるレベルでの取り組みの重要性が謳われており、自治体レベルによる取り組みに期待が寄せられています。

SDGs の目標 16「平和と公正をすべての人に」の下にあるターゲットには、「16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」とされています。

国際社会全体の開発目標である SDGs の目指す 17 の目標とスケールは異なるものの、その目指すべき方向性は同様であることから、児童相談所等複合施設の整備を図ることで、SDGs の目標達成に資すると考えます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

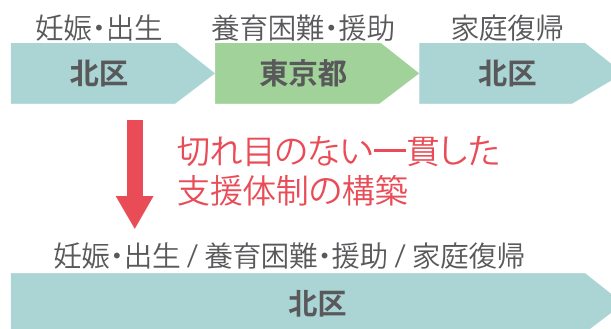


第3章 施設整備の方向性

1 児童虐待への適切な対応

児童虐待が発生した場合、これまでは東京都の児童相談所と、北区の子ども家庭支援センターの両機関が連携し対応してきました。しかし、都区の二元的な運用体制の下で生じる情報共有をはじめとした様々な問題が指摘され、その解消が喫緊の課題となっています。

平成28年（2016年）の児童福祉法の改正により、特別区においても児童相談所を設置できるようになりました。住民にとって最も身近な行政である区が、児童相談所を設置することにより、児童虐待の未然防止から、早期発見、虐待が発生した場合の迅速な対応とその後の家庭復帰への支援や地域における見守りまで、切れ目のない一貫した支援体制を構築し、課題の解決にあたるのが可能になります。



2 児童虐待の未然防止

子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭の身近な相談窓口として、妊娠・出産期から切れ目のない支援をします。来所する親や子どもが自由にのびのびと過ごす居場所づくりを行い、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる環境を整備することで、虐待の未然防止を図ります。

また、子ども家庭支援センターを総合支援拠点（※1）に移行するとともに、児童相談所等と一体的に整備することで、妊娠期から子育て期までの子どもや保護者への総合的な支援が可能になります。

（※1）総合支援拠点：平成28年6月の児童福祉法改正により、基礎的な地方公共団体である市区町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般から専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う子ども家庭総合支援拠点の整備に努めなければならないと規定されました。

3 発達に課題のある児童への対応

近年、これまであまり知られていなかった発達障害という概念が社会に広く知られるようになり、発達の遅れやつまづき、あるいはその疑いのある子どもへの早期療育のニーズが高まっています。

さくらんぼ園では、一人ひとりの障害の状態などに応じ、通園での療育を実施しており、発達相談室では、子どもの発達に関する専門相談等を行っているほか、障害児支援利用計画の作成を行っています。

今後は、さくらんぼ園及び発達相談室を児童発達支援センター（※2）に移行することで、地域の中核的な支援施設として、発達に課題のある児童への支援体制を強化します。

（※2）児童発達支援センター：児童福祉法等に基づき、主に未就学の障害のある子ども又はその可能性のある子どもに対する発達支援や相談を行うほか、18歳未満の障害のある子ども等に対する地域における中核的な支援機関として地域支援を行う施設です。国の基本指針において、区市町村に1か所以上設置という成果目標が示されました。

4 就学や教育相談及び適応指導教室

教育総合相談センターでは、教育に係る総合相談窓口として、心身に障害または発達に心配がある児童・生徒の学びの場の相談を受ける就学相談や、幼児から高校生までの子どもや保護者などのいじめや不登校などの課題、親子関係などの家庭環境での課題に対する教育相談を担います。

また、様々な要因で学校に登校できない児童・生徒に対し、社会的自立に向けた支援や、学校復帰への支援等を行う適応指導教室（ホップ・ステップ・ジャンプ教室）を併設しています。

就学相談・教育相談・適応指導教室を子ども家庭支援センター・児童発達支援センター・児童相談所等と一体的に整備することで、支援ニーズの早期把握と早期支援をさらに進め、子どもを取り巻く教育環境や家庭環境の改善に向けて、効果的かつ効率的な支援を行っていきます。

第4章 児童相談所等複合施設について

1 本構想の策定方針

「北区教育・子ども大綱」の基本方針及び「北区子ども・子育て支援計画 2020」の基本理念・基本的な視点を踏まえ、北区児童相談所等複合施設を構想します。

◆北区教育・子ども大綱より◆

教育分野

地域の子どもは地域で育てるという視点に立ち、学校・家庭・地域を始めとした地域社会全体が一体となって相互に連携・協力し、豊かな人間性と創造性を備え、急激に変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく人間の育成を目指した学びや育ちを支えます。

基本方針

『まなび』 個の成長

「自ら学び・考え・行動する力の育成」変化が激しく、多様化・複雑化する社会にあって、自立し生き抜いていく力を育みます。

『ささえ』 協働と貢献

「地域を支え社会に貢献する人づくり」個の成長により活躍の場を広げ、他者と協働し、関わり合いながら地域を支え、社会に貢献する人材を育成します。

『つなぐ』 継承と循環

「世代を超えてつながる学びの創造」教えられた者が教える側へ、世代を超え、生涯を通じた学びのつながり（教育循環型社会）を創造します。

子育て分野

子どもの人権を尊重し、「子どもの最善の利益」の実現を目指すことを基本として、自ら育つ力を持っている子どもたちの力を引き出すとともに、子育てをしている保護者への支援をしていきます。

また、子育ての基本は家庭にあるとともに、地域社会全体と協力し、まちぐるみで子育てをする環境づくりを行います。

基本方針

“子育て” への支援

北区のすべての子どもに対し、心身の健全な成長と自立に向けた支援及び居場所となる環境づくりなどに取り組みます。

“すべて” の子育て家庭への支援

経済力や家族形態、年齢等の子どものおかれた状況を踏まえ、すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をしていきます。

“まちぐるみ” での子育て支援

地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるよう“地域”と“行政”が協働し、まちぐるみで子育てを支援する環境づくりを促進します。

◆北区子ども・子育て支援計画 2020 より◆

基本理念

子どもの笑顔 輝く北区
家庭や地域の元気が満ちるまち

「子どもの笑顔」は、子どもの育ちへの支援と子どもの人権が守られることを象徴しています。「家庭や地域の元気が満ちるまち」は、子育ての基本は家庭にあるとともに、地域の人々や企業の協力・参加なくしては成り立たないため、この双方の元気が子育てに重要な役割を担っていることを示しています。また、ここでの家庭とは、親と子どもからなる家庭だけではなく、子どもが生活する様々な環境を含めた家庭を意味しています。「輝く北区」には、「子どもの笑顔」「家庭や地域の元気が満ちるまち」がそろって初めて北区が輝いてくるという思いを込めています。

基本的な視点

子どもの人権を尊重し、
「子どもの最善の利益」の実現をめざす

子どもたちが持っている自ら育つ力を引き出すための支援とともに、子育てをしている保護者への支援が必要です。

これを進めるには、児童の権利に関する条約（※3）にもある「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を4つの柱とした、子どもの基本的な人権を尊重することが重要であり、この子どもの基本的な人権の尊重が「子どもの最善の利益」へとつながっていきます。

そのため、北区では、子どもの人権の尊重を基本的な視点とし、すべての施策を展開していきます。

（※3）児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）：18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

（出典：外務省 HP <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>）

2 複合施設の整備方針

本構想における整備予定地である旧赤羽台東小学校の跡地について、平成30年に、跡地利活用計画が策定されました。複合施設の基本構想では、跡地利活用計画のコンセプトを継承し、整備方針とします。

人が集い、人を育み、 未来への希望を紡ぐまち

(旧赤羽台東小学校跡地利活用計画より)



◆旧赤羽台東小学校 跡地利活用計画より◆

基本的方向

①子ども・教育に関する複合施設の整備

赤羽駅から近いという利便性を活かし、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、児童相談所・一時保護所、教育総合相談センター等、子ども・教育に関する施設・機能の複合化を行い、子どもに関わる総合的な施設の整備を検討する。子育て・児童虐待・発達・教育等の相談を一元的に対応できるようにするほか、子育て世帯が伸び伸びと過ごすことのできるひろば空間や、青少年の活動ができる空間について検討する。また、複合施設を運営する際は、児童福祉・教育施策の充実・強化を図れるよう、東洋大学をはじめ関係機関との協議を進める。

②魅力あるまちづくりのための有効活用

赤羽台周辺地域の状況に留意しつつ、地域のにぎわいに資する土地利用や利便性の向上、また、安全なまちづくりにつながる土地利用について検討を進める。具体的には、現行の地区計画において示している「中高層住宅複合B地区」としての活用を誘導するほか、歩行者ネットワークの整備やオープンスペースの確保等について検討する。

③防災機能の確保

これまで当跡地が担ってきた防災機能を踏まえ、災害時におけるオープンスペースの利用のほか、隣接する大学キャンパスの一部をいっとき集合場所・避難場所として活用することについて、東洋大学と協議を進めるなど、地域全体での防災機能の確保に努める。

3 複合化する主な機能（施設）

① 虐待相談・一時保護（児童相談所・一時保護所）

児童相談所は児童福祉法に基づき設置され、児童に関する相談に応じ問題を解決する機関です。

● 主な相談内容

- 養護相談 : 虐待、保護者の病気や死亡、家出等による養育困難に関する相談
- 知的・身体障害相談 : 知的発達の遅れ、肢体不自由、ことばの遅れなどの相談
- 非行相談 : 家出、盗み、乱暴、薬物の習慣などの相談
- 育成相談 : わがまま、落ち着きがない、いじめ、しつけなどの相談
- 里親に関する相談 : 里親として家庭で子どもを育てたいときの相談

● 主な援助内容

- 助言 : 受け付けた相談に対して助言を行い、必要に応じて専門機関を紹介します。
- 継続的な援助 : 専門職員による継続的な援助を行います。
- 一時保護 : 緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察が必要な場合、または短期入所指導を行う必要がある場合に一時保護します。一時保護には、一時保護所への入所と、施設等への一時保護委託があり、一時保護委託は、子どもの疾病や障害などの状況により、施設などでの保護が適当な場合等に行います。
- 里親制度 : 様々な事情により家庭で生活することができない子どもを里親家庭に迎え、家族の一員として一緒に生活し、養育します。
- 施設への入所 : 様々な事情により家庭で生活することができない子どもを一定の期間、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、障害児入所施設などの児童福祉施設で預かります。
- メンタルフレンドの派遣 : 学生を中心とするボランティアを派遣し、よき理解者となるよう関係を築き、子どもの心に寄り添うことで自主性や社会性が高まるよう支援します。
- 愛の手帳の交付 : 「愛の手帳」（療育手帳）の交付申請を受け付けます。

②子育て相談・子育てひろば（子ども家庭支援センター）

子ども家庭支援センターは子どもと家庭を総合的に支援していくための中核機関として、地域ネットワークを構築し、有効に機能するよう関係機関の調整役を担います。今後、子ども家庭支援センターを、総合支援拠点に移行することで機能を強化します。

●児童相談（総合相談）

子育てや家庭の悩みなど、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じます。

●専門相談

心理や栄養の相談について、専門相談員が相談に応じます。また、総合支援拠点への移行により、心理相談員の充実を図り、相談体制を強化します。

●児童相談所との連携・協力

一時保護や施設入所措置などが必要な子どもについては児童相談所へ送致します。一方で児童相談所は、区民サービスを活用しながら保護者とともに生活することが適切な子どもや児童養護施設を退所した子ども等、地域でのきめ細かい関わりが必要と判断した場合に子ども家庭支援センターへ送致します。

●要保護児童対策地域協議会

区では、地域支援の中核として、要保護児童や居所不明児童などの情報を一元的に把握し、関係機関の役割分担の調整や相互の連携を図ることを目的に、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会を設置しています。協議会における調整機関として子ども家庭支援センターを位置付けています。

●在宅サービス等の提供

養育支援が特に必要な家庭に対し、訪問による相談支援及び指導を行うほか、家事の支援や子どもの勉強などの支援が特に必要な家庭に支援ヘルパーを派遣します。また、妊娠中で特に支援が必要な妊婦への支援を保健師と協力して行います。保護者が入院などで一時的に子どもの養育が困難になった場合、委託した乳児院や児童養護施設で子どもを預かるショートステイ事業や産前産後の体調不良や育児の負担軽減としてヘルパーを派遣する安心ママパパヘルパー事業、保育園送迎等育児支援が必要な方に有償ボランティアによる支援を行うファミリー・サポート・センター事業を行います。

●ひろば事業

主に0歳から3歳以下の子どもとその保護者がつどい、子ども同士及び親同士のふれあいや情報交換が楽しめる「出会い・交流・学びの場」を提供し、ともに育ちあう子育ての支援を行います。

③発達相談・発達支援（児童発達支援センター（さくらんぼ園））

さくらんぼ園は、就学前の子どもを対象に、子どもの発達に関する相談と発達を促すための療育等の支援を行っています。今後、さくらんぼ園及び発達相談室を児童発達支援センターに移行することで、地域の中核的な支援施設として、発達に課題のある児童への支援体制を強化します。

●相談機能

就学前の子どもを対象に、子どもの発達に関する相談、発達障害の可能性がある子どもの子育て、生活上の課題に関する相談を受け、必要に応じて関係する機関との連携や療育機関の案内をします。

また、児童発達支援センターへの移行により、保育所等訪問支援を実施します。保育所等に通う発達に課題のある子どもが集団生活に適応できるよう、子どもや保育所等の職員に対し専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。

●療育機能

発達の遅れやつまづき、あるいはその疑いのある就学前の子どもに対し、通園で発達を促すための療育等の支援を行います。

また、児童発達支援センターへの移行により、給食の提供を行うなど、療育の充実を図ります。

④就学相談・教育相談・適応指導教室（教育総合相談センター）

教育総合相談センターは、教育の総合相談窓口として、子どもや保護者などが抱える様々な教育に関する悩みなどについての教育的・心理的な相談支援を行う機関です。

●就学相談

心身に障害または発達に心配のある児童・生徒の小学校・中学校への就学及び転学に関する相談に応じます。

●教育相談

子どもと学校、家庭を取り巻く様々な課題についての相談（一般相談・心理相談・いじめ相談・不登校相談・学校と家庭の連携相談・特別支援教育相談など）に応じます。

●特別支援教育の推進

北区特別支援教育推進計画に基づき、インクルーシブ教育（※4）システムの構築に向けて、特別支援教育の推進体制の更なる整備とともに、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導及び必要な支援を行うなど、特別支援教育の充実を担います。

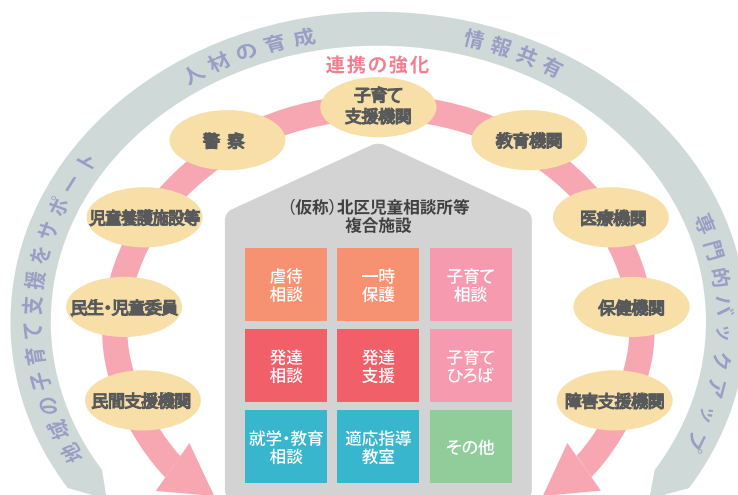
（※4）インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶしくみの教育のこと。

●適応指導教室（ホップ・ステップ・ジャンプ教室）

教育総合相談センター内に、適応指導教室（ホップ・ステップ・ジャンプ教室）を併設し、様々な要因で学校に登校できない児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む。）を行うことにより、社会的自立に向けた支援や、学校復帰への支援等を行います。

⑤その他

周辺の東洋大学のキャンパス整備や UR 都市機構の新たな事業計画との調和を図りながら、旧赤羽台東小学校跡地利活用計画の基本的方向を踏まえた、子育て世帯が伸び伸びと過ごすことのできるひろば空間や、青少年の活動ができる空間等についても検討をしていきます。



児童相談や子育て支援にかかわる機関は、学校などの教育機関、医療機関、警察など、今回の複合化の対象となる施設以外にも多岐にわたります。子どもや子育て世帯が抱える様々な問題の解決には、それら関係機関との連携を強化し、一体的に支援していくことが大切です。

4 施設整備の基本的な考え方

①施設整備にあたっての配慮

多様な事業を実施する複合施設となるため、相談に来る人、通園に来る親子や教室に通う子ども、保護される子どもたちなど、利用者の特性は様々です。施設を利用する目的や抱える事情もそれぞれ異なります。施設整備にあたっては、すべての人にとって利用しやすい施設とするため、以下の点に配慮して計画します。

● **すべての人が集える一般開放ゾーンと、専門的支援を行う専門相談ゾーンの区分**
メインエントランス廻りを一般開放ゾーンとし、人が集える環境とします。エントランスのそばにすべての相談への入り口として総合窓口があり、相談内容ごとに専門相談ゾーンに案内されます。

● **セキュリティやプライバシーに配慮した動線計画**

一時保護所はセキュリティを高めるため、他部門と動線を分離して設置し、子どもたちの安全な生活環境を整えます。

また、通園施設や適応指導教室には専用の入り口があり、通う人が直接アクセスできるよう配慮します。

● **明るく温かみのある快適な空間づくり**

訪れた人が安心できるよう、ユニバーサルデザインに配慮し、自然光や自然の素材を採り入れた、明るく温かみのある空間とします。

● **安心・安全な施設としての防犯・防災機能の確保**

施設内のセキュリティを高めるとともに、地域の防犯対策として、必要十分な屋外照明を設置し、見通しの良い屋外空間とします。また、備蓄や非常電源を備え、災害などの非常時でも安全に過ごせる施設とします。

● **将来の法改正や社会状況の変化に柔軟に対応できる間取りや諸室配置**

将来、職員数や利用者数の増加、施設基準の強化が見込まれます。それらの変化に柔軟に対応し、施設が長期にわたり活用されるよう、間取りや諸室配置を工夫します。

● **地球環境に配慮した省エネ性能の優れた施設**

高断熱化や自然エネルギーの利用など、環境配慮技術を採用し、地球環境の保全に取り組みます。

● 地域・周辺環境との調和

地域に開かれた施設として環境を整備することにより、地域住民が安心して生活できるよう配慮します。

また、周辺環境との調和を図り、住みよいまちづくりに貢献します。

② 施設整備にあたっての課題

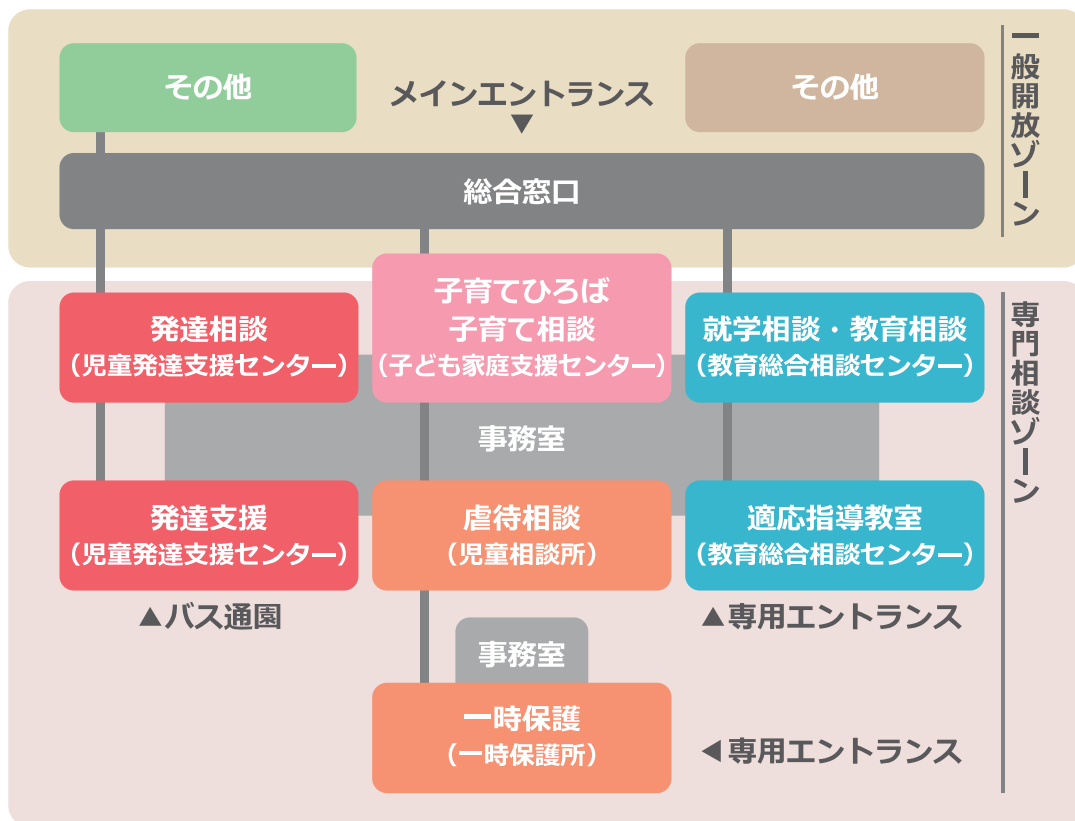
本構想における複合施設の予定地である旧赤羽台東小学校跡地への施設整備については、現在の都市計画等では一定の制約があります。

区では、周辺地区の土地利用を計画するUR都市機構の新たな事業計画や、隣接する未活用街区の望ましい土地利用の検討等も踏まえ、一層魅力あるまちづくりを進めるために現行の都市計画等を東京都等関係機関と調整の上で変更する予定です。

上記の課題については、これらの対応により整理し、施設整備に係わる事業の実施環境を整えていきます。

5 施設整備の概要

① 機能（施設）の配置イメージ

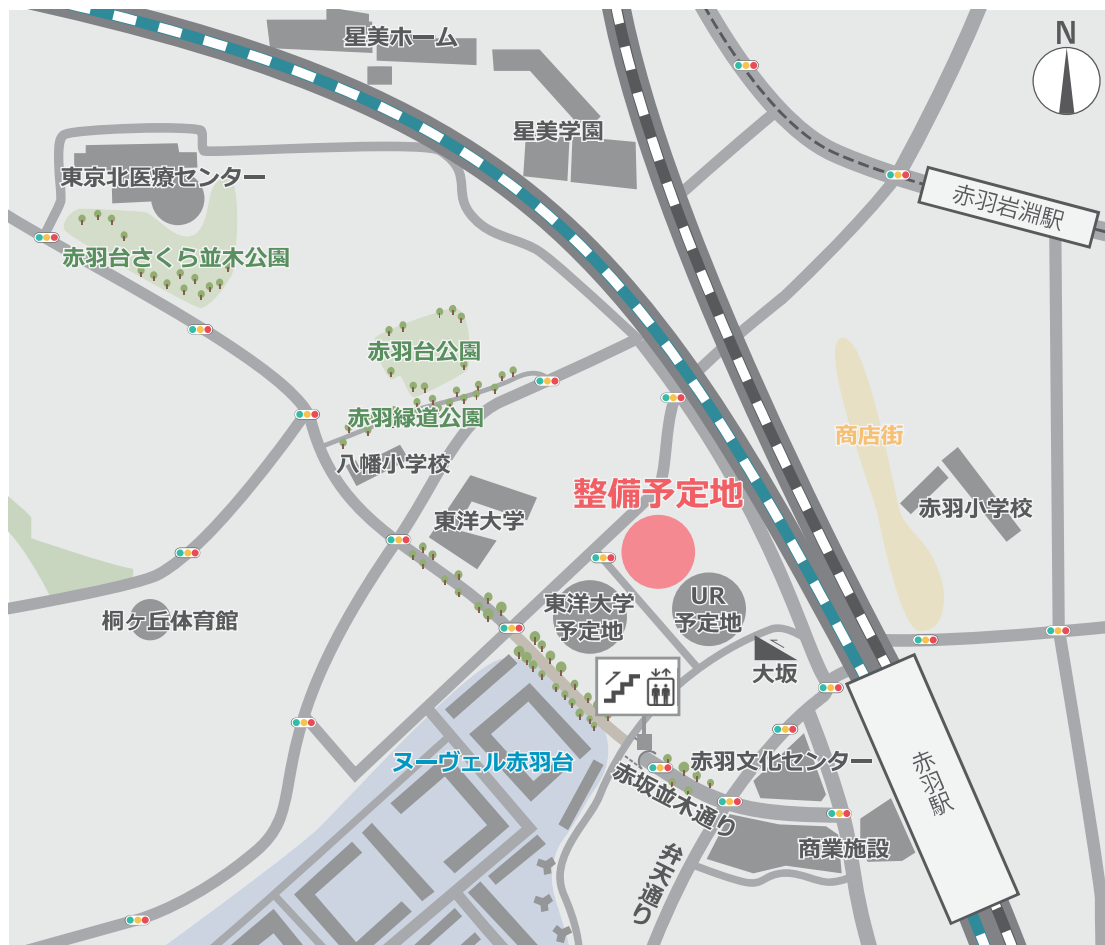


②整備予定地

所在地	北区赤羽台 1-1-13 (旧赤羽台東小学校跡地)
敷地面積	9,917.37 m ² の一部 (概ね 5,000 m ² 程度)
延床面積	約 5,000 m ²
施設規模	3～4 階建
用途地域	第一種中高層住居専用地域
建蔽率	60%
容積率	200%
日影規制	3-2 時間 (4m)
防火地域	準防火地域
高度地区	第 2 種高度地区
地区計画	地区計画 (赤羽台周辺地区)

※今後の検討状況により、延床面積等が変更になる場合があります。

◆整備予定地の周辺状況 (概況)◆



第5章 児童相談所の開設に向けた主な課題

複合施設の中心的な機能となる児童相談所に関する課題について、特別区の関係課長会における検討や東京都との協議、先行区の開設準備状況等を踏まえ、児童相談所の開設に向けた主な課題について、現時点での状況を整理します。

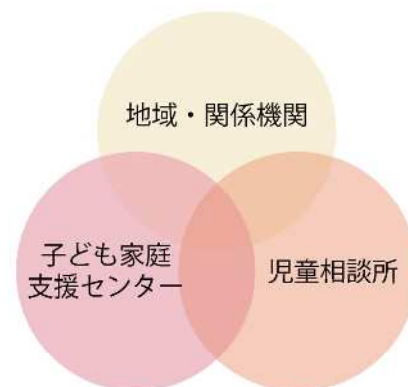
引き続き、国・東京都・先行区の状況を踏まえ、課題の把握・分析を行い、必要に応じて適宜、見直しを行いながら、北区における児童相談所の開設に向けた準備を進めていきます。

1 子ども家庭支援センターとの関係

北区では、子ども家庭支援センターと児童相談所を、それぞれ独立した組織として複合施設内に整備します。

区民にとっての一義的な相談窓口の役割は、引き続き、子ども家庭支援センターが担いながら、児童相談所による専門支援を複合施設内に整備することにより、これまで以上に迅速丁寧な支援体制を構築します。

また、これまで子ども家庭支援センターが積み重ねてきた要保護児童対策地域協議会の調整機関としての実績を基盤に、児童相談所と地域や関係機関との連携をより一層強化し、子どもと家庭の状況に応じたきめ細かい支援を行います。



2 人材確保・育成

児童相談所における職員配置は、児童福祉法及び児童相談所運営指針等による基準に基づき、複雑化・多様化する児童虐待相談等に対し専門的知見を要する人材を配置する必要があります。児童相談所の開設以降を見据え長期的な視点に立ち、求められる能力・資質を備えた人材の確保・育成を行います。

●職員配置の考え方

- 所長
児童相談所各部門の統括や代表としての対外活動に加え、一時保護や親子分離といった強力な行政権限を行使します。開設時には、相応の経験のある職員の配置が必要です。

- 児童福祉司
子どもや保護者、関係者に必要な専門的な支援や指導をします。また、支援や指導に必要な各種調査や社会診断を行います。児童福祉司は、政令基準に則り、人口3万人に1名以上配置する必要があります。また、虐待対応件数に応じた職員加算があり、専門性と経験を備えた職員の確保・育成が課題です。全国的に、勤務年数が浅い職員が多いことが問題となっていますが、開設時に多くの経験者を確保する必要があります。

- 児童心理司
心理に関する専門的な知識・技術に基づき指導を行います。虐待等により心に傷を負った子どもへのカウンセリング等も実施します。児童福祉司（里親養育支援児童福祉司を除く。）2人につき1名配置することとしています。

- 一時保護所児童指導員
一時保護をしている子どもの生活指導や学習指導、行動観察や行動診断等を行います。児童福祉司や児童心理司と連携し、子どもや保護者等への指導も行います。一定の経験者を確保すると同時に24時間365日の勤務体制を整備する必要があります。

- その他
精神科や小児科医、保健師、弁護士、警察官OB等、医学的、法的な専門性に加え、児童相談に係る知識・経験を備えた人材を確保する必要があります。

●人材の確保・育成

児童相談所等の経験者採用による専門職の確保を行うとともに、児童相談所への職員派遣や児童福祉司任用資格講座の受講、全国の児童相談所の職員が出席している研修会への参加等の機会を設け、専門的な人材の確保・育成に努めます。

特別区が児童相談所を設置できるようになったことに加え、児童相談所の配置基準が見直され、定数が増えたことにより、職員の確保が課題となっており、開設に向けて計画的な確保・育成に努める必要があります。

●民間活力の導入

民間団体等への委託が可能な業務（フォスタリング業務（※5）等）については、民間活力を積極的に活用することによる、効果的・効率的な運営を検討します。

（※5）フォスタリング業務：里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援や取り組み

3 一時保護所

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、放任、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設です。

北区では、児童相談所等との複合化による一時保護所の整備を検討しています。児童相談所と併設することにより、一時保護中の子どもについて、児童福祉司によるきめ細かな面接を行うことができ、子どもの置かれている身体的・心理的状况に応じた援助を行うことができると考えます。一方で、家庭や子どもの状況により、区内の一時保護所で保護をすることが適切でない場合は、東京都や他区に保護を依頼するなど、広域的に対応します。

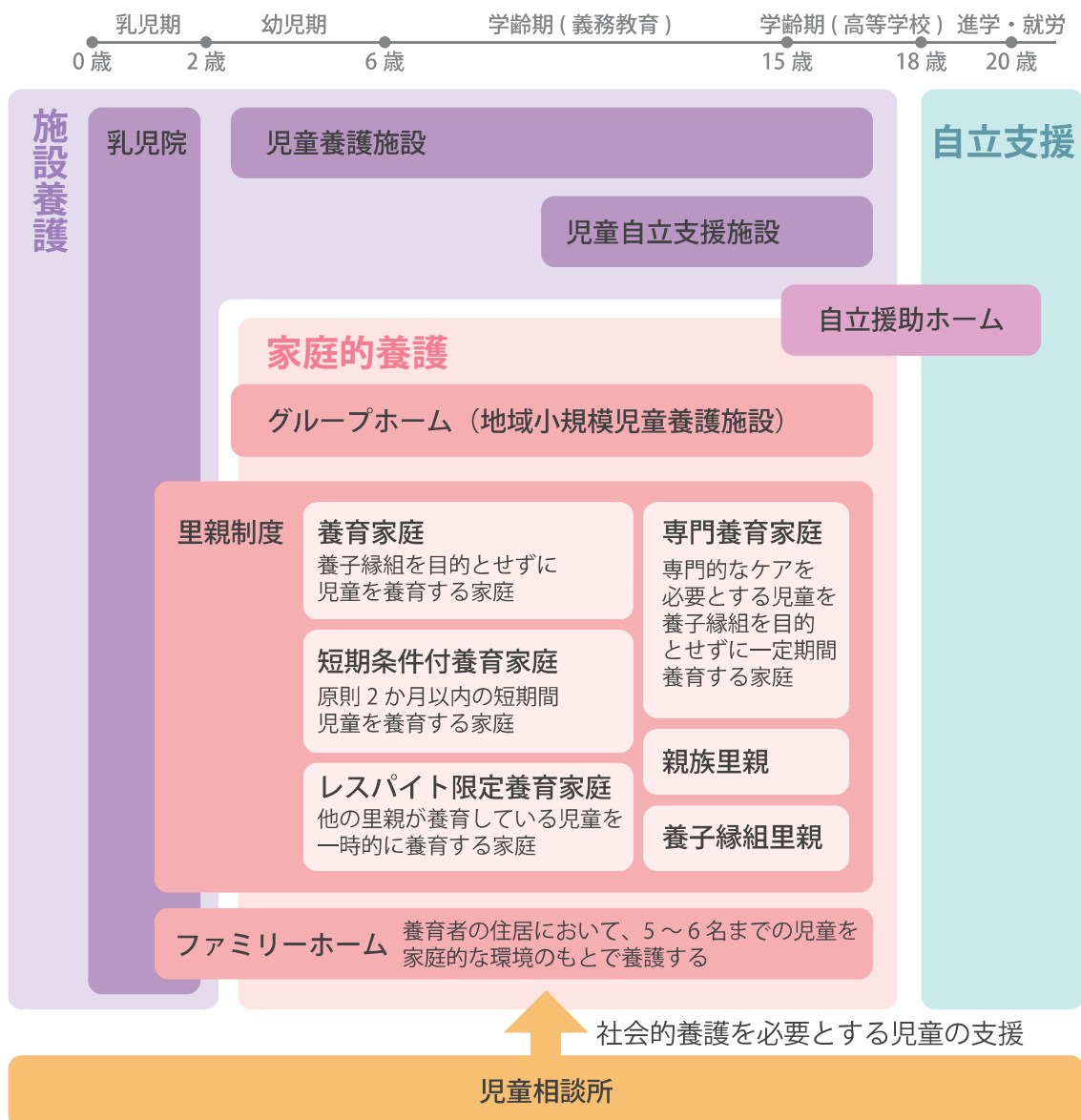
また、一時保護所は様々な子どもに対して、一人ひとりの子どもの状況に配慮した支援を行う必要があります。国が平成30年7月に示した「一時保護ガイドライン」を踏まえ、子どもたちが安心して生活できるよう個室・個浴等を整備するとともに、昨今の保護件数の増加や保護期間の長期化等を考慮し、子どもを適切に保護することができる環境を整備し、子どもの最善の利益の確保に努めます。

4 社会的養護

社会的養護とは、保護者の不在や虐待等の様々な要因により、保護者による適切な養育を受けられない児童を、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

児童相談所が一時保護した子どもについて、家庭復帰が困難である場合は、児童養護施設や里親委託などの社会的養護を行います。平成28年の児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることの明記とともに、社会的養護を必要とする児童については、里親や特別養子縁組のもとで養育されるよう、家庭養育優先の理念が規定されました。乳児院や児童養護施設などの施設養護の場合においても、小規模で家庭的な養育環境の整備が求められています。

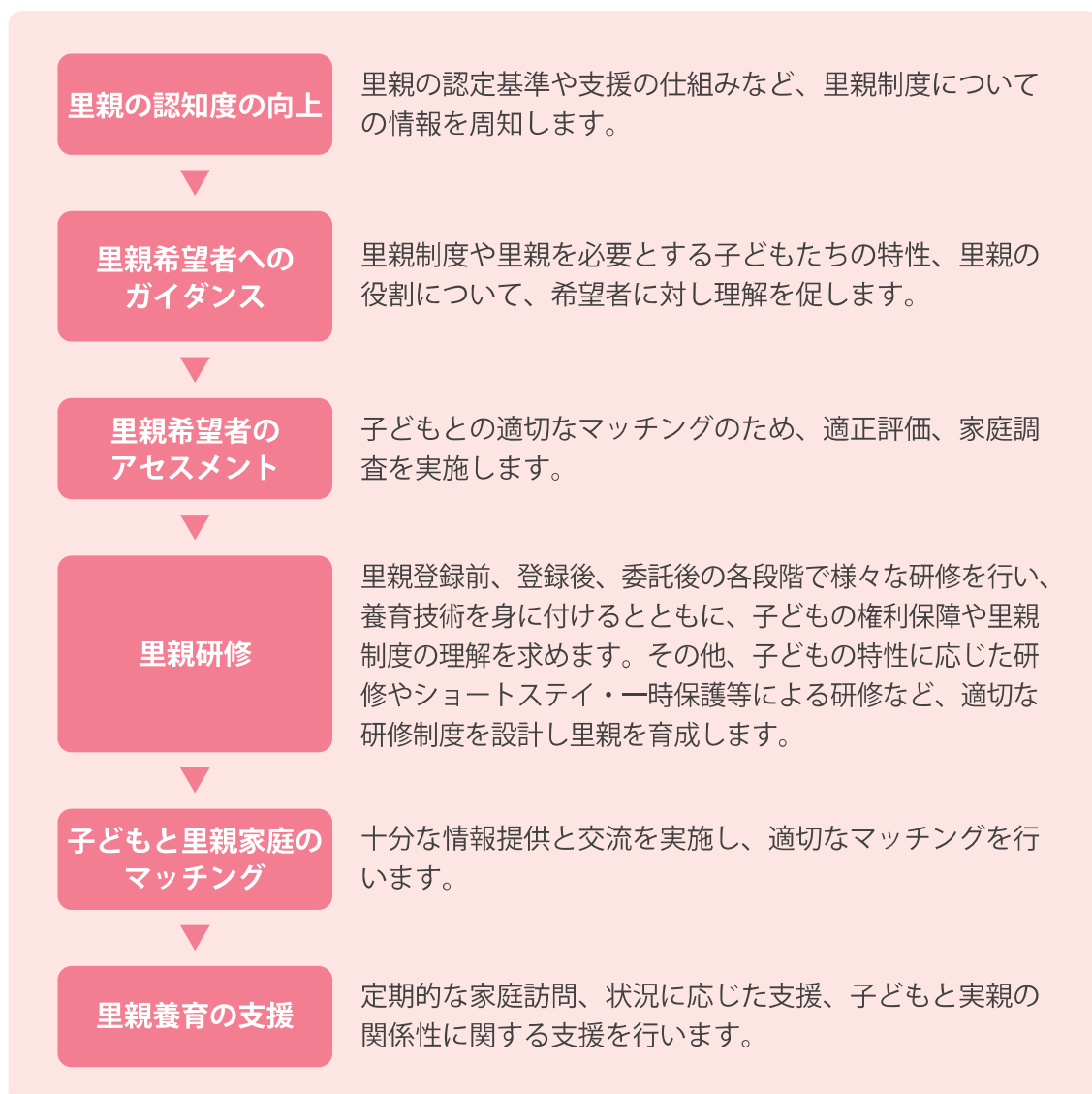
◆ 社会的養護の体系（東京都参考）◆



●里親

家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより自己肯定感を育み、人との関係において不可欠な基本的信頼感を獲得することができるとともに、適切な家庭生活を体験する中で、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できます。なお、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は家庭的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則とします。

◆里親支援の流れ◆



フォスタリング業務については、平成30年7月に国が示した「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」を踏まえ、東京都や先行区の取り組みを参考に検討していきます。

●特別養子縁組

特別養子縁組は、養親から家庭裁判所に申し立てを行う必要があり、家庭裁判所の審判によって成立すると、実親との親族関係は終了します。今後、年齢要件が6歳未満から15歳未満に拡大されることを踏まえ、家庭養育優先の原則を永続的に解決（パーマネンシー保障）できる特別養子縁組の推進を図ります。

●児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持っています。

●グループホーム（地域小規模児童養護施設）

養護施設における本体施設の分園として位置付けられ、本体施設の支援のもと、地域の民間住宅などで6名程度の児童を家庭的な環境の中で養護しています。

●乳児院

乳児（特に必要のある場合には、幼児を含む）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。児童相談所の一時保護所は、乳児への対応ができない場合が多いことから、乳児については乳児院が児童相談所から一時保護委託を受けています。また、乳児院は、地域の育児相談や、ショートステイ等の子育て支援機能も持っています。

●児童自立支援施設

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談等の援助を行うことを目的とする施設です。

●自立援助ホーム

義務教育を修了した20歳未満の児童で、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行います。

◎区内児童養護施設を卒園したもの等について、家賃の助成制度の創設など、様々な支援を検討します。

5 財源措置

国は、令和2年度より、児童虐待防止対策の強化に向け、地方自治体が児童相談所や一時保護所を整備する際の経費について、地方財政措置を拡充することとしました。

また、東京都は、特別区との都区財政調整における配分割合の変更や施設整備費に係る普通交付金の追加算定等、現状から拡充する財政措置をとりました。

今後、児童相談所等複合施設を開設し運営していくにあたり、人件費や建物等管理費、社会的養護に係る措置費等のランニングコストについても、国や東京都へ必要な財源の要望をするとともに、効率的・効果的な運営を行うことができるよう検討します。

6 広域連携

東京都及び特別区間の広域連携について、児童の最善の利益を念頭に、更に連携強化を図ります。今後、詳細な検討を進め、必要に応じて協定を締結します。

● 都区間、特別区間の連携

里親委託 : 子どもの最善の利益を保障する観点から、都内全体から選定します。里親認定基準や養育委託費等については、都区間同一の内容とします。

児童養護施設・乳児院・自立援助ホーム :

子どもの最善の利益を保障する観点から、都区間において、入所枠を設定せず、いずれの施設においても入所措置が可能とします。なお、都立の児童養護施設については、都の入所枠として設定しますが、入所が必要な児童がいる場合は、割愛（※6）対応とします。

児童自立支援施設 : 人材育成や施設整備の点から、特別区による早急な設置は困難であるため、当面は既存の都立施設を地方自治法に基づく「事務の委託」により活用します。特別区による設置は、今後の検討課題です。

一時保護 : 自区で保護することを原則とします。適切な支援を実施することが困難な場合には、都区及び特別区間で相互に利用します。

補助金等 : 社会的養護が必要な子どもの処遇に格差が生じないよう、都区で同水準の補助金とし、変更等が必要な場合には都区で協議します。

（※6）割愛：他自治体の定員枠を一時的に譲り受けること

その他 : ケース引継ぎは、区児相の開設の約半年前から都児相へ職員を派遣して実施します。また、区の一時保護所開設にあたり、都が開設当初の支援を実施します。

7 児童相談所設置市（区）事務

市（区）が児童相談所を設置する場合、処理する事務が児童福祉法第59条の4第1項により定められています。現在都によって処理されているこれらの事務について、区の児童相談所の設置後に都から区へ移譲するか等、広域的な調整が必要です。

また、児童相談所の業務における基本的な考え方については、厚労省により「児童相談所を設置する市について」において通知されています。平成29年、この内容に特別区を含むことが通知されています。

厚生労働省通知（雇児総発第0829001号 平成20年8月29日）

「児童相談所を設置する市について」より「児童相談所設置市の考え方」（抜粋）

児童相談所は、児童福祉行政の中核として、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等を的確に捉えるとともに、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行う行政機関として設置されるものである。

こうしたことから、児童相談所設置市においては、児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の設置の認可、里親の認定、要保護児童の保護措置及び児童福祉法の適用がある少年について強制措置を必要とする時の家庭裁判所送致等の実施等を一貫して行うことが必要であり、児童相談所設置市の事務の範囲は指定都市が行うこととしている事務と同様のものである。

児童相談所設置市となるためには、こうした事務を遂行するための人的体制等の整備が必要である。

◆児童相談所設置市事務◆

No.	事務	内容	根拠
1	児童福祉審議会の設置に関する事務	児童、妊産婦、知的障害者の福祉に関する事項、母子保健に関する事項を調査審議し、意見を述べる。また、知事の諮問に応え、関係機関に意見を具申する。	法第 8 条第 4 項、 法第 9 条など
2	里親に関する事務	里親希望者に対して、里親として適当であるか調査し、適当であるものを里親として認定する。	法第 6 条の 4、 法施行細則第 14 条 など
3	児童委員に関する事務	児童委員の指揮監督及び研修を行う。	法第 17 条第 4 項、 第 18 条の 2
4	指定療育機関に関する事務	結核罹患児童の医療に係る療育の給付、給付事務を委託する病院（指定療育機関）の指定を行う。	法第 20 条など
5	小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務	小児慢性特定疾病にかかっている児童の保護者への医療費の支給、医療機関の指定等を行う。	法第 19 条の 2 など
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費並びに障害児施設医療費の支給を行う。	法第 24 条の 2 ～ 第 24 条の 7 など
7	児童自立生活援助事業に関する事務	児童自立援助事業の届出に関すること、児童自立生活援助事業に係る検査等、制限又は停止を行う。	法第 34 条の 4 ～ 法第 34 条の 6
8	児童福祉施設に関する事務	児童福祉施設の設置認可等を行う。	法第 35 条 4 項、 第 58 条など
9	認可外保育施設に関する事務	認可外保育施設への指導監督等を行う。	法第 59 条、 第 59 条の 2

No.	事務	内容	根拠
10	小規模住居型養育事業に関する事務	小規模住居型養育事業の届出、検査、制限又は停止を行う。	法第 34 条の 4 ～ 第 34 条の 6
11	障害児通所支援事業に関する事務	障害児通所支援事業等の届出、検査、制限又は停止を行う。	法第 34 条の 3 ～ 第 34 条の 6
12	一時預かり事業に関する事務	一時預かり事業の届出、検査、制限又は停止を行う。	法第 34 条の 12、第 34 条の 14
13	障害福祉サービス等情報公開に関する事務	障害児入所施設等、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援事業者の情報公開を行う。	障害者総合支援法第 76 条の 3、法第 33 条の 18
14	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務	民間あっせん機関の許可等、規定事由の事象が発生した際の民間あっせん機関からの報告、民間あっせん機関への指導及び助言等を行う。	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第 6 条、第 32 条、第 38 条～第 40 条等

◆ 国の通知等により児童相談所が処理する事務 ◆

No.	事務	内容
15	特別児童扶養手当に係る判定業務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する障害児、及び重度障害児についての知的障害の認定診断書の作成については、児童相談所も行うことができる。
16	療育手帳に係る判定業務	療育手帳制度の申請を受けた福祉事務所は、児童相談所又は知的障害者更生相談所を経由して都道府県知事等に進達する。児童相談所又は知的障害者更生相談所は、交付対象者について判定を行い、判定結果を記入の上、都道府県知事等に進達する。

参考：平成 28 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業
「児童相談所設置のためのマニュアル作成に関する調査研究」報告書

第6章 複合施設及び児童相談所の開設スケジュール

複合施設は令和7年度の開設予定、児童相談所及び一時保護所は令和8年度の開設を目指し、計画を進めます。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
施設整備		基本計画	基本設計 実施設計	建設工事		●複合施設開設 (予定)		
既存校舎の 解体工事	調査	解体設計 解体工事						
児童相談行政の 体制・組織	児童発達 支援センター 整備	子ども家庭 総合支援拠点 整備	検討					●児童相談所 及び 一時保護所 開設 (予定)
人材の 確保・育成	採用・派遣・研修等					ケース 引継		
児童相談所 設置市の事務	課題検討		組織・人員の検討			事務 引継		

※今後の検討状況により、スケジュールが変更になる場合があります。

参考資料

児童相談所等複合施設基本構想検討委員会設置要綱

30北教子家第1986号
平成30年11月27日区長決裁

（設置）

第1条 児童相談所、一時保護所、東京都北区子ども家庭支援センター、東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園（発達相談室を含む。）及び東京都北区教育総合相談センター等の機能を複合化した施設（以下「複合施設」という。）の基本構想についての検討を行うため、児童相談所等複合施設基本構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 検討委員会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項を検討する。

- （1）複合施設の基本方針（施設コンセプト）に関すること。
- （2）複合施設の施設整備の基本的な考え方に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要なこと。

（構成）

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（招集等）

第4条 委員長は、検討委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合は、その職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、検討事項に関係ある者の出席を求めることができる。

（設置期間）

第5条 検討委員会の設置期間は、設置された日から基本構想が策定された日までとする。

（有識者からの意見聴取）

第6条 検討委員会は、検討事項について必要があると認めるときは、学識経験者等の有識者から意見を聴くものとする。

（庶務）

第7条 検討委員会の庶務は、子ども家庭支援センターにおいて処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則
(適用期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から適用する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、第5条に規定する設置期間の末日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

委員長	子ども未来部長
副委員長	教育振興部長
委員	政策経営部長
	総務部長
	政策経営部企画課長
	総務部営繕課長
	総務部副参事（設備・保全担当）
	健康福祉部障害福祉課長
	まちづくり部まちづくり推進課長
	教育振興部教育政策課長
	教育振興部教育指導課長
	教育総合相談センター所長
	子ども未来部子ども未来課長
	子ども家庭支援センター所長
	子ども未来部副参事（児童相談所開設準備担当）

北区学校施設跡地利活用計画

利活用計画	
旧 赤 羽 台 東 小 学 校	<p><u>コンセプト</u> 「人が集い、人を育み、未来への希望を紡ぐまち」</p> <p><u>基本的方向</u></p> <p>① 子ども・教育に関する複合施設の整備 赤羽駅から近いという利便性を活かし、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、児童相談所・一時保護所、教育総合相談センター等、子ども・教育に関する施設・機能の複合化を行い、子どもに関わる総合的な施設の整備を検討する。子育て・児童虐待・発達・教育等の相談を一元的に対応できるようにするほか、子育て世帯が伸び伸びと過ごすことのできるひろば空間や、青少年の活動ができる空間について検討する。また、複合施設を運営する際は、児童福祉・教育施策の充実・強化を図れるよう、東洋大学をはじめ関係機関との協議を進める。</p> <p>② 魅力あるまちづくりのための有効活用 赤羽台周辺地域の状況に留意しつつ、地域のにぎわいに資する土地利用や利便性の向上、また、安全なまちづくりにつながる土地利用について検討を進める。具体的には、現行の地区計画において示している「中高層住宅複合B地区」としての活用を誘導するほか、歩行者ネットワークの整備やオープンスペースの確保等について検討する。</p> <p>③ 防災機能の確保 これまで当跡地が担ってきた防災機能を踏まえ、災害時におけるオープンスペースの利用のほか、隣接する大学キャンパスの一部をいっとき集合場所・避難場所として活用することについて、東洋大学と協議を進めるなど、地域全体での防災機能の確保に努める。</p> <p><u>事業手法</u></p> <p>○具体的に利活用を進める際は、用途地域や地区計画に定める土地利用方針との整合性を図りつつ、必要に応じて地区計画の見直しを検討する。</p> <p>○より有効な土地活用を図るため、UR都市機構の用地との一体的な活用について検討し、土地利用の方法等について機構と協議を進める。</p> <p>○「北区学校施設跡地利活用指針」に基づき、将来的な土地利用のあり方を踏まえ、資産としての活用方法を十分に検討する。</p>

複合化の対象施設の現況（令和2年7月1日現在）

名称	所在地	延床面積（㎡）
子ども家庭支援センター（相談機能）	北区王子6-7-3 2階	436.50
子ども家庭支援センター（ひろば機能等）	北区王子6-7-3 1階	436.50
さくらんぼ園（療育機能）	北区豊島4-16-38	620.65
さくらんぼ園（発達相談機能）	北区中十条1-2-18 障害者福祉センター4階	213.98
教育総合相談センター	北区滝野川2-52-10	1,916.91 (体育館を含む)
北児童相談所	北区王子6-1-12	1,138.40
一時保護所	— (区内に施設の所在なし)	— (想定している児童定員 10～15名程度)

東京都の児童相談所の現況（令和2年7月1日現在）

	児相名	管轄地域
1	児童相談センター	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、豊島区、練馬区、島しょ地域
2	江東児童相談所	墨田区、江東区
3	品川児童相談所	品川区、目黒区、大田区
4	杉並児童相談所	杉並区、中野区、武蔵野市、三鷹市
5	北児童相談所	北区、板橋区
6	足立児童相談所	足立区、葛飾区
7	八王子児童相談所	八王子市、町田市、日野市
8	立川児童相談所	立川市、青梅市、昭島市、国立市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
9	小平児童相談所	小平市、小金井市、東村山市、国分寺市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市
10	多摩児童相談所	多摩市、府中市、調布市、稲城市、狛江市

特別区の児童相談所の現況（令和2年7月1日現在）

	児相名	管轄地域
1	世田谷区児童相談所	世田谷区
2	江戸川区児童相談所	江戸川区
3	荒川区児童相談所	荒川区

北区児童相談所等複合施設基本構想

刊行物登録番号

2-1-053

発行年月 令和2年（2020年）7月

発行 東京都北区教育委員会事務局

子ども未来部子ども家庭支援センター

〒114-0002 北区王子6-7-3

電話 03（3914）9565

「北区子ども・子育て支援計画2015」実績報告
次世代育成支援行動計画(主な取り組み事業一覧)

グレー:主要事業 No欄 ※:子ども・子育て支援事業計画と重複する事業

＜令和元年度目標に対する進捗状況＞

◎:100%超、○:100%～75%達成、△:概ね75%達成 ▲:50%以下

資料2-1
子ども・子育て会議資料
令和2年8月5日
子ども未来部子ども未来課

施策目標		1 家庭の育てる力を支援								
個別目標		① 保育ニーズに対応した支援サービスの強化								
施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績	【主要事業】 令和元年度目標	令和元年度目標に対する進捗状況	(参考) 中期計画年度別計画		
								29年度	30年度	31年度
1-1	1 ※	保育所待機児童解消	待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら施設整備を計画的に推進します。	子ども環境 応援担当課	令和2年4月期においては、対前年度比306名の受入数増を行った。(令和2年4月時点の総受入数9,494人)	定員数9,428人	◎:100%超	898人 (定員数 8,099 人)	778人 (定員数 8,877 人)	200人 (定員数 9,077 人)
1-1	2 ※	放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。小学校3年生までは学童クラブで、4年生以上は児童館や放課後子ども総合プランの一般登録の特例的な利用で対応します。	子ども環境 応援担当課	77ヶ所で開催。 定員 3,220人 登録児童数 2,816人 4～6年生登録児童数 483人(外数) (※令和2年4月1日現在) ※利用申請に地区の偏在があるため、待機児童が発生している。	定員2,750人 (小学校1年生～3年生)	◎:100%超	110人 増(定員 数 2,625 人)	80人増 (定員数 2,705 人)	45人増 (定員数 2,750 人)
個別目標		② 子育てに関する相談・情報提供の充実								
施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績	【主要事業】 令和元年度目標	令和元年度目標に対する進捗状況	(参考) 中期計画年度別計画		
								29年度	30年度	31年度
1-2	3 ※	利用者支援事業	子ども及びその保護者、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報収集・情報提供、必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援をします。	健康推進 課、子ども 家庭支援セ ンター	子育て家庭や妊産婦のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業など、来館及び電話にて対応した。「特定型」1か所(子ども家庭支援センター) 来館者:3,360人 電話:442人 計3,802人 「母子保健型」3か所(王子、赤羽、滝野川の各健康支援センター) 面接者:2,605人	1か所	◎:100%超	推進	推進	推進
1-2	9	子育て応援サイトの充実	「子育てするなら北区が一番」の情報発信の中心的な役割を果たす「子育て応援サイト」の作成・更新を行い、北区の子育てに関する情報を集約、発信していきます。	子ども未来 課	子育て応援サイト「きたハビモバイル」にて子育て関連情報の発信を行った。 令和元年度未登録件数:5,282件	運用・拡充	○:100%～75%達成	推進	拡充	推進
個別目標		③ 親育ちへの支援								
施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績	【主要事業】 令和元年度目標	令和元年度目標に対する進捗状況	(参考) 中期計画年度別計画		
								29年度	30年度	31年度
1-3	1	はびママ学級・パパになるための半日コース (旧事業名:ママパパ学級・パパになるための半日コース)	専門職による妊娠・出産・育児についての指導や助言、実習を行います。また、その講習を通して、先輩ママ・パパとの交流を図り、妊娠中からの子育て仲間づくりを目指します。	健康推進課	はびママ学級22回実施 参加者 延べ1,113人 パパになるための半日コース22回実施 参加者 延べ938人	はびママ学級24回実施 年1,680人(年延べ) パパ半日年24回 年720人	○:100%～75%達成	推進	推進	推進

1-3	3※	親育ちサポート事業	地域の子育て支援施設である児童館（子どもセンター）で、乳幼児を育てる親を対象にカナダ生まれの親支援プログラム「ノーバティズ・パーフェクト・プログラム（NPプログラム）」を実施、親が自信を持って子育てができるようサポートします。	子ども未来課	全児童館（子どもセンター）で21講座/年実施。参加者数190人。 うち再受講者のための「NPプログラムアゲイン」1講座実施（参加者数11人）。父親向けの「パパのためのNPプログラム」2講座実施（参加者数12人）。「ワーキングマザーのためのNPプログラム」1講座実施（参加者5人）。	年24回開催、年264人	△：概ね75%達成			
1-3	4	ママ応援プロジェクト	乳幼児を持つ保護者を対象に、家庭教育に関する学習の機会を提供します。	子ども未来課	4講座実施 参加者延べ231人 ※コロナによる影響で3月の講座が中止 ※No.5-3-3/パパ・孫育て応援プロジェクトとの合計444人	目標数：No.5-3-3「パパ・孫育て応援プロジェクト」を合わせた参加者数 延べ参加者数600人	△：概ね75%達成			

個別目標 ④ 安心できる妊娠・出産・子育てへの支援

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績	【主要事業】 令和元年度目標	令和元年度目標に対する進捗状況	（参考）中期計画年度別計画		
								29年度	30年度	31年度
1-4	2※	妊産婦健康診査	妊婦に対して、委託医療機関において妊婦健康診査（最大14回まで）、妊婦超音波検査を公費負担により実施します。産婦については、乳児健康診査時に実施します。	健康推進課	妊婦健康診査等 対象者数 3,276人 延べ 38,148人 産婦健康診査 2,723人	妊婦健診 延44,609人 産婦健診 3,252人				
1-4	6※	妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業	保健師や助産師が妊娠・産後の健康管理のための訪問を実施します。また、新生児の発育・発達・保育等の助言指導を行うため、全戸訪問を実施し、子育て支援に関する必要な情報提供も行います。さらに、支援が必要な家庭に対しては、継続的なフォローを実施し、適切なサービスに結び付けるなど、地域の中で子どもが健やかに育成することを支援します。	健康推進課	妊産婦訪問人数 延べ2,853人 新生児訪問人数 延べ2,629人	訪問人数2,692人				
1-4	7	産前産後セルフケア講座	妊娠安定期と産後3か月までの女性を対象として、自身の身体のケアと育児不安や孤立感の軽減を図ります。	健康推進課	全児童館・子どもセンターで実施 実施回数 43回 妊婦参加者 132人 産婦参加者 257人	全児童館、子どもセンターでの実施を推進	○：100%～75%達成	拡充	推進	推進

個別目標 ⑤ 経済的負担の軽減

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績	【主要事業】 令和元年度目標	令和元年度目標に対する進捗状況	（参考）中期計画年度別計画		
								29年度	30年度	31年度
1-5	2	子ども医療費助成	0歳～中学3年生（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの保険適用医療費自己負担分を区が負担します。高校生等については、入院医療費の自己負担分を助成します。	子ども未来課	受給者数 38,276人/年 高校生等入院医療費支払件数 84件	維持推進	○：100%～75%達成			
1-5	4	私立幼稚園等入園祝い金交付事業	私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類の幼児施設に幼児を通わせている保護者に対し、初年度に祝金を交付します。	子ども環境 応援担当課	交付人数 1,170人/年	維持推進	○：100%～75%達成			
1-5	9	親元近居助成	子育てや介護等を共助しあうため、北区内に住む親世帯に近居して、住宅を取得するファミリー世帯に対し、取得時の登記費用の一部を助成します。	住宅課	90件	年間70件	◎：100%超	70件	70件	70件

施策目標		2 子育て家庭を支援する地域づくり									
個別目標		① 地域における子育て家庭への支援									
施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績	【主要事業】 令和元年度目標	令和元年度目標に対する進捗状況	(参考) 中期計画年度別計画			
								29年度	30年度	31年度	
2-1	2	児童館（子どもセンター）での乳幼児クラブ及びサークル活動	親の育児不安解消や交流の場の提供、仲間づくりをするために、親子で体操、工作、リズム遊びなどを行います。また、子育て中の保護者が、気軽に子育てサークルに参加できる仕組みをつくり、子育てサークル活動を支援します。	子どもわくわく課	全児童館（子どもセンター）で実施。	全児童館（子どもセンター）で実施	○：100%～75%達成				
2-1	8	幼稚園・保育園における地域子育て支援活動	在園児及び地域の未就園児の保護者に対して、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供、幼稚園未就園児の体験入園などを実施して、地域の子育てを支援します。	保育課、学校支援課、子ども環境応援担当課	全保育園で実施。私立幼稚園各園において、園庭開放や地域との交流を実施した。全公立幼稚園で月2回程度未就園児の会を実施し、園舎、園庭の開放を行った。また、同時に子育て相談を実施。私立幼稚園各園において、園庭開放や地域との交流を実施した。	全幼稚園で実施 全保育園で実施	○：100%～75%達成				
2-1	10※	ファミリー・サポート・センター事業	保育園・学童クラブの送迎など、保護者の都合等でお子さんの育児ができないとき、区が連絡調整を行い区民による「サポート会員」がお子さんをお預かりします。	子ども家庭支援センター	ファミリー会員数：3,733世帯 サポート会員数：534人 年間サポート活動数（延べ7,457人日）	サポート会員数740人	△：概ね75%達成				
2-1	11	家庭教育力向上アクションプラン	家庭教育力向上アクションプランを作成するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進するほか、親子のきずなづくりや生活習慣の形成事業等を実施します。 （具体的な取組：①ブックスタート②親子サポート事業③生活リズムお邪魔妖怪～退治日記～④親子きずなづくり⑤メディアコントロール⑥家庭学習支援事業⑦みんなで育児応援プロジェクト 29年度からの新たな取組：⑧はぐphoto事業⑨家でやっておきたい10の大切なこと⑩さわやか★朝ひろば⑪未来の親を育てようプロジェクト⑫北区きずな歌⑬北区版家庭学習のすすめ⑭北区ハイタッチ運動）	教育政策課、生涯学習・学校地域連携課、教育指導課、中央図書館、子ども未来課、保育課	①～⑦について引き続き推進した ⑧区立保育園6園で実施 ⑨区内幼稚園・こども園・認可保育園の5歳児ハリーフレット配付/講演会1回（95名参加） ⑬区立学校の新1年生の児童・生徒に配布（教育政策課） ・親子きずなづくり講演会実施（2回） ・親子のきずなづくり事業「ステップ・バイ・ステップ」（20校） ・「My弁当をつくろう！」（1回）	拡充	○：100%～75%達成	拡充	推進	推進	
個別目標		② 健やかに育ち、育てる地域活動の促進									
施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績	【主要事業】 令和元年度目標	令和元年度目標に対する進捗状況	(参考) 中期計画年度別計画			
								29年度	30年度	31年度	
2-2	1	協働による地域づくりの推進	地域づくり応援団事業：NPOやボランティア団体などが自主的に企画、実施する公共的活動を支援します。政策提案協働事業：NPOやボランティア団体などからの事業提案により、区と協働して実施します。	地域振興課	地域づくり応援団事業 20万円以上 7事業助成 50万円以上 4事業助成 【上記9事業のうち、子育て支援関連事業は5事業】 政策提案事業 令和元年度は新規2事業【子育て支援関連事業1事業】	推進	○：100%～75%達成				
2-2	3	青少年地区委員会活動	区内各地区において、伝統や環境などの特性を活かして、スポーツ、野外活動、家族ふれあいの日事業等を実施する青少年地区委員会の活動を支援します。	生涯学習・学校地域連携課	参加人数 延べ64,257名/年	維持推進	○：100%～75%達成				

個別目標 ③ 地域における子育てネットワークの育成・支援										
施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績	【主要事業】 令和元年度目標	令和元年度目標に対する進捗状況	(参考) 中期計画年度別計画		
								29年度	30年度	31年度
2-3	1	児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）ネットワーク事業	区内を7つの地域に分け、地域の子育て支援に携わる方や児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）とその利用保護者との協働により、乳幼児親子や中高生との交流や居場所づくりなど、0歳～18歳までの児童を視野に入れて、子育て、子育ての環境づくりを推進します。	子どもわくわく課	区内7地区（浮間・赤羽北、赤羽東、赤羽西、王子・豊島、十条、田端・中里・栄町、滝野川）のそれぞれの地域でより効果的な子育て、子育ての環境づくりを整えるための活動を推進。	7地域で実施	○：100%～75%達成			
個別目標 ④ 地域づくりのための人材育成の推進										
施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績	【主要事業】 令和元年度目標	令和元年度目標に対する進捗状況	(参考) 中期計画年度別計画		
								29年度	30年度	31年度
2-4	3	児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）等専門研修	児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）職員に対し、乳幼児親子や中高生対応に必要なスキルを身につける研修を行います。また、地域ネットワークの拠点として、利用者・地域・学校等の関係機関を結びつける意識と能力を身につける研修を行います。	子どもわくわく課	新任研修：8回 専門研修：5回 放課後スタッフ研修：7回	年14回開催	◎：100%超			
個別目標 ⑤ 子どもの安全を確保する活動の推進										
施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績	【主要事業】 令和元年度目標	令和元年度目標に対する進捗状況	(参考) 中期計画年度別計画		
								29年度	30年度	31年度
2-5	1	子ども見守りネットワークの構築	区内で刃物所持事件等、子どもが犯罪被害に遭う恐れのある事案や、子どもへの声掛け事案が発生した場合に、小学校や保育園、幼稚園、児童館（子どもセンター）等の関係施設の所管課に対し一斉にメールを送信する等、各施設への迅速な周知を行います。	危機管理課	情報発信回数：26回	維持推進	○：100%～75%達成			
2-5	5	子ども防犯教室	区内の保育園、幼稚園、児童館（子どもセンター）等の子どもたちを対象に、警察OBの防犯推進員による腹話術人形や紙芝居などを活用した防犯教室を実施します。	危機管理課	50回実施 ※不審者対応訓練は61回実施	年100回実施 (2-5-6不審者対応訓練と合わせ)	◎：100%超	100回 実施	100回 実施	100回 実施

2-5	12	安心安全な給食の実施	園児・児童・生徒に安心安全でおいしい給食を提供するため、栄養士の管理の下で新鮮な食材を購入し、食品搬入時の点検や調理工程上の衛生管理に努め、保育園・区立小中学校で手づくりの給食を提供します。 ・調理従事者には毎月2回の細菌検査を実施します。 ・おかずの衛生検査を保育園は年4回、区立小中学校は年3回実施します。 ・日常点検票に基づき毎日衛生チェックをします。 ・北区保健所における給食調理場一斉衛生検査の実施及び衛生講習会を調理員、栄養士、委託調理従事員を含むスタッフが受講します。	保育課、 学校支援課	【小・中学校】 ・調理従事者には毎月2回の細菌検査と年3回のノロウイルス検査を実施。 ・おかずの衛生検査を区立小中学校は年3回実施。 ・日常点検票に基づき毎日衛生チェックの実施。 ・調理員、栄養士、委託調理従事員を対象の研修を2回実施。 【全保育園】 ・調理従事者には毎月2回の細菌検査を実施。 ・おかずの衛生検査を実施（公立保育園は年4回、公立保育園（指定管理）と私立保育園は年1回） ・日常点検票に基づき毎日衛生チェックの実施。 ・北区保健所における給食調理場一斉衛生検査の実施及び衛生講習会を調理員、栄養士、委託調理従事員を含むスタッフが受講します。	保育園及び小中学校で実施	○：100%～75%達成			
2-5	21	通学路の交通安全対策	通学路の交差点や横断歩道等に児童交通指導員を配置したり、通学路標識を設置し、通学路の交通安全対策を実施します。	学校支援課	全公立小学校で交通指導員を配置している。 配置ヶ所：151か所 また、通学路標識534か所、電柱巻標識869か所を設置し、維持管理している。	児童交通指導員128箇所 通学路標識538本	○：100%～75%達成			

施策目標 3 未来を担う人づくり

個別目標 ① 就学前教育の充実

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績	【主要事業】 令和元年度目標	令和元年度目標に対する進捗状況	（参考）中期計画年度別計画		
								29年度	30年度	31年度
3-1	4	きらきら0年生応援プロジェクト	幼児教育から小学校教育への連続性を重視し、円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携・交流事業を実施するとともに、保護者を対象に「小学校入学前子育てセミナー」を開催します。また、「北区保幼小交流プログラム・保幼小接続期カリキュラム」の活用を推進・拡大するために幼児教育施設にコーディネーターを派遣します。	教育政策課	①交流実施 小学校：区立35校 保育園：区立38園、私立23園 幼稚園・こども園：区立5園、私立23園 ②担任研修会 3歳児担任研修（年1回・108名） 4歳児担任研修（年3回・233名） 5歳児・小学校1年生担任研修（年3回・276名） ③小学校入学前子育てセミナー実施 230名参加 ④コーディネーター派遣 公私立保育園幼稚園20園	維持推進	○：100%～75%達成			
3-1	5	区立認定こども園の開設	就学前教育のさらなる充実を図るとともに、区民ニーズに積極的に応えるため、幼稚園機能、保育所機能、地域の子育て支援機能を併せ持つ「認定こども園」の開設に取り組みます。モデル実施として、平成29年度に1園の開設を予定しています。	学校支援課	平成29年4月開設済み	1園開園後の検証	○：100%～75%達成	設置	検証	検証

個別目標		② 教育の場における子育ての支援								
施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績	【主要事業】 令和元年度目標	令和元年度目標に対する進捗状況	(参考) 中期計画年度別計画		
								29年度	30年度	31年度
3-2	4	北区小中一貫教育の推進	北区学校ファミリー構想を踏まえ、サブファミリーが義務教育9年間を貫いた「育てたい子ども像」や教育目標を設定し、小中学校間の円滑な接続を目指します。	教育政策課	令和元年度から小学校で使用する教科用図書 の採択を受け、各中学校に教科用図書を配布し、小中一貫カリキュラムの見直しを図り、中学校への円滑な接続を行えるよう、改善及び充実を図った。	全サブファミリーで推進	○：100%～75%達成			
3-2	6	理科大好きプロジェクト 〔グローバル人材育成プロジェクト〕	理科実験支援事業、実験講座（平成27年度より、サイエンスDAYキャンプをサイエンスラボへ一本化）を実施します。	教育指導課	理科実験支援事業：延べ94学級/年 実験講座 サイエンスラボ：全10回/年 科学・環境スクール：全6回/年	全中学校で推進	○：100%～75%達成	推進	推進	推進
3-2	12	イングリッシュサマーキャンプ事業 〔グローバル人材育成プロジェクト〕	区立中学2年生を対象とした夏季施設事業。外国人留学生と活動を共にすることにより、英語によるコミュニケーション能力の向上と国際理解を深めることを目的とします。	学校支援課	全中学校で実施 実施場所：栃木県那須町 生徒参加数：1,283人（参加率89.7%） 外国人留学生：222名（63の国と地域）	全中学校で推進	○：100%～75%達成	推進	推進	推進
3-2	13	新聞大好きプロジェクト 〔グローバル人材育成プロジェクト〕	区立小中学校の児童・生徒に新聞に親しませ、社会の出来事やしぐみに興味・関心を持たせるとともに、新聞を活用した授業を行うことを通じて、言語活動の充実を図り、生きる力を育みます。	教育指導課	・教員向けの研修を年2回実施。 ・全区立小中学校で新聞を活用した取り組みを実施。 ・「比べて読もう新聞コンクール」（第7回）の開催。	全小中学校で推進	○：100%～75%達成	推進	推進	推進
3-2	14	ALTの配置〔グローバル人材育成プロジェクト〕	区立小中学生の英語に触れる機会を積極的に増やし、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成します。 小学校では、小1～小6の英語及び外国語活動の時間にALT（外国語指導助手）を配置します。 滝野川紅葉中学校では、放課後を活用してイングリッシュプラザを実施し、英語活用の機会を増やします。	教育指導課	<ALT配置小学校> 1～2年 20時間/年 3～6年 35時間/年 <中学校> 1～2年 35時間/年 3年 25時間/年	全小中学校で推進	○：100%～75%達成			
3-2	15	学力パワーアップ事業 〔確かな学力向上プロジェクト〕	区立小中学校に、非常勤講師を配置し、児童一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導により、基礎的・基本的な学力の定着と向上を図ります。	教育指導課	全区立小・中学校で実施。 <非常勤講師配置数> 小学校：120人 中学校：25人	全小中学校で推進	○：100%～75%達成	推進	推進	推進
3-2	16	中学校スクラム・サポート事業 〔確かな学力向上プロジェクト〕	数学専任の教育アドバイザー（元校長）が、全区立中学校において数学専科の教員への巡回指導を実施し、各学校での授業改善を推進します。また、家庭学習アドバイザー（外部講師）が、希望する生徒の数学及び英語の家庭学習を支援し、生徒個々の課題の解決と学習意欲の向上に取り組みます。	教育指導課	教育アドバイザーの訪問指導回数 95回/年 家庭学習アドバイザーを全12校に設置。 <支援を受けた生徒数> 数学：621名 英語：664名 理科：103名	全中学校で推進	◎：100%超	推進	推進	推進
3-2	17	夢サポート教室 〔確かな学力向上プロジェクト〕	中学生を対象に、生徒一人ひとりの夢や希望する進路の実現を支援する学習教室を実施します。（27年度モデル実施）	教育指導課	（平成30年度で事業終了） 中学生の学習支援事業が、令和元年度から中学3年生まで対象となったため。	全中学校で推進		推進	推進	推進

3-2	18	学力フォローアップ教室 〔確かな学力向上プロジェクト〕	早い段階での学習のつまずきを解消するため、小学3年生、4年生を対象に学力補充教室を実施します。（27年度モデル校実施）	教育指導課	平成28年度より全小学校で実施。 平成30年度より、小5～6年生を対象を拡大。令和元年度は区内24校でモデル実施。	全小学校で推進	◎：100%超	推進	推進	推進
3-2	23	ふるさと北区への愛着を育む事業 〔グローバル人材育成プロジェクト〕	北区の子どもがたちが、郷土を知り、郷土への関心を高めるため、小学校の社会科や総合的な学習の時間帯において、「北区の歴史 はじめの一歩」を活用した学習等を実施することにより、「ふるさと北区」への愛着を育む事業を推進します。	教育指導課	「北区の歴史ははじめの一歩」を全小・中学校に配付している。	全小学校で推進	◎：100%超			

個別目標 ⑨ 自己実現の場と体験機会の提供

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績	【主要事業】 令和元年度目標	令和元年度目標に対する進捗状況	（参考）中期計画年度別計画		
								29年度	30年度	31年度
3-3	3	中学生防災学校 〔中学生地域防災力向上プロジェクト〕	中学生を対象に、AEDの使い方や初期消火の方法など防災の知識を身に付けさせ、中学生の力が地域の防災力向上に寄与するよう指導します	防災課	区立中学校（全12校）で実施	全区立中学校で実施	○：100%～75%達成			
3-3	4	地域防災リーダー育成・中学生編 〔中学生地域防災力向上プロジェクト〕	中学生が将来の地域防災リーダーになれるよう、地域の自主防災組織や消防団、消防署、学校などと連携を図り、地域や学校に配備されている防災資機材（D級ポンプ、救助用品、炊き出し用品等）の使用方法を体験させることで、災害発生時には、中学生が中心となって活躍できる基盤づくりを行います。	防災課	<ul style="list-style-type: none"> 中学生防災学校の実施校のうち、2校で実施（神谷・桐ヶ丘） 赤羽岩淵中学校創立10周年記念事業実行委員会主催のもと、避難所開設訓練を実施 	全区立中学校で推進	▲：50%以下			
3-3	9	スクールコンサート	小中学生や就学前児童を対象に学校の体育館などで演奏会等を行い、鑑賞の機会を設け間近に触れることにより、文化芸術を楽しむ豊かな時間の体験やきっかけづくりを図ります。（希望園で実施）	地域振興課	小学校34校、中学校8校、保育園12園、幼稚園2園、子ども発達支援センター1園で実施。	維持推進	○：100%～75%達成			
3-3	23	キャリア教育の実施	社会的自立・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、区立小中学校における教育活動をキャリア教育の視点でとらえ直し、職場体験の実施などそれぞれの発達段階に即した継続的な指導を実施します。	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育は、全区立小・中学校で実施。 青森県東通村へ宿泊を伴う職場体験を実施（浮間中より8名参加） 	全区立小中学校で実施	○：100%～75%達成			
3-3	26	トップアスリート直伝教室	味の素ナショナルトレーニングセンター等と連携を図り、小中学生を対象にトップアスリートの技術や競技経験を活かした各種スポーツ教室を開催し、スポーツの楽しさや継続することの大切さを体得します。また、キッズアスレティックスを小学校単位で体験し、子どもたちの運動能力の開発・向上を図ります。	東京オリンピック・パラリンピック担当課	【トップアスリート直伝教室】 ①卓球（59人）②バスケットボール（67人）③バレーボール（56人）④サッカー（70人）⑤柔道（30人）⑥バドミントン（中止、61人応募） 【キッズアスレティックス】 12校実施	継続 キッズアスレティックス 12校	○：100%～75%達成	推進	推進	推進

個別目標 ④ ところとからだの健全な成長への支援

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績	【主要事業】 令和元年度目標	令和元年度目標に対する進捗状況	(参考) 中期計画年度別計画		
								29年度	30年度	31年度
3-4	4	乳幼児健康診査 (3~4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児)	健康支援センター・委託医療機関にて集団・個別で健診を行います。専門家による育児・栄養・心理・歯科保健相談も行います。また、育児支援の相談や情報提供を図り、問題を早期に発見し対応します。	健康推進課	3カ月児健康診査 2,743人 6・9カ月児健康診査 延べ5,419人 1歳6カ月児健康診査 2,603人 3歳児健康診査 2,705人 受診者延べ人数 13,470人	受診者数延べ14,054人	○ : 100%~75%達成			
3-4	10	北区楽しい食の推進員による食育講座	食の大切さを伝えていくため、区独自で養成している「北区楽しい食の推進員(栄養士)」が講師となり、主に児童館(子どもセンター)の乳幼児クラブに参加している保護者を対象として食に関するテーマの講座を実施します。	健康推進課	児童館・子どもセンター等10施設で実施 実施回数 22回 参加者 延べ661人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年2月28日より事業を休止した。	参加者数延1,000名以上	△ : 概ね75%達成			
3-4	15	心の教育推進委員会の運営	「北区心の教育推進委員会」を設置し、児童生徒の心の教育及び健全育成に関わる課題を検討し、解決の方策を探るための会議、活動及び講演会を実施します。	教育指導課	北区政策提案協働事業「多様な育ちを支える地域連携事業」にて実施	推進	○ : 100%~75%達成			

個別目標 ⑤ 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績	【主要事業】 令和元年度目標	令和元年度目標に対する進捗状況	(参考) 中期計画年度別計画		
								29年度	30年度	31年度
3-5	2	ティーンズセンターの設置	地域の中高一世代の居場所や自己実現の場・社会体験機会の場を提供するとともに、中高生世代の悩みなどの相談や地域と中高生世代の架け橋としての役割を果たし、次代を担う人材を育成していきます。	子ども未来課	「子どもセンター・ティーンズセンター配置方針」に基づき、近隣小学校への放課後子ども総合プランが導入され、環境の整った児童館を、子どもセンター・ティーンズセンターへ移行していく。 子ども・ティーンズセンター数(1)、子どもセンター数(5) : 合計6施設	移行(箇所数は検討中)		移行	移行	移行 (新中期計画のH29~31年度は、子どもセンター、ティーンズセンター合わせた目標数)
3-5	3	放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の推進	小学校を会場として、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、「学童クラブ」「放課後子ども教室」「校庭開放」「地域寺子屋」の機能を併せ持つ「放課後子ども総合プラン」を全小学校に導入していきます。実施校ごとに地域の方で構成する実行委員会を設置し、地域の方々の協力を得ながら実施します。	子どもわくわく課	わくわく☆ひろば34校で実施(王子第一小学校は改築後の令和3年度に導入予定)。王子第一小学校の導入に向けて開設準備。 学童クラブ72クラブ実施(内一体型65) 参加者数 延べ 788,752人/年	わくわく☆ひろば全校、学童クラブ64クラブ(内一体型64) 放課後子ども教室全校	◎ : 100%超	新規5校	新規5校	新規5校

施策目標		4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援								
個別目標		① 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援								
施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績	【主要事業】 令和元年度目標	令和元年度目標に対する進捗状況	(参考) 中期計画年度別計画		
								29年度	30年度	31年度
4-1	2 ※	養育支援訪問事業	子育ての不安が強く、養育が困難な家庭に対し、子ども家庭支援センター職員による助言・指導や民間ヘルパーの派遣を行い、家庭で自立した生活が送れるよう、子育てを支援し、また保護者の養育力の向上を図る。	子ども家庭支援センター	①職員による訪問：延べ593件 ②ヘルパー派遣：20家庭 延べ182件 合計 775件	1,206件	△：概ね75%達成	推進	推進	推進
4-1	3	要保護児童対策地域協議会の運営	子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所及び民生委員、保育園、幼稚園、学校、児童館（子どもセンター）を始め、小児科医・産科医・助産師・薬剤師・歯科医師等、区内の関係機関、関係団体との連携を推進し、情報を共有しながら要保護児童などへの適切な対応を図ります。	子ども家庭支援センター	①代表者会議 1回 ②実務者会議 2回 ③個別ケース会議延べ137件 ④居所不明児童対策会議 2回 ⑤母子保健連絡会 3回 ⑥児童相談所との連携 12回	充実	○：100%～75%達成			
個別目標		② ひとり親家庭への支援								
施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績	【主要事業】 令和元年度目標	令和元年度目標に対する進捗状況	(参考) 中期計画年度別計画		
								29年度	30年度	31年度
4-2	2	ひとり親家庭の親の就業促進	ハローワークと連携して就労支援を行うとともに、就業に向けて教育訓練講座への参加や資格取得などを支援し、ひとり親家庭の生活の自立に向けた支援を推進します。また、ひとり親家庭に対して、自立支援給付金事業を実施します。	生活福祉課	母子自立支援プログラム：0件/年 自立支援教育訓練給付金事業：3件/年 高等職業訓練促進給付金：3件/年 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業：0件/年	推進	◎：100%超			
4-2	3	ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取り組みに関する情報の提供	迅速かつきめ細やかな対応をめざして、相談体制を充実させるとともに、施策や取り組みについて北区ニュースやホームページで情報提供を行います。	生活福祉課 子ども未来課	①ひとり親（母子・父子）家庭相談 母子自立支援員3名（正規3名）体制で実施。 ・相談件数 生活一般：744件/年 児童：268件/年 生活援護：175件/年 その他：294件/年 合計 1,481件 ②ひとり親家庭等相談室（そらまめ相談室） ・相談支援 面接相談：363件（うち、家計相談：26件、法律相談：31件、その他相談306件） 電話相談 101件 メール相談 144件 ③ひとり親家庭支援サービスPR事業 ・ひとり親世帯向けパンフレット（北区ひとり親応援ガイドブック）の配布（発行数：3,000部） ・そらまめ相談室の案内チラシ配布（発行数：6,000枚）	充実	○：100%～75%達成			
4-2	8	児童扶養手当の支給	18歳に達した年度末までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）のいるひとり親家庭または父か母が重度の障害を有する家庭に手当を支給します。	子ども未来課	受給者数：1,624人（内、父子世帯70人）	継続	○：100%～75%達成			
4-2	9	児童育成手当の支給	18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育するひとり親家庭又は父か母が重度の障害を有する家庭及び20歳未満の障害児を養育する家庭に手当を支給します。（都制度）	子ども未来課	育成手当受給児童数：3,049人 障害手当受給児童数：191人（内、併給46人）	継続	○：100%～75%達成			

個別目標		③ 障害のある子どもと家庭への支援					(参考) 中期計画年度別計画			
施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績	【主要事業】 令和元年度目標	令和元年度目標に対する進捗状況	令和元年度目標に対する進捗状況		
								29年度	30年度	31年度
4-3	8	障害児通所支援事業 (放課後等デイサービス)	通学中の障害児に対して、放課後や学校休業日に放課後等デイサービス事業所において生活能力向上のために必要な訓練を行うとともに、居場所づくりを行います。	障害福祉課	利用者数 延4,493人/年	充実	○ : 100%~75%達成			
4-3	11	さくらんぼ園 (子ども発達支援センター)	発達の遅れやつまづきまたは、その疑いがある乳幼児に対し、相談から療育までの総合的な支援を行います。療育部門は児童福祉法に基づく「児童発達支援事業」により早期に療育を行い発達を支援し、相談部門では発達相談や区民に対する普及啓発活動等を行い、相談支援事業所として「サービス等利用計画」の作成を行います。	子ども家庭支援センター	児童発達支援利用契約者90人 新規相談件数392件 専門相談件数408件 障害児相談支援事業契約件数192件	充実	○ : 100%~75%達成			
4-3	17	特別支援教室の推進	発達障害の児童が、すべての学校に在籍していることを前提とした支援体制の整備を図り、早期に特別支援教育につなげるために、各校で指導を行うための特別支援教室を設置して、専門性の高い教員が巡回し、個に応じた特別支援教育を実施します。	教育総合相談センター	令和元年度より中学校12校全校に特別支援教室での巡回指導を開始する。 小学校35校 ・巡回拠点9校、巡回先27校 中学校12校 ・巡回拠点2校、巡回先10校	中学校への配置5校 (全小学校校対応済み)	◎ : 100%超	(中学校への配置について) 検討	(中学校への配置について) 試行	(中学校への配置について) 5校
個別目標		④ 生活困窮家庭への支援					(参考) 中期計画年度別計画			
施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績	【主要事業】 令和元年度目標	令和元年度目標に対する進捗状況	令和元年度目標に対する進捗状況		
								29年度	30年度	31年度
4-4	1	自立支援プログラム (次世代育成支援プログラム)	生活保護世帯で中学生及び高校生の子どもを持つ保護者に、塾費用及び大学等受験料を助成することにより、保護者と子どもの進級及び進学意識を高め、子どもの健全な育成を学習面から支援するとともに社会的自立を促します	生活福祉課	中学1年生 6件 中学2年生 6件 中学3年生 28件 高校1年生 5件 高校2年生 6件 高校3年生 9件 大学等受験料 14件	推進	◎ : 100%超			

施策目標		5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり								
個別目標		① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解促進								
施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績	【主要事業】 令和元年度目標	令和元年度目標に対する進捗状況	（参考）中期計画年度別計画		
								29年度	30年度	31年度
5-1	1	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランスの取り組みや推進方法等及び仕事と生活の調和に役立つ情報について、情報誌や講座等により情報提供を行います。	多様性社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランス講演会「抱え込まない介護のヒント～介護離職をしない！させない！働き続けるために～」を開催。 スペースゆうパートナーシップ事業「ワークライフバランス 子育て女性のための時間管理術」を開催。 情報誌で情報提供を行った。 	推進	○：100%～75%達成			
個別目標		② 仕事と子育ての両立のための基盤整備								
施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績	【主要事業】 令和元年度目標	令和元年度目標に対する進捗状況	（参考）中期計画年度別計画		
								29年度	30年度	31年度
5-2	1	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進事業	ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業等をワーク・ライフ・バランス推進企業と認定し、広く区内にPRをすることにより、ワーク・ライフ・バランスの啓発並びに推進を図ります。	多様性社会推進課	ワーク・ライフ・バランス推進企業6社認定。その後、HPや北区ニュース、企業紹介パネルをスペースゆう内に掲出したほか、情報誌等での紹介も行った。（事業開始からの累計28社）	推進企業認定数26社(累計)	◎：100%超	4社	4社	3社
5-2	2	アドバイザー派遣制度の推進事業	ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする企業または取り組みを更に向上させようとする企業に専門のアドバイザーを派遣する。	多様性社会推進課	ワーク・ライフ・バランスアドバイザーを1社に派遣	アドバイザー派遣年3件	▲：50%以下	3社	3社	3社
個別目標		③ 男女が共に担う子育ての推進								
施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績	【主要事業】 令和元年度目標	令和元年度目標に対する進捗状況	（参考）中期計画年度別計画		
								29年度	30年度	31年度
5-3	1	パパ参上	父親向けに、親子で楽しめる遊びや育児等の講座を行います。	子ども家庭支援センター	11回開催 633人参加	10回/年実施	◎：100%超			
5-3	3	イクメン講座・イクじいイクばあ講座（→パパ応援プロジェクトい・孫育て応援プロジェクト）	育児に積極的に関わろうとする男性（父親）や祖父母世代の育児参加を促すことで、多世代が育児に関わる環境づくりを推進し、子育て支援の輪を広げるため、父親向けの講座及び祖父母世代向けの講座などを実施します。	多様性社会推進課 子ども未来課	<ul style="list-style-type: none"> 父親向け講座 パパ講演会 1回 20人 パパスクール 3回×3クール 延べ108人 ままとめの会 1回 64人 祖父母世代向け講座 孫育て応援プロジェクト（連続講座）2日×1クール 延べ21人 ※No.1-3-4ママ応援プロジェクトとの合計444人	目標数：No.1-3-4「ママ応援プロジェクト」を合わせた参加者数 延べ参加者数600人	△：概ね75%達成			
5-3	4	父親への支援事業	児童館（子どもセンター）において、父親向けのイクメン事業や親育ちサポート事業を実施し、父親の育児参加を支援します。また、これらの講座を通して、父親同士のコミュニケーションの場の提供を行い、ネットワークづくりのきっかけとなる仕掛けを行っていきます。	子ども未来課	児童館（子どもセンター）において、親育ちサポート事業を実施。 →下記2項目を参照 1-3-3 親育ちサポート事業 5-3-3 パパ応援プロジェクト・孫育て応援プロジェクト					

「北区子ども・子育て支援計画2015及び2020」実績報告 子ども・子育て支援事業計画

資料2-2
子ども・子育て会議資料
令和2年8月5日
子ども未来部子ども未来課

1 幼児期の学校教育・保育(子ども・子育て支援計画2020の1年目)

(1) 保育園・認定こども園(保育利用分)地域型保育

■北区全域

(単位:人)

		1年目 (令和2年度 令和2年4月1日現在)			2年目 (令和3年度 令和3年4月1日現在)			3年目 (令和4年度 令和4年4月1日現在)			4年目 (令和5年度 令和5年4月1日)			5年目 (令和6年度 令和6年4月1日)			
		2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
		3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
計画 数値	量の見込み	4,492	3,388	701	4,629	3,356	719	4,592	3,441	736	4,564	3,529	755	4,573	3,614	770	
	確保 方策	特定教育・ 保育施設※	4,992	3,189	709	5,230	3,281	721	5,230	3,281	721	5,230	3,281	721	5,230	3,281	721
		特定地型保 育事業※	0	277	116	0	277	116	0	277	116	0	277	116	0	277	116
		認可外保育 施設等	0	88	26	0	88	26	0	88	26	0	88	26	0	88	26
実績	保育利用の希望者	4,664	3,711	802													
	確保 実績	特定教育・ 保育施設※	5,035	3,272	707												
		特定地型保 育事業※	0	263	103												
		認可外保育 施設等	0	88	26												
待機児数		5	61	13													

■赤羽地域

(単位:人)

		1年目 (令和2年度 令和2年4月1日現在)			2年目 (令和3年度 令和3年4月1日現在)			3年目 (令和4年度 令和4年4月1日現在)			4年目 (令和5年度 令和5年4月1日)			5年目 (令和6年度 令和6年4月1日)			
		2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
		3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
計画 数値	量の見込み	1,843	1,373	265	1,902	1,337	272	1,878	1,372	279	1,859	1,407	286	1,843	1,441	292	
	確保 方策	特定教育・ 保育施設※	2,173	1,291	288	2,277	1,335	297	2,277	1,335	297	2,277	1,335	297	2,277	1,335	297
		特定地型保 育事業※	0	64	30	0	64	30	0	64	30	0	64	30	0	64	30
		認可外保育 施設等	0	56	18	0	56	18	0	56	18	0	56	18	0	56	18
実績	保育利用の希望者	1,982	1,512	300													
	確保 実績	特定教育・ 保育施設※	2,189	1,332	288												
		特定地型保 育事業※	0	61	22												
		認可外保育 施設等	0	56	18												
待機児数		2	15	5													

■王子地域

(単位:人)

		1年目 (令和2年度 令和2年4月1日現在)			2年目 (令和3年度 令和3年4月1日現在)			3年目 (令和4年度 令和4年4月1日現在)			4年目 (令和5年度 令和5年4月1日)			5年目 (令和6年度 令和6年4月1日)			
		2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
		3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
計画 数値	量の見込み	1,633	1,168	227	1,677	1,159	235	1,661	1,197	242	1,632	1,236	250	1,641	1,274	257	
	確保 方策	特定教育・ 保育施設※	1,653	1,099	244	1,653	1,099	244	1,653	1,099	244	1,653	1,099	244	1,653	1,099	244
		特定地型保 育事業※	0	95	36	0	95	36	0	95	36	0	95	36	0	95	36
		認可外保育 施設等	0	32	8	0	32	8	0	32	8	0	32	8	0	32	8
実績	保育利用の希望者	1,556	1,201	271													
	確保 実績	特定教育・ 保育施設※	1,663	1,121	244												
		特定地型保 育事業※	0	95	36												
		認可外保育 施設等	0	32	8												
待機児数		3	14	3													

■滝野川地域

(単位:人)

		1年目 (令和2年度 令和2年4月1日現在)			2年目 (令和3年度 令和3年4月1日現在)			3年目 (令和4年度 令和4年4月1日現在)			4年目 (令和5年度 令和5年4月1日)			5年目 (令和6年度 令和6年4月1日)			
		2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
		3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
計画 数値	量の見込み	1,016	847	209	1,050	860	212	1,053	872	215	1,073	886	219	1,089	899	221	
	確保 方策	特定教育・ 保育施設※	1,166	799	177	1,300	847	180	1,300	847	180	1,300	847	180	1,300	847	180
		特定地型保 育事業※	0	118	50	0	118	50	0	118	50	0	118	50	0	118	50
		認可外保育 施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実績	保育利用の希望者	1,126	998	231													
	確保 実績	特定教育・ 保育施設※	1,183	819	175												
		特定地型保 育事業※	0	107	45												
		認可外保育 施設等	0	0	0												
待機児数		0	32	5													

(2) 幼稚園 認定こども園(教育利用分)

(人)

計画値と実績			令和2年度(1年目) (令和2年5月1日現在)		令和3年度(2年目) (令和3年5月1日現在)		令和4年度(3年目) (令和4年5月1日現在)		令和5年度(4年目) (令和5年5月1日現在)		令和6年度(5年目) (令和6年5月1日現在)			
			1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
				幼児期の学校教育の利用希望が強い		幼児期の学校教育の利用希望が強い		幼児期の学校教育の利用希望が強い		幼児期の学校教育の利用希望が強い		幼児期の学校教育の利用希望が強い		幼児期の学校教育の利用希望が強い
計画数値	量の 見込み	北区の子ども	2,219	1,159	2,234	1,166	2,268	1,184	2,321	1,213	2,386	1,249		
			3,378		3,400		3,452		3,534		3,635			
		他区市の子ども	1,859		1,837		1,785		1,703		1,602			
	確保 方策	北区の子ども	3,378		3,400		3,452		3,534		3,635			
			特定教育・保育施設	439		442		449		459		473		
		確認を受けない幼稚園	2,939		2,958		3,003		3,075		3,162			
		他区市町村の子ども	1,858		1,837		1,785		1,703		1,602			
			特定教育・保育施設	241		239		232		221		208		
			確認を受けない幼稚園	1,617		1,598		1,553		1,482		1,394		
	実績	利用希望者	4,539						0		0			
北区の子ども			2,276	776										
			3,052						0		0			
他区市の子ども		1,487												
確保 実績		北区の子ども	3,052						0		0			
			特定教育・保育施設	550										
		確認を受けない幼稚園	2,502											
		他区市町村の子ども	1,487						0		0			
			特定教育・保育施設	82										
			確認を受けない幼稚園	1,405										

2 地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援計画2015の最終年）

事業名(行動計画 No)	国が示す事業の概要	(参考)令和元年度の量の 見込みと確保方策	令和元年度の実施状況など
① 利用者支援事業 (1-2-3)	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。	量の見込み:1か所 確保方策:1か所	子育て家庭や妊産婦のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業など、来館及び電話にて対応した。実施施設4か所。 「特定型」1か所 来館者:3,360人 電話:442人 計 3,802人 「母子保健型」3か所 面接者:2,605人
② 地域子育て支援拠点事業 (1-2-1、1-2-11、2-1-3)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	量の見込み:247,572人回 確保方策:291,800人回	<p>【育ち愛ほっと館(子ども家庭支援センター)】</p> <p>育ち愛ほっと館では、親子で過ごす場所の提供、子どもの育ちや接し方などの講座の実施、子育ての情報提供を行う「ひろば事業」を実施。また児童虐待の通告窓口として、関係機関と連携して早期発見・早期対応を務めた。</p> <p>来館者数:延べ 30,533人、ひろば事業:延べ 22,133人、相談等対応数:19,325件、児童虐待受理件数 649件、延べ対応件数:19,974回</p> <p>【児童館】</p> <p>児童館(子どもセンター)において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談を実施。また、拠点の児童館(子どもセンター)において、専門相談員による子育て相談を実施。</p> <p>全児童館(子どもセンター)・児童室で実施 専門相談件数延べ 6,792件</p> <p>来館保護者数 176,929人</p>

<p>③ 妊婦健康診査 (1-4-2)</p>	<p>妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。</p>	<p>量の見込み:44,609 人回 確保方策:44,609 人回</p>	<p>母子手帳交付時に、妊婦健康診査受診券を交付している。 母子手帳交付実績 3,276 件、対象者数 3,276 人 延 38,148 人 産婦健康診査受診者数 2,723 人</p>
<p>④ 乳児家庭全戸訪問事業 (1-4-6)</p>	<p>生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。</p>	<p>量の見込み:3,018 人 確保方策:3,018 人</p>	<p>生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問している。 3 月末現在の訪問家庭数・・・2,562 件 妊産婦訪問人数 延べ 2,853 人 新生児訪問人数 延べ 2,629 人</p>
<p>⑤ 養育支援訪問事業 (1-4-10、4-1-2)</p>	<p>養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。</p>	<p>量の見込み:1,206 人 確保方策:1,206 人</p>	<p>・養育困難家庭への養育支援訪問事業 虐待リスクの高い家庭に対し、子ども家庭支援センターの職員が自立支援計画を作成し、具体的な援助やアドバイスを行うためヘルパーを派遣する事業 派遣実績:20 家庭 延べ 182 人 ・職員による養育支援訪問事業(子ども家庭支援センター) 訪問件数:延べ 593 人 合計 775 人</p>

<p>⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ) (1-1-4)</p>	<p>保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育を行う事業。</p>	<p>量の見込み:1,658 人日 確保方策:1,795 人日</p>	<p>ショートステイの利用件数:延べ 74 人 ※実施場所:星美ホーム ※対象:区内在住の2歳以上 12 歳(小学 6 年生)までの児童</p>
<p>⑦ ファミリー・サポート・センター事業(就学児童) (2-1-10)</p>	<p>育児の支援を受けたい乳幼児や小学生のいるファミリー会員と、育児の支援を行うサポート会員との有償の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。</p>	<p>量の見込み:6,566 人日 確保方策:7,200 人日</p>	<p>サポート利用総数:延べ 2,833 人 夕方から夜間にかけての子どもの習い事等の援助や学童保育の送り迎え帰宅後の預かりが多い。 ※ファミリー会員数:3,733 世帯、サポート会員数:534 人 (令和 2 年 3 月 31 日現在)</p>
<p>⑧ 一時預かり事業 ※幼稚園の一時預かり保育、保育園の一時保育・緊急保育、ファミリー・サポート・センター(就学前児童)、トワイライトステイ (1-1-5,1-1-11、1-1-12)</p>	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育・養育を行う事業。</p>	<p><幼稚園・認定こども園の1号> 量の見込み:166,716 人日 確保方策:166,716 日 <上記以外> 量の見込み:43,216 人日 確保方策:43,300 人日</p>	<p>【私立幼稚園・私立幼認定こども園(幼稚園型)】区内の私立幼稚園では、23 園にて教育時間前後に在園児の預かり保育を実施。延べ利用者数 140,062 人 【保育園】区立保育園(指定管理園)14園、私立保育園43 園で空き定員を活用した一時預かり保育を実施。延べ利用者数 4,273 人。また、区立直営保育園 29 園で緊急保育を実施。延べ利用者 323 人 【ファミリー・サポート・センター事業(就学前児童)】サポート利用総数は延べ 4,624 件。利用理由は、保育園・幼稚園の迎え及び預かりが多い。保育所等施設入所前の援助や、産前(出産)・産後上の子どもの援助、保護者の育児困難時の援助が増加傾向である。 【トワイライトステイ】利用実数は延べ 42 人 ※実施場所:星美ホーム※対象:区内在住の2歳以上 12 歳(小学 6 年生)までの児童</p>

<p>⑨ 延長保育事業 (1-1-13)</p>	<p>保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業。</p>	<p>量の見込み:1,297 人 確保方策:1,297 人</p>	<p>区立保育園(直営、指定管理園)24 園、私立保育園 40 園、地域型保育事業所 21 園で延長保育を実施。 月極め利用者数:区立保育園 381 人、私立保育園 376 人、地域型保育事業所 18 人</p>
<p>⑩ 病児病後児保育事業 (1-1-17)</p>	<p>病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業。</p>	<p>量の見込み:3,945 人日 確保方策:2,000 人日</p>	<p>キッズタウン東十条(定員4名、延べ利用者数 234 人)で病後児保育、東京北医療センター(定員 4名、延べ利用者数 595 人)で病児・病後児保育を実施。</p>
<p>⑪ 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ) (1-1-2)</p>	<p>就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業。</p>	<p>(1~3年生まで) 量の見込み:2,629 人 確保方策:2,750 人</p>	<p>学童クラブ(学童クラブ数 72)の運営を実施。定員 2,980 人 元年度 2 月末※登録児童数 2,392 人 ※3月末はコロナの影響で 1,962 人</p>
<p>⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (1-5-13)</p>	<p>保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。</p>	<p>量の見込み:4 人 確保方策:4 人</p>	<p>申請数 区立2人 私立 434 人 支給額 区立:給食費(副食材料費)0円、教材費・行事費等 24,538 円 私立:給食費(副食材料費)8,317,528 円、教材費・行事費等 0 円 ※令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、対象が変更。これまで特定教育・保育施設が対象だったが、無償化以降、新制度に移行していない幼稚園(未移行幼稚園)の低所得世帯、及び第 3 子以降が対象となった。</p>
<p>⑬ 多様な主体が本制度に参加することを促進するための事業</p>	<p>特定教育・保育施設、特定地域型保育事業への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。</p>	<p>-</p>	<p>実施の可否を含め検討中。※国が示している事業内容 ①新規参入事業者に対し、事業開始前の事業運営や事業実施に関する相談・助言、事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの実地支援・助言などを行う。 ②私学助成や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する。</p>

【参考】
「北区子ども・子育て支援計画2015」次世代育成支援行動計画(計画事業一覧)

参考資料
子ども・子育て会議
令和2年8月5日
子ども未来部子ども未来課

グレー: 主要事業 No欄 ※: 子ども・子育て支援事業計画と重複する事業

施策目標		1 家庭の育てる力を支援			
個別目標		① 保育ニーズに対応した支援サービスの強化			
施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績
1-1	1 ※	保育所待機児童解消	待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら施設整備を計画的に推進します。	子ども環境応援担当課	令和2年4月期においては、対前年度比306名の受入数増を行った。(令和2年4月時点の総受入数9,494人)
1-1	2 ※	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。小学校3年生までは学童クラブで、4年生以上は児童館や放課後子ども総合プランの一般登録の特例的な利用で対応します。	子ども環境応援担当課	77ヶ所で実施。 定員 3,220人 登録児童数 2,816人 4～6年生登録児童数 483人(外数) (※令和2年4月1日現在) ※利用申請に地区の偏在があるため、待機児童が発生している。
1-1	3 ※	私立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園において通常の教育時間の終了後や長期休暇中にお子さんをお預かりします。	子ども環境応援担当課	私立幼稚園全園にて、教育時間前後の預かりを実施。長期休暇中の預かりは、一部の園を除き実施している。 また、私立幼稚園4園では、教育時間も含め11時間以上の開所を実施している。
1-1	4 ※	子どもショートステイ事業	保護者が病気、出産や出張等の理由により、一時的に児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設で必要な養育を行います。	子ども家庭支援センター	利用条件があるため、実際の利用は延べ74泊 実施場所: 星美ホーム 対象: 区内在住の2歳以上12歳(小学6年生)までの児童
1-1	5 ※	子どもトワイライトステイ事業	保護者が就労等により、一時的に児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設で午後から夜間にかけて必要な養育を行います。	子ども家庭支援センター	利用条件があるため、実際の利用は延べ42回 実施場所: 星美ホーム 対象: 区内在住の2歳以上12歳(小学6年生)までの児童
1-1	6	認可保育園	国が定めた基準を満たした施設で、保育の必要性のある0歳～5歳までのお子さんに対して保育を行います。	保育課	公立保育園43園(内指定管理園14園) 認可定員 4,928名 私立保育園43園 認可定員 3,583名 (令和元年度末)
1-1	7	認証保育所	大都市の特性に着目し、都が独自に設けた基準により0～3歳未満児の保育を行います。	保育課	4園で実施 定員: 113名(令和元年度末)
1-1	8	家庭福祉員	保育士等の資格を持つ者が、0歳～3歳未満児を家庭的な雰囲気の中、自宅などで保育を行います。	保育課	5所で実施 定員: 24名(令和元年度末)
1-1	9	定期利用保育施設	都の制度に則り、北区が承認した認可外保育施設として、パートタイム就労等、継続して短時間の保育が必要な方も利用が可能とした、多様な就労形態に即した保育を実施します。	保育課	実施なし
1-1	10	地域型保育事業(旧事業名: 小規模保育所)	区が施設・運営基準を定め、民間事業者が設置・運営している施設で保育の必要性のある0歳～2歳までのお子さんに対して保育を行います。	保育課	19所で実施 定員: 351名(令和元年度末)
1-1	11 ※	一時保育事業	利用要件を問わず、一時的に児童の養育ができない場合、保護者にかわって保育園で保育します。	保育課	指定管理園14園、私立保育園43園 合計57園で実施 利用者数 延べ4,273人/年
1-1	12 ※	緊急保育事業	保護者が傷病・出産等で緊急に児童を保育できなくなった場合に、保育園で一時的に保育します。	保育課	公立園29園で実施 利用者数: 延べ323人/年
1-1	13 ※	延長保育事業	保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、延長保育を実施します。	保育課	公立直営園10園、指定管理園14園、私立保育園40園、合計64園で実施。
1-1	14	休日保育事業	保護者が就労等で休日に児童の養育ができない際、保育園での保育を実施します。	保育課	指定管理園3園、私立保育園3園(内2園は365日開所)合計6園で実施。 利用者数: 延べ2,755人/年
1-1	15	年末保育事業	保護者が就労等で、年末に児童の養育ができない場合に保育園で保育を実施します。	保育課	公立保育園、指定管理園、私立保育園、合計30園で12月29日から31日まで実施。 利用者数: 延べ130人/年
1-1	16	夜間保育	おおむね午前11時～午後10時までの11時間保育を基準として、夜間の保育需要に応えます。	保育課	午前11時～午後10時までの11時間保育(朝2時間延長、夜1時間延長)を1園で実施。

1-1	17※	病児・病後児保育（施設型）	病中又は病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童を対象に、保護者が就労等で児童の養育ができない場合、医療機関や保育所等で保育を行います。	保育課	東京北医療センター（定員4名）で病児・病後児保育事業を実施。利用者数：延べ595人/年。 キッズタウン東十条（定員4名）で病後児保育事業を実施。利用者数：延べ234人/年
1-1	18	病児・病後児保育（利用料金助成型）	民間の居宅訪問型病児サービスを利用した際、その利用料の一部を補助します。	保育課	利用者数：延べ127人/年
1-1	19	福祉サービス第三者評価の実施	保育サービスの質の確保と向上を図るために、第三者評価を実施します。	保育課	公立保育園15園（内指定管理園6園）で第三者評価を実施。

個別目標 ② 子育てに関する相談・情報提供の充実

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績
1-2	1※	子育て相談事業	児童館（子どもセンター）において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談を実施します。また、拠点の児童館（子どもセンター）において、専門相談員による子育て相談を実施します。	子どもわくわく課	全児童館（子どもセンター）・児童室で実施。 専門相談件数 6,792件/年
1-2	2	(仮称)子どもプラザの検討	総合的な子育て支援拠点として、子どもの発達や子育てに関する不安の解消に対応する相談機能なども備えた「(仮称)子どもプラザ」の整備を検討します。	子ども未来課	平成27年3月に策定した北区基本計画2015において、前期計画期間（27～31年度）までの検討とされた。
1-2	3※	利用者支援事業	子ども及びその保護者、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報収集・情報提供、必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援をします。	健康推進課、子ども家庭支援センター	子育て家庭や妊産婦のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業など、来館及び電話にて対応した。 「特定型」1か所（子ども家庭支援センター） 来館者：3,360人 電話：442人 計3,802人 「母子保健型」3か所（王子、赤羽、滝野川の各健康支援センター） 面接者：2,605人
1-2	4	子育てガイドブック、子育てマップの発行	出産前から就学前までのお子さんを育てている家庭を対象として、出産及び育児に関する不安を軽減するために、子育てに関する各種施策及び公共施設を案内する情報誌として、子育てガイドブック・マップを作成し、子育て福袋に封入するとともに、関係施設で配布します。	子ども未来課	子育てガイドブック発行数 8,000部/年 ※平成30年度から子育てマップは子育てガイドブックに掲載を統合した。
1-2	5	「きたくのようちえん」の発行	幼稚園は、独自の教育方針のもと、特色ある幼児教育を展開しています。幼児教育に関心を深めていただくとともに、ご家庭やお子さんにあった幼稚園を選ぶ際の参考としていただくために、「きたくのようちえん」を隔年で発行します。	子ども環境応援担当課	令和2年2月に2,000部発行 区内私立幼稚園、児童館、保育課、子ども環境応援担当課で配布
1-2	6	「子どもたちの育つ姿 家庭版」の発行	在宅で子育てしている家庭や就学前の子どもがいる家庭への支援の一環として、子どもの成長の目安として接し方や考え方の参考として活用できるように「子どもたちの育つ姿 家庭版」を作成し、子育て福袋に同封するとともに、関係施設で配布します。	子ども未来課	発行数 5,500部
1-2	7	子育て福袋の配付	母子健康手帳の交付時に、子育てガイドブック、子育てマップ等を入れた「子育て福袋」をお渡ししています。	子ども未来課	配布数 4,430件/年
1-2	8	子育て支援情報配信メール（「安全・安心」快適メール）	保育園の空き情報及び子どもに関する講座やイベントの開催情報、区で行っている主に乳幼児がいる家庭を対象とした事業の案内などを、毎月10日に区のホームページを通じて登録した希望者にメール配信します。	子ども未来課	登録者数3,239人（H31年3月10日現在）
1-2	9	子育て応援サイトの充実	「子育てするなら北区が一番」の情報発信の中心的な役割を果たす“子育て応援サイト”の作成・更新を行い、北区の子育てに関する情報を集約、発信していきます。	子ども未来課	子育て応援サイト「きたハビモバイル」にて子育て関連情報の発信を行った。 令和元年度未登録件数：5,282件
1-2	10	保育園・幼稚園・児童館（子どもセンター）ホームページによる情報提供	保育園・幼稚園・児童館（子どもセンター）の情報を児童や保護者、地域へ提供し、施設の特徴や生活の様子などを伝えることにより、より活発な活用を図るため、ホームページを作成・更新します。	保育課、学校支援課、子どもわくわく課	【全公立保育園】随時更新作業を実施。 【公立幼稚園・認定こども園】随時更新作業を実施 【児童館】行事のお知らせを各児童館およびセンターのページだけでなく、北区HPのきずなカレンダーへも掲載するよう促し、ホームページの活用を促進した。

1-2	11 ※	子ども家庭支援センター事業	子どもと家庭の総合相談、子ども家庭在宅サービス、乳幼児親子の居場所づくり等を実施し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。また、児童虐待の通告窓口として、関係機関と連携して早期発見・早期対応に努めます。	子ども家庭支援センター	①来館者数 延べ30,533人/年 ②ひろば事業 延べ22,133人/年 ③相談者数 1,591件/年 延べ16,056件 ④児童虐待受理件数 649件
1-2	12	教育相談所の運営	児童・生徒の学習上・生活上の悩みや、保護者や教員の児童・生徒の教育指導に関する問い合わせや個別的な相談の要請に応え、児童・生徒の健全育成に資するとともに学校教育相談的な考え方や技法の向上の普及を行います。	教育総合相談センター	教育相談件数・総数 延べ2,190件 (内訳) ①来所相談数 延べ2,101件/年 ②電話相談数 延べ89件/年

個別目標 ③ 親育ちへの支援

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績
1-3	1	はびママ学級・パパになるための半日コース (旧事業名：ママパパ学級・パパになるための半日コース)	専門職による妊娠・出産・育児についての指導や助言、実習を行います。また、その講習を通して、先輩ママ・パパとの交流を図り、妊娠中からの子育て仲間づくりを目指します。	健康推進課	はびママ学級22回実施 参加者 延べ1,113人 パパになるための半日コース22回実施 参加者 延べ938人
1-3	2	リフレッシュタイム	育児のストレスを感じている母親を対象に、保健師や専門職とともに自分自身を取り戻すためのグループワークをおこないます。	健康推進課	実施回数 44回 参加者 延べ367人
1-3	3	親育ちサポート事業	地域の子育て支援施設である児童館（子どもセンター）で、乳幼児を育てる親を対象にカナダ生まれの親支援プログラム「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム（NPプログラム）」を実施、親が自信を持って子育てができるようサポートします。	子ども未来課	全児童館（子どもセンター）で21講座/年実施。参加者数190人。 うち再受講者のための「NPプログラムアゲイン」1講座実施（参加者数11人）。父親向けの「パパのためのNPプログラム」2講座実施（参加者数12人）。「ワーキングマザーのためのNPプログラム」1講座実施（参加者5人）。
1-3	4	ママ応援プロジェクト	乳幼児を持つ保護者を対象に、家庭教育に関する学習の機会を提供します。	子ども未来課	4講座実施 参加者延べ231人 ※コロナによる影響で3月の講座が中止
1-3	5	新人お母さん・お父さんの保育見学	出産予定の方や初めてお母さん・お父さんになった方を対象に、子育ての不安を解消するため、保育見学や育児相談を実施します。	保育課	公立保育園（指定管理者園含む）で実施。 参加者数：延べ人523人/年
1-3	6	家庭教育学級	学齢期の児童等を持つ保護者を対象に、家庭教育に関する学習の機会を提供します。	生涯学習・学校地域連携課	5講座実施 参加者数 延べ337名/年

個別目標 ④ 安心できる妊娠・出産・子育てへの支援

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績
1-4	1	未熟児養育医療助成	母子保健法に基づき、養育のため入院することを必要とする未熟児に対して、給付を行います。	健康推進課	申請 85件/年
1-4	2※	妊産婦健康診査	妊婦に対して、委託医療機関において妊婦健康診査（最大14回まで）、妊婦超音波検査を公費負担により実施します。産婦については、乳児健康診査時に実施します。	健康推進課	妊婦健康診査等 対象者数 3,276人 延べ 38,148人 産婦健康診査 2,723人
1-4	3	里帰り出産等の妊婦健康診査費用の助成	公費による妊婦健康診査受診票を使うことができずに妊婦健康診査を受診した妊婦に対し、妊婦健康診査費用の一部を助成します。	健康推進課	申請 759件/年
1-4	4	妊娠高血圧症候群等医療費助成	妊娠高血圧症候群等に罹患している妊婦に対し、医療費の助成を行います。	健康推進課	申請 2件/年
1-4	5	妊婦歯科健康診査	妊婦を対象に、歯科医師による歯科検診や歯科衛生士による歯みがき指導等を行うとともに、保健師や助産師の健康指導を実施します。	健康推進課	健診回数 36回 受診者 557人 保健指導 延べ1,114人
1-4	6※	妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業	保健師や助産師が妊娠・産後の健康管理のための訪問を実施します。また、新生児の発育・発達・保育等の助言指導を行うため、全戸訪問を実施し、子育て支援に関する必要な情報提供も行います。さらに、支援が必要な家庭に対しては、継続的なフォローを実施し、適切なサービスに結び付けるなど、地域の中で子どもが健やかに育成することを支援します。	健康推進課	妊産婦訪問人数 延べ2,853人 新生児訪問人数 延べ2,629人
1-4	7	産前産後セルフケア講座	妊娠安定期と産後3か月までの女性を対象として、自身の身体のケアと育児不安や孤立感の軽減を図ります。	健康推進課	全児童館・子どもセンターで実施 実施回数 43回 妊婦参加者 132人 産婦参加者 257人
1-4	8 終了	マタニティクッキング	妊婦を対象に調理実習を通して、適切な食生活の認識を図ります。 ※28年度をもって終了（はびまま学級（1-3-1）等「食育」を充実させる方向へ）	健康推進課	28年度をもって終了
1-4	9	特別育児相談事業（びよんびよんカンガルーの会、ツインス・イン・北区）	多胎児の親や、発達に心配のある児の親子を対象に、グループワークを実施し、知識の学習や不安の軽減を図ります。	健康推進課	多胎児の会（ツインスイン北区） 参加者 延べ126人 発達遅れ支援（びよんびよんカンガルーの会） 参加者 延べ562人
1-4	10	安心ママヘルパー事業	産前産後の体調不良で家事や育児が困難な方に対し産前1ヶ月から産後6か月になる前日までの間、民間ヘルパーを派遣します。	子ども家庭支援センター	利用登録者数 410人 利用者件数 354件 無料分利用時間 492時間 有料分利用時間 250時間
1-4	11	相談カード（妊婦用）の配布	妊娠による様々な不安の解消に努めるために、健康支援センター等の区内の相談窓口で配布します。	子ども家庭支援センター	0件 ※全妊婦を対象とした「はびママたまご面接」が実施されることになり、様々な不安解消や、相談窓口の周知を、直接職員が対応可能な状況が整ったため。
1-4	12	産後ショートステイ事業	産後ケア実施施設に宿泊し、産後の母体の回復や不安解消、自宅での育児に困らないための育児技術の習得を支援する。	健康推進課	利用組数 103組 利用日数 376日
1-4	13	産後デイケア事業	産後デイケア事業に取り組む団体への支援を行う。デイケアでは、スタッフによる乳児のケアと母親のケア（入浴・睡眠等）を行う。	健康推進課	利用者数 141人
1-4	14	はびママ・きたく事業	妊娠届を出した妊婦に対し、妊娠中の様々な不安を軽減するため、地区担当の保健師等が「はびママ・たまご面接」を行い、後日、妊娠出産を応援するグッズを贈呈する。また、産後6か月までの子どもと保護者に対し、育児の不安を軽減するため、子ども家庭支援センターや児童館・子どもセンターで「はびママ・ひよこ面接」を行い、育児を応援するグッズを贈呈する。	健康推進課、子ども家庭支援センター	【健康推進課】 はびママ・たまご面接 2,605人 【子ども家庭支援センター】 「はびママひよこ面接」勸奨件数 2,657件 「はびママひよこ面接」実施者数 1,700人

個別目標 ⑥ 経済的負担の軽減

施 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績
1-5	1	児童手当の支給	0歳～3歳未満児には月額15,000円、3歳～小学校修了前の児童には月額10,000円（第3子以降は月額15,000円）、中学生には月額10,000円を支給します。ただし、受給者が所得限度額以上の場合には一律5,000円の支給になります。	子ども未来課	受給者数 21,776人/年
1-5	2	子ども医療費助成	0歳～中学3年生（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの保険適用医療費自己負担分を区が負担します。高校生等については、入院医療費の自己負担分を助成します。	子ども未来課	受給者数 38,276人/年 高校生等入院医療費支払件数 84件
1-5	3	外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金	外国人学校に幼児、児童及び生徒を通学させている外国人の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、補助金を交付します。	子ども環境 応援担当課	交付人数 延べ1,922人/年
1-5	4	私立幼稚園等入園祝金交付事業	私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類の幼児施設に幼児を通わせている保護者に対し、初年度に祝金を交付します。	子ども環境 応援担当課	交付人数 1,170人/年
1-5	5	私立幼稚園等保護者負担軽減補助事業	私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類の幼児施設に幼児を通わせている保護者の負担を軽減するため、補助金を交付します。（新制度移行園は対象外）	子ども環境 応援担当課	交付人数 延べ19,169人/年 ※令和元年10月からの幼児教育無償化に伴い、補助単価が変更になったため、後期の当該補助金については、対象人数が減少。
1-5	6	私立幼稚園等就園奨励費補助事業	私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類の幼児施設への就園を奨励するため、保護者の所得状況に応じ、補助金を交付します。（新制度移行園は対象外）	子ども環境 応援担当課	交付人数 1,843人/年 ※幼児教育無償化に伴い、当該補助金は令和元年10月に廃止。
1-5	7	認証保育所等保育料補助事業	認証保育所や定期利用保育施設に在籍する児童の保護者に保育料の一部を補助します。	保育課	交付者数 延べ1,288人/年 （毎月1日現在、北区に住所を有し、①当該年4月1日現在の年齢が満2歳以下かつ、認証保育所等に在籍している児童の保護者に対して、認証保育所等の保育料と認可保育所の保育料の差額が5,000円以上の場合、児童1人につき月額5,000～67,000円を補助、②当該年4月1日現在の年齢が満3歳～満5歳の児童の保護者に対して、児童1人につき月額上限20,000円を補助）
1-5	8	ファミリー世帯転居費用助成	18歳未満の子ども（18歳に達してから最初の4月1日を迎えていないものも含む）を2人以上扶養・同居し、区内に1年以上居住している世帯が、最低居住面積水準以上かつ、転居前より広い区内民間賃貸住宅に住み替える場合に、転居費用の一部（礼金と仲介手数料の合算額）を助成します。（上限30万円）	住宅課	17件
1-5	9	親元近居助成	子育てや介護等を共助しあうため、北区内に住む親世帯に近居して、住宅を取得するファミリー世帯に対し、取得時の登記費用の一部を助成します。	住宅課	90件
1-5	10	三世帯住宅建設助成	三世帯が同居し、高齢者に配慮した住宅を北区に建設する場合に助成を行います（1棟につき50万円）。また、三世帯同居のための住宅改修に対し、対象工事費用の1/2（上限30万円）を助成します。三世帯とは「親と子と孫」などの世帯をいいます。（要事前申請）	住宅課	10件
1-5	11	奨学資金の貸付	高等学校等への入学予定者（在学者を含む）で、経済的な理由により修学が困難な区民に対し、奨学資金を貸し付けます。	教育政策課	13人 2,300,000円貸付 内訳：新1年生 2人 400,000円 新2年生 7人 1,100,000円 新3年生 4人 800,000円
1-5	12	就学援助	区立小中学校に通学する低所得世帯の児童生徒に対し、学習に必要な費用を援助します。	学校支援課	認定者 小学校：2,199人 中学校：1,280人 合計 3,479人（区域外通学者のぞく）
1-5	13 ※	実費徴収に係る補足給付を行う事業	特定教育・保育施設に通う生活保護世帯の1号認定者の給食費（副食費）及び1～3号認定者の教材費・行事費等の費用の一部を申請により補助します。	学校支援課、子ども環境 応援担当課	申請数 区立2人 私立434人 支給額 区立：給食費（副食材料費）0円、教材費・行事費等24,538円 私立：給食費（副食材料費）8,317,528円、教材費・行事費等0円

施策目標 2 子育て家庭を支援する地域づくり

個別目標 ① 地域における子育て家庭への支援

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績
2-1	1	子育てひろば事業	地域の子育て家庭に対して、つどいの広場を提供し、子育て相談事業をはじめとした、総合的な子育て支援施策を推進します。	子どもわくわく課 子ども家庭支援センター	全児童館（子どもセンター）、育ち愛ほっと館で実施。
2-1	2	児童館（子どもセンター）での乳幼児クラブ及びサークル活動	親の育児不安解消や交流の場の提供、仲間づくりをするために、親子で体操、工作、リズム遊びなどを行います。また、子育て中の保護者が、気軽に子育てサークルに参加できる仕組みをつくり、子育てサークル活動を支援します。	子どもわくわく課	全児童館（子どもセンター）で実施。
2-1	3 ※	子育てアドバイザー活動	区内の児童館（子どもセンター）において、民生委員・児童委員による子育て相談事業を実施し、子育てに対しての助言を行います。	子どもわくわく課	全児童館（子どもセンター）、育ち愛ほっと館で実施。
2-1	4	みんなでお祝い輝きバースデー事業	満1歳児の親子をその誕生月ごとに、児童館（子どもセンター）や育ち愛ほっと館等でのお誕生会に招待し、同じ世代の子を持つ親子の交流の場の提供と、児童館等利用のきっかけづくりを行います。	子ども未来課	参加者数 子ども：1,421人 保護者等：2,016人 ※コロナによる影響で3月は未実施
2-1	5	2歳児のための幼稚園入園準備・情報交換会	主に2歳児を対象に、幼稚園の入園準備のための情報交換会を行います。	子ども未来課	全児童館（子どもセンター）・1児童室で2回/年実施。 参加親子数：490組/年 先輩ママ：138人/年
2-1	6	赤ちゃん休けい室の整備	赤ちゃんを連れて安心して外出できるよう、おむつ替えや授乳などで気軽に立ち寄ることができる簡易スペースを区民施設の新設や改修に合わせて設置します。	子ども未来課	設置数 37か所
2-1	7	子育てにっこりパスポート事業	子育て家庭の経済的な負担軽減と地域ぐるみでの子育て支援、及び地域の商店の活性化を図るために、区内の商店に協賛店の協力を得て実施します。中学生以下の子どもがいる世帯にパスポート（カード）を発行し、その提示により協賛店にて割引や特典が受けられます。	子ども未来課	発行数（2年3月現在） 24,152件 協賛店舗数（2年3月現在） 251店
2-1	8	幼稚園・保育園における地域子育て支援活動	在園児及び地域の未就園児の保護者に対して、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供、幼稚園未就園児の体験入園などを実施して、地域の子育てを支援します。	保育課、 学校支援課、 子ども環境応援担当課	全保育園で実施。 私立幼稚園各園において、園庭開放や地域との交流を実施した。 全公立幼稚園で月2回程度未就園児の会を実施し、園舎、園庭の開放を行った。 また、同時に子育て相談を実施。 私立幼稚園各園において、園庭開放や地域との交流を実施した。
2-1	9	保育園における地域交流活動事業	子育てに関する情報や体験の共有が行われるよう交流の場や機会を提供し、地域の特性に応じた幅広い活動を実施します。	保育課	各園で実施。 公立保育園では677回/年開催。 参加者数：延べ4,863人/年
2-1	10 ※	ファミリー・サポート・センター事業	保育園・学童クラブの送迎など、保護者の都合等でお子さんの育児ができないとき、区が連絡調整を行い区民による「サポート会員」がお子さんをお預かりします。	子ども家庭支援センター	ファミリー会員数：3,733世帯 サポート会員数：534人 年間サポート活動数（延べ7,457人日）
2-1	11	家庭教育力向上アクションプラン	家庭教育力向上アクションプランを作成するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進するほか、親子のきずなづくりや生活習慣の形成事業等を実施します。 （具体的な取組：①ブックスタート②親育ちサポート事業③生活リズムお邪魔妖怪～退治日記～④親子きずなづくり⑤メディアコントロール⑥家庭学習支援事業⑦みんなで育児応援プロジェクト 29年度からの新たな取組：⑧はくphoto事業⑨家庭でやってみたい10の大切なこと⑩さわやか・朝ひろば⑪未来の親を育てようプロジェクト⑫北区きずな歌⑬北区版家庭学習のすすめ⑭北区ハイタッチ運動）	教育政策課、 生涯学習・学校地域連携課、 教育指導課、 中央図書館、 子ども未来課、 保育課	⑤引き続き事業推進した（スマートフォンのルール配布） ⑧区立保育園6園で実施 ⑨区内幼稚園・こども園・認可保育園の5歳児ハリーフレット配布/講演会1回（95名参加） ⑬区立学校の新1年生の児童・生徒に配布（教育政策課） ・親子きずなづくり講演会実施（2回） ・親子のきずなづくり事業「ステップ・バイ・ステップ」（20校） ・「My弁当をつくろう！」（1回）
2-1	12	子育て情報支援室 保育事業	中央図書館子育て情報支援室で乳幼児をお預かりし、保護者にゆっくり図書館を楽しんでいただけます。読書を取り入れた子育てに活かしてもらえよう、保育を併用した講座も設定します。	中央図書館	0～4歳児を対象に月に2回（第2木曜、第4火曜） 4月～2月の間に9月実施（全18日間） 利用者数 176人

個別目標 ② 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

施 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績
2-2	1	協働による地域づくりの推進	地域づくり応援団事業：NPOやボランティア団体などが自主的に企画、実施する公共的活動を支援します。政策提案協働事業：NPOやボランティア団体などからの事業提案により、区と協働して実施します。	地域振興課	地域づくり応援団事業 20万円以上 7事業助成 50万円以上 4事業助成 【上記9事業納つち、子育て支援関連事業は5事業】 政策提案事業 令和元年度は新規2事業【子育て支援関連事業1事業】
2-2	2	プレーパーク事業	子ども達が自分の責任で自由に遊ぶことにより、自主性や創造性を育むことを目的とした外遊び（プレーパーク）を実施する団体に対し、補助金を交付します。	子ども未来課	実施回数 63回/年 参加人数 4,546人/年
2-2	3	青少年地区委員会活動	区内各地区において、伝統や環境などの特性を活かして、スポーツ、野外活動、家族ふれあいの日事業等を実施する青少年地区委員会の活動を支援します。	生涯学習・学校地域連携課	参加人数 延べ64,257名/年
2-2	4	地域環境づくり推進活動	毎年11月の子供・若者育成支援強調月間に合わせ、各青少年地区委員会が11月前後に実施するイベント等の会場で挨拶・声掛けをしながら、参加児童・生徒等に啓発用グッズを手渡しして挨拶の大切さを啓発します。	生涯学習・学校地域連携課	啓発グッズ（ポケットティッシュ）を作成し、あいさつ運動と並行して啓発グッズを配布。期間を通じて19地区委員会で実施された行事の参加人数合計は15,316人。
2-2	5	地域育て合い事業	地域での総合的な子育て支援をするために、近接又は隣接する児童館（子どもセンター）・保育園にて、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を行います。	子どもわくわく課	9児童館（子どもセンター）・各保育園で実施
2-2	6	昔遊びや伝統的な文化の継承活動	児童館（子どもセンター）や保育園において、子育て経験のある方や、伝統的な日本文化の知識がある方により、昔遊びや、伝統的な文化の継承活動をします。	子どもわくわく課	各児童館（子どもセンター）・各保育園にて実施
2-2	7	高齢者参画による世代間交流	保育園において、地域における子育ての経験者・伝統継承者等としての高齢者の参画を得る等、世代間交流の推進を図ります。	保育課	実施回数 169回/年
2-2	8	学校支援ボランティア活動推進事業	小中学校にスクールコーディネーターを配置し、学校のニーズに合わせて、ボランティアの希望を配慮しながら適任者を学校に紹介して、学校支援ボランティアの活動を推進します。	生涯学習・学校地域連携課	区立全小中学校で実施。 スクールコーディネーター数 96名 ボランティア参加数 延べ 9,622名
2-2	9	道徳授業地区公開講座の実施	意見交換を通して、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進するため、道徳授業地区公開講座を実施します。	教育指導課	全区立小・中学校で実施
2-2	10	図書館における協働の推進	地域ぐるみの読書活動の充実を図るため、「おはなし会」などの読書活動推進事業について、ボランティアなど地域の読書活動支援者との協働体制の推進を図ります。	中央図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・「第16回子どもの本のついでin Kitaku 2019」を夏休み期間中に、区民の会と協働で開催し、絵本・紙芝居・素話等を実施。延623人参加。 ・16ミリ映画会を2回実施。延129人参加。 ・図書館児童サービスボランティア養成講座を19回開催。延619人参加

個別目標 ③ 地域における子育てネットワークの育成・支援

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績
2-3	1	児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）ネットワーク事業	区内を7つの地域に分け、地域の子育て支援に携わる方や児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）とその利用保護者との協働により、乳幼児親子や中高生との交流や居場所づくりなど、0歳～18歳までの児童を視野に入れて、子育て、子育ての環境づくりを推進します。	子どもわくわく課	区内7地区（浮間・赤羽北、赤羽東、赤羽西、王子・豊島、十条、田端・中里・栄町、滝野川）のそれぞれの地域でより効果的な子育て、子育ての環境づくりを整えるための活動を推進。
2-3	2	青少年地区協議会の開催	区内3地区で、各青少年地区委員会の代表者が一堂に会し、各地区の事例発表、警察担当者の講話等を通じて、地区の青少年を取り巻く情報を共有する機会を設けます。	生涯学習・学校地域連携課	7/9（赤羽地区）、7/2（王子地区）、7/11（滝野川地区）に各地区の協議会を開催した。

個別目標 ④ 地域づくりのための人材育成の推進

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績
2-4	1	青少年地区委員会委員研修	青少年地区委員会委員の意識啓発と青少年健全育成活動の活性化を図るため、委員の研修を実施します。	生涯学習・学校地域連携課	11/6に、東京都の「青少年応援プロジェクト」事業を活用して、講演「ヨーロッパの中のアジア ハンガリーとハンガリー人」及びハンドポール体験を実施した。参加者数76名
2-4	2	子育てアドバイザー研修	児童館（子どもセンター）において、子育て相談事業を行う民生委員・児童委員等の子育てアドバイザーに対して、必要な研修を行います。	子どもわくわく課	1回/年実施。 参加者数 51人
2-4	3	児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）等専門研修	児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）職員に対し、乳幼児親子や中高生対応に必要なスキルを身につける研修を行います。また、地域ネットワークの拠点として、利用者・地域・学校等の関係機関を結びつける意識と能力を身につける研修を行います。	子どもわくわく課	新任研修：8回 専門研修：5回 放課後スタッフ研修：7回
2-4	4	PTA支援事業	PTA会員の資質の向上・各校PTA活動の充実を図るため、北区立幼稚園・小学校・中学校PTA連合会と共催で研修会を実施します。	生涯学習・学校地域連携課	北区立幼稚園・小学校・中学校PTA連合会と共催で研修会を実施。 研修会等総計 幼稚園3回 小学校11回 中学校5回

個別目標 ⑥ 子どもの安全を確保する活動の推進

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績
2-5	1	子ども見守りネットワークの構築	区内で刃物所持事件等、子どもが犯罪被害に遭う恐れのある事案や、子どもへの声掛け事案が発生した場合に、小学校や保育園、幼稚園、児童館（子どもセンター）等の関係施設の所管課に対し一斉にメールを送信する等、各施設への迅速な周知を行います。	危機管理課	情報発信回数：26回
2-5	2	安全・安心情報配信メール（「安全・安心」快適メール）	「安全・安心」快適メール登録者向けに、子どもを対象とした、声かけ・痴漢行為等、子どもの安全を脅かす行為をする不審者に関する情報を配信します。	危機管理課	安心・安全情報配信回数：142回 緊急情報配信回数：3回
2-5	3	『子ども安全手帳』の配付	子どもをねらった犯罪等に対し、子ども自身が日頃から防犯や安全に関して考えたり、潜在的に危険な場所に気づく能力や防犯意識を啓発するための補助教材として『子ども安全手帳』を作成し、区内の小学生に配付します。	危機管理課	配布数：2,800部
2-5	4	小学生への防犯ブザー配付	子どもをねらった犯罪等に対する安全対策として、防犯ブザーを区内の区立小学校・私立小学校の新入児童（転入含む・全員）及び区立中学校の転入生（希望者）に配付します。	危機管理課、生涯学習・学校地域連携課	私立小学校配布数：220個 区立小学校配布数：2,600個
2-5	5	子ども防犯教室	区内の保育園、幼稚園、児童館（子どもセンター）等の子どもたちを対象に、警察OBの防犯推進員による腹話術人形や紙芝居などを活用した防犯教室を実施します。	危機管理課	50回実施
2-5	6	不審者対応訓練	区内の保育園、幼稚園、児童館（子どもセンター）等の職員を対象に、警察OBの防犯推進員による不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上を図ります。	危機管理課	61回実施
2-5	7	乳幼児の事故予防の意識啓発	乳幼児健診（3～4カ月、1歳6カ月、3歳児）時などに乳幼児の事故防止のためのパンフレットを配布したり、健康教育など折に触れて意識啓発に努めます。	健康推進課	乳幼児健診時に乳幼児の事故防止のためのパンフレットを配布（1歳6か月健診時） 3～4か月健診 受診者 2,743人 1歳6か月健診 受診者 2,501人 3歳児健診 受診者 2,705人
2-5	8	地域ふれあいパトロール事業	学童クラブ等の利用児童の安全確保のため、シルバー人材センターに委託し、付近のパトロールを実施します。	子どもわくわく課	4月及び10月～翌年2月に実施。
2-5	9	環境浄化運動	青少年地区委員会などにおいて、青少年の健全育成を阻害する恐れのある、有害な図書・DVD等の調査や排除に向けての啓発運動を実施します。	生涯学習・学校地域連携課	各青少年地区委員会や保護司会等が独自に地区のパトロール・啓発運動を行った。また区の事務局として東京都青少年健全育成協力員の活動を支援した。
2-5	10	青少年の非行及び事故防止のための各関係機関の協働	青少年問題協議会を設置し、関係機関と情報交換を行い、青少年の非行及び事故の防止を推進します。	生涯学習・学校地域連携課	2/4 に青少年問題協議会総会を開催し、令和2年度青少年健全育成活動基本方針を策定した。また、令和2年4月1日から夕焼けチャイムのデジタル音源への変更を決定した。
2-5	11	非常通報装置「学校110番」の整備・維持管理	子どもたちの安全を図るため、緊急通報用として保育園、区立小中学校、区立幼稚園、児童館（子どもセンター）、学童クラブに非常通報装置を設置し、維持管理を行います。私立保育園及び認証保育所については、設置する際に補助金を交付します。私立幼稚園においては、維持管理に対し、補助金を交付します。	学校改築施設管理課、子ども環境応援担当課、子どもわくわく課、保育課	【公私立保育園】設置済み。3ヶ月に1回の巡回保守、月1回の機械保守、故障箇所の修理を行った。 【私立幼稚園・認定こども園】設置園に保守費用（上限あり）を補助 補助金交付 21園 【区立小・中学校】47校 3ヶ月に1回の巡回保守、月1回の機械保守、故障箇所の修理を行った。 【学童クラブ】令和2年度新設学童クラブ3か所に「学校110番」を設置した。 （内訳：柳田みどりクラブ第二、四岩小いちょうクラブ第二、滝小こどもクラブ第三）

2-5	12	安心安全な給食の実施	園児・児童・生徒に安心安全でおいしい給食を提供するため、栄養士の管理の下で新鮮な食材を購入し、食品搬入時の点検や調理工程上の衛生管理に努め、保育園・区立小中学校で手づくりの給食を提供します。 ・調理従事者には毎月2回の細菌検査を実施します。 ・おかずの衛生検査を保育園は年4回、区立小中学校は年3回実施します。 ・日常点検票に基づき毎日衛生チェックをします。 ・北区保健所における給食調理場一斉衛生検査の実施及び衛生講習会を調理員、栄養士、委託調理従事員を含むスタッフが受講します。	保育課、 学校支援課	【小・中学校】 ・調理従事者には毎月2回の細菌検査と年3回のノロウイルス検査を実施。 ・おかずの衛生検査を区立小中学校は年3回実施。 ・日常点検票に基づき毎日衛生チェックの実施。 ・調理員、栄養士、委託調理従事員を対象の研修を2回実施。 【全保育園】 ・調理従事者には毎月2回の細菌検査を実施。 ・おかずの衛生検査を実施（公立保育園は年4回、公立保育園（指定管理）と私立保育園は年1回） ・日常点検票に基づき毎日衛生チェックの実施。 ・北区保健所における給食調理場一斉衛生検査の実施及び衛生講習会を調理員、栄養士、委託調理従事員を含むスタッフが受講します。
2-5	13	給食における食物アレルギー対応	給食における食物アレルギーについて、区立小中学校は基本除去食、区立保育園は主食・主菜を代替食、その他を除去食で個別調理により対応します。	保育課、 学校支援課	【区立保育園】食物アレルギー対応調理ガイドラインを策定・実施。主食・主菜を代替食、その他を除去食で個別調理により対応した。同時に、アレルギー対応マニュアルに基づきアレルギー対応食の調理及び配膳工程の再確認を実施した。 【区立小・中学校】基本除去食（アレルギー対応食利用児童生徒数 小学校 608名 中学校 194名（R1.5.1時点））
2-5	14	交通安全教室の開催	管轄警察署が中心となり、小学生の安全な歩行、自転車や乗り物の安全な利用等の交通安全教室を開催します。	施設管理課	交通安全教室 開催回数 34回 参加者数 3,653人
2-5	15	ランドセルカバーの着用	小学校の新入学児童にランドセルカバーを配付することにより、児童の交通安全意識を養うとともに車両運転手からの視認性を高め、交通事故防止を図ります。	施設管理課	全区立小学校と私立星美学園小学校の36校の新入学児童にランドセルカバーを配布。 配布枚数 2,600枚/年
2-5	16	自転車安全運転免許証制度の推進	小学生4学年に対して、自転車の安全利用の実技・筆記試験を実施し、合格者に自転車安全運転免許証を発行し、自転車の安全利用・マナーの向上を図ります。	施設管理課	試験実施校数 15校 自転車安全運転免許証発行数 525枚
2-5	17	セーフティ教室等の開催	区立保育園、児童館（子どもセンター）、小中学校において、警察署等と連携して、不審者等への対処策や非行防止に関する学習を実施します。	子どもわくわく課、 保育課、 教育指導課	全区立小・中学校で実施 保育園：5歳児までの園を中心に実施 各施設が危機管理室と連携してセーフティ教室等を実施 児童館・子どもセンター・わくわく☆ひろば：各施設が危機管理室と連携してセーフティ教室を実施
2-5	18	防犯カメラの設置	経年による老朽化が目立つ防犯カメラを更新するとともに通学路の安全を確保するため、小学校全校を対象に、校内及び校内から通学路を撮影する防犯カメラを新設します。	学校改築施設管理課	令和元年度実績なし ※小学校全校に防犯カメラ設置済み
2-5	19	子ども安全対策協議会	児童を犯罪等から守るため、各区立小学校において保護者や教職員・自治会等地域の方々、警察署等で構成する「子ども安全対策協議会」を組織し、子どもの安全対策の現状と課題について、構成員が情報交換、意見交換を行うとともに協力体制を深め、地域社会全体で子どもの安全対策に取り組めます。	生涯学習・ 学校地域連携課	全区立小学校において「子ども安全対策協議会」を設置している。随時協議会を開催し、安全対策活動を実施。
2-5	20	こども110番	「こども110番」のシンボルマークを協力者宅の玄関等に設置し、児童・生徒が登下校時に危険を感じた場合、協力者宅に保護を求め、警察や保護者・学校などへ連絡し、安全を確保します。小学校PTA連合会にプレートシール代、保険料を助成します。	生涯学習・ 学校地域連携課	協力者宅に掲示するプレート作成を補助。 協力者を対象とした傷害保険の保険料を補助。 協力者数 3,597軒
2-5	21	通学路の交通安全対策	通学路の交差点や横断歩道等に児童交通指導員を配置したり、通学路標識を設置し、通学路の交通安全対策を実施します。	学校支援課	全公立小学校で交通指導員を配置している。 配置ヶ所：151か所 また、通学路標識534か所、電柱巻標識869か所を設置し、維持管理している。

施策目標 3 未来を担う人づくり

個別目標 ① 就学前教育の充実

施 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績
3-1	1	私立幼稚園協会への補助	私立幼稚園協会の活動を補助することで、私立幼稚園相互の研修を充実させ、就学前教育の振興を図ります。	子ども環境 応援担当課	北区私立幼稚園協会へ補助金を交付
3-1	2	幼稚園の教育活動の充実	区立幼稚園の教員の研修や、研究活動を通して就学前教育の充実を図ります。また、私立幼稚園における教員の研修・研究活動に対し、補助金を交付します。	子ども環境 応援担当 課、教育指 導課	【区立幼稚園】職員研修を年2回実施。 就学前教育として4歳児・5歳児担任別研修を 年3回実施。3歳児研修は年1回実施。 【私立幼稚園】全園に補助金交付
3-1	3	保育園職員等専門研修	保育の質向上のため保育園職員等（認可外含む）に対し、職種別専門研修を行います。	保育課	園長会研修、主任会研修、園内研修・公開保 育、歳児別学習会、特別支援児研修、非常勤職 員研修等。その他、公民合同研修を実施。
3-1	4	きらきら0年生応援プロジェクト	幼児教育から小学校教育への連続性を重視し、円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携・交流事業を実施するとともに、保護者を対象に「小学校入学前子育てセミナー」を開催します。また、「北区保幼小交流プログラム・保幼小接続期カリキュラム」の活用を推進・拡大するために幼児教育施設にコーディネーターを派遣します。	教育政策課	①交流実施 小学校：区立35校 保育園：区立38園、私立23園 幼稚園・こども園：区立5園、私立23園 ②担任研修会 3歳児担任研修（年1回・108名） 4歳児担任研修（年3回・233名） 5歳児・小学校1年生担任研修（年3回・276名） ③小学校入学前子育てセミナー実施 230名参加 ④コーディネーター派遣 公私立保育園幼稚園20園
3-1	5	区立認定こども園の開設	就学前教育のさらなる充実を図るとともに、区民ニーズに積極的に応えるため、幼稚園機能、保育所機能、地域の子育て支援機能を併せ持つ「認定こども園」の開設に取り組みます。モデル実施として、平成29年度に1園の開設を予定しています。	学校支援課	平成29年4月開設済み
3-1	6	こども図書館の整備・運営	子ども連れでも気兼ねなく図書館を使えるよう、利用者同士の情報交換の場でもある子育て情報支援室や授乳コーナーなどを中央図書館に配置し、子どもの読書活動を支援します。	中央図書館	2階に授乳室やお話の部屋を配置したこども図書館を整備し、乳幼児と保護者にとって安心した居場所となる図書館づくりを進めている。平成29年度から引き続き子育て情報支援室保育事業を実施。
3-1	7	読み聞かせや読書活動の支援の実施	赤ちゃん、幼児、小学生それぞれの年齢に合わせたおはなし会等を定期的を実施するとともに、子どもたちの成長に適した本の紹介やイベントの開催などを通して読書活動の支援を行います。	中央図書館	・図書館が行うおはなし会 327回/年実施 参加者数5,155人/年 ・赤ちゃんのためのおはなし会 193回/年実施 参加者数3,696人/年 （15館中12館で実施。未実施の館は、通常のおはなし会に赤ちゃんを含めて実施している）
3-1	8	ブックスタート	3～4か月児健康診査の機会を捉えて、ブックスタートパックを配布しながら保護者にブックスタートの趣旨を説明し、赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを行います。	中央図書館	絵本の読み聞かせとブックスタートパック（絵本2冊入り）を配布。 実施72回 参加者数 延べ2,735人
3-1	9	ブックスタートフォローアップ	ブックスタートによる絵本の配布後、絵本サロン、読み聞かせやプチコンサート等の楽しい催しを通して読書活動の継続を促します。図書館をはじめ児童館など、より身近に、親子の交流の場を拡げて実施します。	中央図書館	「北区図書館活動区民の会」に委託し、赤ちゃん絵本サロン、わらべうたサロン、子育てガーデンを実施。106回/年（10児童館、子どもセンターで34回、体験型絵本サロンを実施）参加者数 延べ3,670人/年
3-1	10	3歳児絵本プレゼント	地域での子育てを応援する中で、年齢に応じた絵本の利活用により、子育ての楽しさをより実感してもらい、幼児期の読書活動を推進するため、3歳児に絵本をプレゼントします。	中央図書館	「こすずめのぼうけん」「てぶくろ」「そらまめくんのベッド」「しょうぼうじどうしゃじぶた」「11ひきのねこ」の5冊のうち1冊を配布。 配布件数 2,015件/年

個別目標 ② 教育の場における子育ての支援

施 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績
3-2	1	大学機能との連携の推進	大学の持つ専門的なノウハウを活かし、学校教育への支援をはじめ、地域との協働事業など、様々な場面で教育力の向上を目指し、提携・連携する分野の拡大を図ります。	企画課	<ul style="list-style-type: none"> 公式HPに各大学との連携事業例等を掲載予定。(過年度の実績は掲載済み) 連携事業の実績及び今後の連携希望について庁内調査を行い、実態把握、周知を実施。 区の課題解決に向けて、大学との調査研究事業のモデル実施。
3-2	2	リサイクルの啓発	子ども向け環境学習用啓発冊子「わたしたちができること」を作成し、区内の小中学校に環境学習資料として配布します。	リサイクル清掃課	リサイクル清掃課、北区清掃事務所の窓口で配布するとともに、区内小学校4年生へ環境学習資料として配付した。また、清掃事務所が区内の小中学校で実施する環境学習やエコエコツアーでも活用した。
3-2	3	北区学校ファミリー構想の推進	通学区域の重なる区立幼稚園、区立小中学校を核としてグループ(サブファミリー:SF)をつくり、学校(園)間連携、学校(園)と地域の連携によって学びの連続性を図り、教育の幅を広げるとともに質を高めていきます。	教育政策課	昨年度に引き続き、学校ファミリーの日を原則6月、9月、1月の年間3回実施するなど、引き続き幼小中の連携・交流を推進した。全てのサブファミリーで特色ある教育活動を推進または検証した。
3-2	4	北区小中一貫教育の推進	北区学校ファミリー構想を踏まえ、サブファミリーが義務教育9年間を貫いた「育てたい子ども像」や教育目標を設定し、小中学校間の円滑な接続を目指します。	教育政策課	令和元年度から小学校で使用する教科用図書の新採択を受け、各中学校に教科用図書を配布し、小中一貫カリキュラムの見直しを図り、中学校への円滑な接続を行えるよう、改善及び充実を図った。
3-2	5	(仮称)教育総合センターの設置	教育先進都市・北区の教育拠点施設として、教育未来館と教育相談所及び就学相談事務を統合し、(仮称)教育総合センターの設置を検討します。	教育政策課	平成27年3月に策定した北区基本計画2015において、前期計画期間(27~31年度)において検討とされ、中期計画(27~29年度)において検討(暫定設置)とされていたが、中期計画(29~31年度)において計画事業から外れた。
3-2	6	理科大好きプロジェクト 〔グローバル人材育成プロジェクト〕	理科実験支援事業、実験講座(平成27年度より、サイエンスDAYキャンプをサイエンスラボへ一本化)を実施します。	教育指導課	理科実験支援事業: 延べ94学級/年 実験講座 サイエンスラボ: 全10回/年 科学・環境スクール: 全6回/年
3-2	7	学校の改築	区立小中学校の改築時期を迎える学校施設について、児童・生徒の快適で安全な学校生活を実現するため、学校を改築します。	学校改築施設管理課	【工事】 浮間中学校等複合施設(3か年工事の3年目) 王子第一小(3か年工事の1年目) 【設計】 西が丘小 小中一貫校(神谷小、稲田小、神谷中) 飛鳥中
3-3	8	学校のリフレッシュ改修	当面、改築に至らない小学校を対象に、教育環境の充実や施設の長寿命化を目的に、リフレッシュ改修工事を実施します。	学校改築施設管理課	【工事】 堀船小、浮間小(2か年工事の2年目) 滝野川小(2か年工事の1年目) 【設計】 滝野川小(2か年設計の2年目)
3-2	9	トイレの洋式化	学校は学習の場であるとともに「生活の場」であるとの考えのもと、全区立小中学校の便器の洋式化(全体の50%以上)を推進します。	学校改築施設管理課	小学校8校(王子第三小、王子第五小、東十条小、赤羽小、八幡小、赤羽台西小、滝野川第三小、谷端小) ※洋式化率一約78%(小・中学校)
3-2	10	図工室等特別教室の空調機導入	全普通教室への導入を済ませている空調機については、既に整備済の音楽室、図書室に続いて、児童生徒の利用頻度の高い特別教室への空調機の計画的な導入を進めます。	学校改築施設管理課	【理科室】 小学校5校 ※累計35校 (王子第二小、王子第三小、荒川小、豊川小、柳田小) 【家庭科室】 小学校1校 ※累計28校 (王子第二小)
3-2	11	エコスクール整備事業	壁面緑化、屋上緑化、ビオトープの整備や太陽光発電の導入等を通じ、児童生徒の環境教育、環境学習等の機会を提供します。	学校改築施設管理課	壁面緑化: 小学校2校(岩淵小、袋小) ビオトープ: 小学校1校(梅木小) ※設置校数累計 屋上緑化 小学校20校 中学校9校 壁面緑化 小学校24校 ビオトープ 小学校23校 太陽光発電 小学校3校 中学校9校 ※屋上緑化については改築工事及びリフレッシュ改修工事にて整備
3-2	12	イングリッシュサマーキャンプ事業 〔グローバル人材育成プロジェクト〕	区立中学2年生を対象とした夏季施設事業。外国人留学生と活動を共にすることにより、英語によるコミュニケーション能力の向上と国際理解を深めることを目的とします。	学校支援課	全中学校で実施 実施場所: 栃木県那須町 生徒参加数: 1,283人(参加率89.7%) 外国人留学生: 222名(63の国と地域)

3-2	13	新聞大好きプロジェクト 〔グローバル人材育成プロジェクト〕	区立小中学校の児童・生徒に新聞に親しませ、社会の出来事やしくみに興味・関心を持たせるとともに、新聞を活用した授業を行うことを通じて、言語活動の充実を図り、生きる力を育みます。	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・教員向けの研修を年2回実施。 ・全区立小中学校で新聞を活用した取り組みを実施。 ・「比べて読もう新聞コンクール」(第7回)の開催。
3-2	14	ALTの配置〔グローバル人材育成プロジェクト〕	区立小中学生の英語に触れる機会を積極的に増やし、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成します。 小学校では、小1～小6の英語及び外国語活動の時間にALT(外国語指導助手)を配置します。 滝野川紅葉中学校では、放課後を活用してイングリッシュプラザを実施し、英語活用の機会を増やします。	教育指導課	<ALT配置小学校> 1～2年 20時間/年 3～6年 35時間/年 <中学校> 1～2年 35時間/年 3年 25時間/年
3-2	15	学力パワーアップ事業 〔確かな学力向上プロジェクト〕	区立小中学校に、非常勤講師を配置し、児童一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導により、基礎的・基本的な学力の定着と向上を図ります。	教育指導課	全区立小・中学校で実施。 <非常勤講師配置数> 小学校：120人 中学校：25人
3-2	16	中学校スクラム・サポート事業 〔確かな学力向上プロジェクト〕	数学専任の教育アドバイザー(元校長)が、全区立中学校において数学専科の教員への巡回指導を実施し、各学校での授業改善を推進します。また、家庭学習アドバイザー(外部講師)が、希望する生徒の数学及び英語の家庭学習を支援し、生徒個々の課題の解決と学習意欲の向上に取り組みます。	教育指導課	教育アドバイザーの訪問指導回数 95回/年 家庭学習アドバイザーを全12校に設置。 <支援を受けた生徒数> 数学：621名 英語：664名 理科：103名
3-2	17	夢サポート教室 〔確かな学力向上プロジェクト〕	中学生を対象に、生徒一人ひとりの夢や希望する進路の実現を支援する学習教室を実施します。(27年度モデル実施)	教育指導課	(平成30年度で事業終了) 中学生の学習支援事業が、令和元年度から中学3年生まで対象となったため。
3-2	18	学力フォローアップ教室 〔確かな学力向上プロジェクト〕	早い段階での学習のつまづきを解消するため、小学3年生、4年生を対象に学力補完教室を実施します。(27年度モデル校実施)	教育指導課	平成28年度より全小学校で実施。 平成30年度より、小5～6年生に対象を拡大。 令和元年度は区内24校でモデル実施。
3-2	19	総合的な学習活動の推進	区立小中学校が総合的な学習活動を進める上で地域のボランティア講師の招聘等を行います。	教育指導課	全区立小・中学校で実施。
3-2	20 終了	道徳副読本の配付	区立小中学校全校の児童生徒に対し、道徳の授業で使用する補助教材を配付します。	教育指導課	(平成30年度で事業終了) ※教科化に伴い、小学校は29年度をもって廃止、中学校は30年度をもって廃止。
3-2	21	魅力ある学校図書館づくり事業	図書館司書を配置するなどして、区立学校図書館を児童生徒が主体的・意欲的に読書活動や学習活動に取り組める場にし、児童生徒の言語力の向上を図ります。	教育指導課	全区立小・中学校で図書館司書業務委託を実施
3-2	22	情報教育に関する研修会の実施	区立学校の教員のICT活用指導力の向上を図るため、情報機器の授業への活用や情報モラル等にかかる研修会を実施します。	教育指導課	5日間/年実施。
3-2	23	ふるさと北区への愛着を育む事業 〔グローバル人材育成プロジェクト〕	北区の子どもたちが、郷土を知り、郷土への関心を高めるため、小学校の社会科や総合的な学習の時間帯において、「北区の歴史ははじめの一歩」を活用した学習等を実施することにより、「ふるさと北区」への愛着を育む事業を推進します。	教育指導課	「北区の歴史ははじめの一歩」を全小・中学校に配付している。

個別目標 ③ 自己実現の場と体験機会の提供

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績
3-3	1	中学生モニター・高校生モニター	中学生、高校生世代の意見・要望・提案を聴き、区政運営の参考にするとともに、中高生の社会参加のきっかけづくりを目的に実施します。中学生モニターはアンケート・施設見学も実施、高校生モニターは隔年実施します。	広報課	○中学生モニター ・実施回数 7回 (委嘱式1回・会議5回・施設見学1回) ・参加者数 21名 ・テーマ 「水害から身を守るために」 「北区の魅力について」 「北区の財政について」 ○高校生モニター 隔年実施のため、令和元年度は実施なし。
3-3	2	小学生との区政を話し合う会	区政に対する意見・要望・提案を把握するため、小学生との意見交換会を実施します(平成27年度より毎年実施に変更)。	広報課	・実施回数 1回 ・参加者数 66名 ・テーマ 「これからの北区について」

3-3	3	中学生防災学校 〔中学生地域防災 力向上プロジェクト〕	中学生を対象に、AEDの使い方や初期消火の 方法など防災の知識を身に付けさせ、中学生 の力が地域の防災力向上に寄与するよう指導 します	防災課	区立中学校（全12校）で実施
3-3	4	地域防災リーダー 育成・中学生編 〔中学生地域防災 力向上プロジェクト〕	中学生が将来の地域防災リーダーになれるよ う、地域の自主防災組織や消防団、消防署、 学校などと連携を図り、地域や学校に配備さ れている防災資機材（D級ポンプ、救助用 品、炊き出し用品等）の使用方法などを経験 させることで、災害発生時には、中学生が中 心となって活躍できる基盤づくりを行います。	防災課	・中学生防災学校の実施校のうち、2校で実施 （神谷・桐ヶ丘） ・赤羽岩淵中学校創立10周年記念事業実行委員 会主催のもと、避難所開設訓練を実施
3-3	5	親子ふるさと体験 事業	夏休みを利用して1泊2日で中之条町を訪 れ、農業体験やそば打ち体験など、様々な体 験を通して親子の交流を推進します。	地域振興課	令和元年7月26日～27日に実施。 参加者14世帯40名
3-3	6	都会っ子ふれあい 農業体験事業	秋の稲刈りの時期に北区の小学5年生約20人 が酒田市を訪れ、農業体験などを行い、両都 市の児童交流を推進します。	地域振興課	平成28年度より事業内容の見直しのため、休 止。
3-3	7	子ども文化教室	小学生から高校生を対象に、北区にゆかりの ある芸術家等の協力を得ながら、伝統文化を 体験・会得する教室を実施し、子どもの頃から 本物の文化芸術に親しむ機会の充実を図り ます。	地域振興課	鍛金（6名）、雅楽（10名）、彫塑（33 名）、日本舞踊（39名）、落語（4名）の5種 類7教室を開講。作品展示を文化芸術活動拠点 ココキタにて実施。例年実施していた発表会は 新型コロナウイルスの影響により中止。
3-3	8	児童ダンス☆演劇 教室	主に小学生を対象に、ダンス・発声・芝居等 のトレーニングを通じて、円滑なコミュニ ケーションや運動能力、表現力などを伸ばす ことを目指します。	地域振興課	生徒数54名。児童4クラスと中高生向け演劇部 を開講。令和2年3月に児童4クラスの発表会を 北とびあつじホールにて実施（入場者数161 名）。
3-3	9	スクールコンサ ート	小中学生や就学前児童を対象に学校の体育館 などで演奏会等を行い、鑑賞の機会を設け間 近に触れることにより、文化芸術を楽しむ豊 かな時間の体験やきっかけづくりを図りま す。（希望園で実施）	地域振興課	小学校34校、中学校8校、保育園12園、幼稚園 2園、子ども発達支援センター1園で実施。
3-3	10	輝く☆未来の星コ ンサート	東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校の協 力により、北区の子どもたちとのジョイント コンサートや同校生徒による室内楽コンサ ートを行うことにより、子ども達の豊かな心を 育てるとともに、将来、文化芸術を目指す きっかけづくりや親しむ機会の提供を図りま す。	地域振興課	輝く☆未来の星アカンサスコンサート第23回 （入場者数221名）・第24回（入場者数187 名）、輝く☆未来の星コンサート第12回（入 場者数500名）を実施。
3-3	11	伝統工芸保存事業	北区伝統工芸保存会会員が区内の小学校・児 童館等へ出向き、伝統工芸の技を教えます。	産業振興課	30講座実施、実人数598人
3-3	12	夏休み親子消費者 講座	普段、何気なく消費している素材を取り上 げ、簡単な実験をととして、物の仕組みや商 品を知る力を育成します。	産業振興課	小学生（3年～）対象 工作 ～LEDランプシェード～ 参加17組34人 5歳児～小学2年対象 はじめてのお金教育 ～おみせやさんごっこ～ 参加17組36人
3-3	13	親子消費者講座	上記3-3 12に統合		
3-3	14	エコエコツアー （親子施設見学 会）	夏休みを利用して、清掃及びリサイクル施設 を見学します。家庭から出されるごみやリサ イクル資源がどのように処理されていくかを 学び、将来に向けて3R（ごみを作らない、く り返し使う、再び資源として利用する）のラ イフスタイルを取り入れるきっかけとしてい きます。	リサイクル 清掃課	2回開催 参加者数 ①26名（大人10名、子ども16名） ②37名（大人15名、子ども22名）
3-3	15	こどもエコクラブ	子どもたちが主体となって、地域の中で楽し みながら長く続けられるような環境活動、環 境学習を行う機会を提供し、支援します。	環境課	環境に関することを各クラブでテーマを決め、 自由に活動。3クラブが所属。
3-3	16	子ども環境講座	様々な環境課題を題材に「気づき・考え・行 動する」ことを学ぶため、自然環境講座、ホ タル飼育講座、家族参加型の野外体験学習を 実施します。	環境課	2講座 26回実施 733名参加 （東京家政大学に委託）
3-3	17	環境学習	環境にやさしい社会を創るには、ごみ減量と リサイクルの推進が重要です。幼少期にリサ イクルやごみの分別の体験等を通じて学ぶ機 会を提供するため、保育園・小学校等に清掃 事務所職員が出向いて環境学習を実施しま す。	北区清掃事 務所	参加者合計 1,767+α人/年（26か所） 保育園 1,455人/年（19園） 小学校 254人/年（4校） その他 58+α人/年（3件） ※その他の内2件、参加者多数のため不明

3-3	18	子どもかがやき顕彰	文化・スポーツ等で全国規模の大会への出場、東京都規模の大会での優勝など、特に優秀な成績を修め、北区のイメージアップに貢献した児童生徒等を顕彰し、地元意識の向上を図り、明日の北区を担う人づくりを目指します。	生涯学習・学校地域連携課	北区かがやき賞 <個人>29 <団体>11 北区はばき賞 <個人>133<団体>4
3-3	19	青少年の発表の場の提供	青少年に意見や日常の活動を発表する場を提供し、発表を通じて社会への参画の意識を醸成し、活動の成果を実感するとともに、自信と達成感、責任感や連帯感を感じ取る機会とするため、発表の場の提供を推進します。	生涯学習・学校地域連携課	青少年地区委員会事業として、3回開催。 ※2地区委員会共催：1回(10/19開催)、単独開催：2回(9/28・12/11開催)
3-3	20	乳幼児と小・中・高校生との交流事業	児童館(子どもセンター)において、乳幼児とのふれあいを中心に、やさしさや慈しみの感情を育み、次世代につなげていく子育て環境をつくります。	子どもわくわく課	各児童館(子どもセンター)にて実施
3-3	21	保育園と小・中・高校生との交流事業	保育園児と小・中・高校生との交流の中で、養育性を育みます。	保育課	受入回数：414回/年 保育園の職場体験及び子育て支援活動等のボランティアとして小(中高)学生生徒が参加。
3-3	22	文化・スポーツ等優良児童生徒の表彰	文化・スポーツ等の各領域で特筆すべき成績を修めた区立小中学校の児童・生徒を表彰し、青少年の健全育成の推進を図ります。 ※27年度をもって、終了(28年度に3-3-18子どもかがやき顕彰へ統合のため終了)	教育政策課	平成28年度に他事業へ統合のため終了
3-3	23	キャリア教育の実施	社会的自立・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、区立小中学校における教育活動をキャリア教育の視点でとらえ直し、職場体験の実施などそれぞれの発達段階に即した継続的な指導を実施します。	教育指導課	・キャリア教育は、全区立小・中学校で実施。 ・青森県東通村へ宿泊を伴う職場体験を実施(浮間中より8名参加)
3-3	24	文化センター子どもひろば	文化センター利用団体、区民が主体となって、クラフト、音楽・舞踊体験、伝統文化・芸能、生活技術等各種体験の場を提供するイベントを各センターで開催します。	生涯学習・学校地域連携課	中央公園文化センター 7/7、1/26実施(延べ694人参加) 赤羽文化センター 6/23、12/1実施(延べ990人参加) 滝野川文化センター 9/22実施(334人参加※後期は中止)
3-3	25	文化センター子ども講座	夏休みや土曜、日曜の生活をより一層充実したものとするために、絵画、手工芸、陶芸等各種教室を開催します。	生涯学習・学校地域連携課	中央公園文化センター 9講座実施(延べ502人参加※2講座中止) 赤羽文化センター 5講座実施(延べ253人参加) 滝野川文化センター 5講座実施(延べ145人参加)
3-3	26	トップアスリート直伝教室	味の素ナショナルトレーニングセンター等と連携を図り、小中学生を対象にトップアスリートの技術や競技体験を活かした各種スポーツ教室を開催し、スポーツの楽しさや継続することの大切さを体得します。また、キッズアスレティックスを小学校単位で体験し、子どもたちの運動能力の開発・向上を図ります。	東京オリンピック・パラリンピック担当課	【トップアスリート直伝教室】 ①卓球(59人)②バスケットボール(67人)③バレーボール(56人)④サッカー(70人)⑤柔道(30人)⑥バドミントン(中止、61人応募) 【キッズアスレティックス】 12校実施
3-3	27	北区ふるさと農家体験館事業	区指定文化財である古民家において、小中学生を対象とした講座を実施し、昔の暮らしについて学びます。夏休みには工作教室を、年間を通じては野菜作り体験などを行います。また、希望される学校には古民家や民具などをみて、触れて、昔の暮らしについて学べる見学も行っていきます。	飛鳥山博物館	年中行事 9回/年 工作教室 7回/年 生活体験講座 8回/年 公開体験講座を年9回開催。
3-3	28	来て、見て、さわって! 昔の道具	小中学年社会科の小単元「むかしをしらべる」に対応する事業。館所蔵の生活用具資料の展示と道具の使用体験を通じて、昔の道具の使い方や当時の暮らしを学びます。道具の使用体験は「かまど体験」「せんたく体験」など複数の中から選択。学校単位で参加を受け付け、冬季に博物館で実施します。	飛鳥山博物館	かまど体験、せんたく体験、ふるしき体験の3コースを実施。 参加校数 34校(区立32校 私立2校) 参加児童数 2,138人/27日
3-3	29	夏休みわくわくミュージアム	小中学生を対象に夏休みの期間に、子どもが楽しみながら北区の歴史や自然に親しめるように工夫した展示や、「土器作り」や「勾玉作り」など、体験を通して昔の人々の技術にふれる講座を開催します。講座は親子のふれあいの場ともなるよう、親子で参加するものを多くしています。	飛鳥山博物館	博物館で北区の魅力を再発見することを目的とした「夏休みわくわくミュージアム☆2019—ひと夏の体験! ?博物館で思い出づくり—」の一環として、「コン吉の、発見! アニマル大集合!」を開催。 見学者数 4,929人/37日間・32営業日 土器作り、勾玉作り等の体験教室 13講座28回実施。 参加者数 734人/28回

3-3	30	省エネ道場	「北区ecoかるた」を使ったかるた遊びや工作などの体験を通して、楽しく遊びながら環境について学ぶことができる機会を提供します。また、学習を發揮する場として「北区ecoかるた大会」を開催します。	環境課	省エネ道場：計7回開催、累計151名参加 第5回北区ecoかるた大会：88名参加（低学年の部51人、高学年の部37人）
-----	----	-------	--	-----	--

個別目標 ④ こころとからだの健全な成長への支援

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績
3-4	1	小学生の「人権の花」栽培活動	小学生の児童たちが、協力して種まきや水やりなどを行い、花の栽培を通して命あるものを大切にする気持ち、思いやりの気持ちを育みます。	多様性社会推進課	豊川小、桐ヶ丘郷小、滝野川小において実施
3-4	2	小学生の「人権メッセージ」	小学生を対象に、人権尊重の重要性・必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけることを目的として、体験を通して「人権についての思い」を発表する「人権メッセージ発表会」に参加します。	多様性社会推進課	としま若葉小において実施（開催地：杉並区社会教育センター）
3-4	3	中学生の「人権作文」	区内の中学生が、人権について日頃感じていることを体験などを通して作文にすることにより、人権問題に対して考え、理解を深める機会とします。	多様性社会推進課	明桜中、稲付中、田端中、滝野川紅葉中、星美学園中、桜丘中において実施。
3-4	4	乳幼児健康診査（3～4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児）	健康支援センター・委託医療機関にて集団・個別で健診を行います。専門家による育児・栄養・心理・歯科保健相談も行います。また、育児支援の相談や情報提供を図り、問題を早期に発見し対応します。	健康推進課	3カ月児健康診査 2,743人 6・9カ月児健康診査 延べ5,419人 1歳6カ月児健康診査 2,603人 3歳児健康診査 2,705人 受診者延べ人数 13,470人
3-4	5	定期予防接種	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種法第5条の規定により定期予防接種を実施し、公衆衛生の向上を図ります。	健康推進課	接種者数 延べ68,812人/年 麻疹風しん（MR）1期 96.8%
3-4	6	乳幼児歯科保健相談	乳幼児（4歳未満）を対象に、歯科検診・相談、予防処置、歯みがき教室を実施します。	健康推進課	歯科健診（2歳児）36回 受診者793人 予防処置 64回 受診者437人 歯みがき教室 59回 参加者454人 歯科相談 延べ178人
3-4	7	保育園・幼稚園における歯科健康診査	歯の衛生週間実施計画に基づいて、保育園・幼稚園児を対象に検診を実施します。	健康推進課	受診者 10,820人
3-4	8	小児救急医療体制の整備	都道府県、近隣区市町村及び関係機関との連携し、救急医療体制の充実を図ります。月曜～土曜の夜間における子ども（15歳以下）の急病者に対する診療事業を、北区医師会の協力を得て東京北医療センターに委託して実施します。	地域医療連携推進担当課	受診者数 1,457人
3-4	9	学校保健への情報提供	養護教諭などを通じて小中学校児童・生徒に対し、喫煙防止などの禁煙支援情報の提供や生活習慣病予防などの意識啓発を図ります。	健康推進課	防煙啓発パンフレット配布 5校 1,641部
3-4	10	北区楽しい食の推進員による食育講座	食の大切さを伝えていくため、区独自で養成している「北区楽しい食の推進員（栄養士）」が講師となり、主に児童館（子どもセンター）の乳幼児クラブに参加している保護者を対象として食に関するテーマの講座を実施します。	健康推進課	児童館・子どもセンター等10施設で実施 実施回数 22回 参加者 延べ661人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年2月28日より事業を休止した。
3-4	11	離乳食講習会	概ね8か月までの乳児を持つ保護者に、乳児の発達に応じた離乳食のすすめ方について、食材を使って具体的な指導を行います。	健康推進課	実施回数 30回 参加者 723人
3-4	12	幼児食講習会	11か月から1歳1か月までの乳幼児を持つ保護者に、離乳食から幼児食へのすすめ方について、試食をしながら指導を行います。	健康推進課	実施回数 16回 参加者 298人
3-4	13	食育体験教室	「食べるもの」「食べること」につながる多彩な分野への興味・関心を呼び起こすため、「食」にまつわる様々な体験教室を実施します。	健康推進課	実施回数 5回 参加者 延べ120人
3-4	14	親子クッキング教室	幼児親子、小学生親子を対象に、親子でふれあいながら、「食」に対する興味関心を引き出すため、食育講座や調理実習を行います。	健康推進課	実施回数 幼児：5回 小学生：2回 参加者 延べ164人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2講座の開催を中止した。
3-4	15	心の教育推進委員会の運営	「北区心の教育推進委員会」を設置し、児童生徒の心の教育及び健全育成に関わる課題を検討し、解決の方策を探るための会議、活動及び講演会を実施します。	教育指導課	北区政策提案協働事業「多様な育ちを支える地域連携事業」にて実施

3-4	16	教育の場における人権教育の取り組み	各幼稚園、小中学校において、発達の段階に応じた人権教育に取り組み、教育活動全体を通じた人権教育の推進を図ります。また、指導事例を共有して、質の向上に努めます。	教育指導課	人権教育推進委員会の開催 3回/年
-----	----	-------------------	---	-------	-------------------

個別目標 ⑥ 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績
3-5	1	児童館（子どもセンター）での小学生対応事業	児童の健康増進、情操を豊かにすることを目的に、日常活動、クラブ活動、行事活動等を展開するとともに、青少年地区委員会と連携し、地域の子育て力を高め、地域の子どもを心身ともに健やかに育成していきます。また、各小中学校における放課後子ども総合プランの実施にあたり、小学生対応事業が円滑に実施できるように支援していきます。	子どもわくわく課	全児童館（子どもセンター）で実施。 小学生入館者数 延べ109,742人/年
3-5	2	ティーンズセンターの設置	地域の中高一世代の居場所や自己実現の場・社会体験機会の場を提供するとともに、中高生世代の悩みなどの相談や地域と中高生世代の架け橋としての役割を果たし、次代を担う人材を育成していきます。	子ども未来課	「子どもセンター・ティーンズセンター配置方針」に基づき、近隣小学校への放課後子ども総合プランが導入され、環境の整った児童館を、子どもセンター・ティーンズセンターへ移行していく。 子ども・ティーンズセンター数（1）、子どもセンター数（5）：合計6施設
3-5	3	放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進	小学校を会場として、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、「学童クラブ」「放課後子ども教室」「校庭開放」「地域寺子屋」の機能を併せ持つ「放課後子ども総合プラン」を全小学校に導入していきます。実施校ごとに地域の方で構成する実行委員会を設置し、地域の方々の協力を得ながら実施します。	子どもわくわく課	わくわく☆ひろば34校で実施（王子第一小学校は改築後の令和3年度に導入予定）。王子第一小学校の導入に向けて開設準備。 学童クラブ72クラブ実施（内一体型65） 参加者数 延べ788,752人/年
3-5	4	専門相談事業（子ども家庭支援センター心理相談）	育てにくい子どもが虐待を受ける場合が多いことから、児童や保護者に対し床心理士が相談に応じます。	子ども家庭支援センター	495回/年
3-5	5	相談カード（子ども向け）の配付	児童虐待を早期に発見し支援するために、子ども家庭支援センターを紹介するカードを小学5年生・中学1年生に配付し、相談につなげます。	子ども家庭支援センター	公立小学校35校の5年生 公立中学校12校の中学1年生 計 5,000枚配布
3-5	6	スクールカウンセラー（SC）の配置	いじめや不登校等、児童・生徒の心の問題に起因する問題行動等の対応のために、区立小中学校へ児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門知識や経験を有するスクールカウンセラーを区立小中学校全校に配置します。	教育総合相談センター	スクールカウンセラーを区立小・中学校全校に都費SC39人、区費SC13人の合計52人を配置している。相談件数36,788件（小学校28,563件、中学校8,225件）
3-5	7	スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置	児童・生徒のいじめや不登校、児童虐待、暴力行為等の問題等の実態を把握し、児童・生徒を取り巻く家庭環境や教育環境等の改善を図るためにスクールソーシャルワーカーを配置します。また、教育相談員や民生委員・児童委員、児童相談所等の関係機関と連携して相談等の対応を行います。さらに、統括指導員を配置し、スクールソーシャルワーカーの人材育成に努めています。	教育総合相談センター	①スクールソーシャルワーカーの人数 4人 ②相談件数 総数208件 （内訳）継続相談64件、新規相談144件 ③活動件数 総数5,424件 （内訳）面接282件、訪問979件、連絡連携4,163件

施策目標		4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援			
個別目標		① 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援			
施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績
4-1	1	オレンジリボンキャンペーン事業	児童虐待防止のシンボルでもあるオレンジリボンを活用しつつ、子どもに対する重大な権利侵害である児童虐待を防止するために、講演会やオレンジリボンキャンペーンを実施します。	子ども家庭支援センター	11月実施 ①講演会4回実施延べ 133名参加 ②まちかどオレンジリボンキャンペーン2回実施
4-1	2※	養育支援訪問事業	子育ての不安が強く、養育が困難な家庭に対し、子ども家庭支援センター職員による助言・指導や民間ヘルパーの派遣を行い、家庭で自立した生活が送れるよう、子育てを支援し、また保護者の養育力の向上を図る。	子ども家庭支援センター	①職員による訪問：延べ593件 ②ヘルパー派遣：20家庭 延べ182件 合計 775件
4-1	3	要保護児童対策地域協議会の運営	子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所及び民生委員、保育園、幼稚園、学校、児童館（子どもセンター）を始め、小児科医・産科医・助産師・薬剤師・歯科医師等、区内の関係機関、関係団体との連携を推進し、情報を共有しながら要保護児童などへの適切な対応を図ります。	子ども家庭支援センター	①代表者会議 1回 ②実務者会議 2回 ③個別ケース会議延べ137件 ④居所不明児童対策会議 2回 ⑤母子保健連絡会 3回 ⑥児童相談所との連携 12回
4-1	4	見守りサポート事業	子ども家庭支援センターにおいて、児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められるが在宅での指導が適当と判断される家庭、及び児童虐待により児童相談所が一時保護もしくは施設措置等をした児童が家庭復帰した後の家庭等への支援を行います。	子ども家庭支援センター	0件 ※緊急性がある場合は、受理をして対応している
4-1	5	相談対応力強化事業	子ども家庭支援サービスの総合調整機関である子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）の対応力強化を図るため、児童相談所へ職員を派遣します。	子ども家庭支援センター	3名の職員を派遣
4-1	6	養育支援家庭のための産前・産後育児サポート講座	養育支援を必要とする家庭を早期に把握して、居場所づくり・仲間づくりをすすめ、子育ての孤立化を防止し、児童虐待の未然防止を図ります。	子ども家庭支援センター	12回開催 延べ 50人参加
4-1	7	ペアレントトレーニング事業	子育てに不安感を抱いたり、子どもへの対応の仕方がわからない保護者に対し、ペアレントトレーニングを実施し、子育て力を向上させ、安定した親子関係を育み、児童虐待の未然防止を図ります。	子ども家庭支援センター	①講演会 1回 50人出席 ②プログラム10回コース 8家庭 8人参加

個別目標		② ひとり親家庭への支援			
施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績
4-2	1	ひとり親休養ホーム事業	区が日帰り施設を指定し、利用料の一部を助成して、ひとり親家庭の休養、健康増進を図ります。	生活福祉課	平成30年度末をもって事業廃止
4-2	2	ひとり親家庭の親の就業促進	ハローワークと連携して就労支援を行うとともに、就業に向けて教育訓練講座への参加や資格取得などを支援し、ひとり親家庭の生活の自立に向けた支援を推進します。また、ひとり親家庭に対して、自立支援給付金事業を実施します。	生活福祉課	母子自立支援プログラム：0件/年 自立支援教育訓練給付金事業：3件/年 高等職業訓練促進給付金：3件/年 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業：0件/年
4-2	3	ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取り組みに関する情報の提供	迅速かつきめ細やかな対応をめざして、相談体制を充実させるとともに、施策や取り組みについて北区ニュースやホームページで情報提供を行います。	生活福祉課 子ども未来課	①ひとり親（母子・父子）家庭相談 母子自立支援員3名（正規3名）体制で実施。 ・相談件数 生活一般：744件/年 児童：268件/年 生活援護：175件/年 その他：294件/年 合計 1,481件 ②ひとり親家庭等相談室（そらまめ相談室） ・相談支援 面接相談：363件（うち、家計相談：26件、法律相談：31件、その他相談306件） 電話相談 101件 メール相談 144件 ③ひとり親家庭支援サービスPR事業 ・ひとり親世帯向けパンフレット（北区ひとり親応援ガイドブック）の配布（発行数：3,000部） ・そらまめ相談室の案内チラシ配布（発行数：6,000枚）

4-2	4	母子生活支援施設（浮間ハイマート）	母子家庭で児童の養育が十分できない場合、母子共に入所させて保護し、生活の安定と自立を支援します。	生活福祉課	令和2年3月末現在 7世帯19人 平成19年度から緊急一時保護事業を拡充
4-2	5	東京都母子及び父子福祉資金貸付	母子家庭または父子家庭に対して、経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金を貸付します。	生活福祉課	母子福祉資金貸付件数 合計 21件/年 （内訳）就学支度：3件/年 修学：18件/年 技能習得：0件/年 転宅：0件/年 父子福祉資金貸付件数 合計 1件/年 （内訳）修学：1件/年
4-2	6	母子福祉応急小口資金貸付	母子家庭に対して応急に必要とする小口資金を貸付けることにより、生活の安定を図ります。	生活福祉課	貸付件数0件
4-2	7	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親又は父か母が障害のある家庭で、18歳に達した日の属する年度の末日（児童が障害の場合は20歳未満）まで、保険適用医療費自己負担分の全額又は一部を区が負担します。	子ども未来課	受給世帯数：1,446世帯 受給者数：1,958人
4-2	8	児童扶養手当の支給	18歳に達した年度末までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）のいるひとり親家庭または父か母が重度の障害を有する家庭に手当を支給します。	子ども未来課	受給者数：1,624人（内、父子世帯70人）
4-2	9	児童育成手当の支給	18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育するひとり親家庭又は父か母が重度の障害を有する家庭及び20歳未満の障害児を養育する家庭に手当を支給します。（都制度）	子ども未来課	育成手当受給児童数：3,049人 障害手当受給児童数：191人（内、併給46人）
4-2	10	福祉サービス第三者評価の実施	母子生活支援施設サービスの質の確保と向上を図るために、第三者評価を実施します。	生活福祉課	令和元年10月実施済み。次回令和4年度受審予定。

個別目標 ③ 障害のある子どもと家庭への支援

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績
4-3	1	自立支援医療（育成医療）	手術など治療により、確実な治療効果が期待でき身体障害の除去・軽減が見込まれる18歳未満の児童に対して医療費を助成します。	障害福祉課	医療給付件数 延べ48件/年
4-3	2	小児慢性疾患医療費助成	改正児童福祉法（平成27年1月1日施行）に基づき、定められた対象疾患の治療方法等の情報を今後の治療研究に活かすとともに、その治療にかかった費用（保険適用分）の一部を助成します。	障害福祉課	医療給付件数 237件 （内訳：新規36件、更新139件、変更45件、受理報告書1件、その他16件）
4-3	3	小児精神障害者入院医療費助成	精神疾患のため精神科病棟にて入院治療を必要とする18歳未満の方を対象に、健康保険が適用される入院費の自己負担分（食事代除く）を助成します。	障害福祉課	医療給付件数 0件
4-3	4	中等度難聴児発達支援事業	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	障害福祉課	利用者 7人（6人両耳、1人片耳）
4-3	5	気管支ぜん息等への公害健康被害予防事業	気管支ぜん息等の呼吸器系疾患をもつ子どもとその親を対象に健康相談や学習の機会を設けます。	障害福祉課	健康相談参加者 14名
4-3	6	障害児福祉手当	障害のため必要となる特別な負担の軽減を図るため、重度心身障害児に対し手当を支給します。	障害福祉課	受給者数 71人（元年度末）
4-3	7	障害児通所支援事業（児童発達支援）	心身の発達に遅れやつまずきのある未就学児を対象に、児童発達支援事業所において日常生活における基本的な動作の指導等の療育支援を行います。	障害福祉課	利用者数 延3,346人/年
4-3	8	障害児通所支援事業（放課後等デイサービス）	通学中の障害児に対して、放課後や学校休業日に放課後等デイサービス事業所において生活能力向上のために必要な訓練を行うとともに、居場所づくりを行います。	障害福祉課	利用者数 延4,493人/年
4-3	9	相談支援事業（障害児相談支援）	区が指定する「指定障害児相談支援事業者」が障害児支援利用計画を作成しモニタリングを行うことにより、適切なサービス利用をきめ細かく支援します。	障害福祉課	作成人数 799人（元年度末） ※セルフプラン含む
4-3	10	特別児童扶養手当の支給	中度以上の障害を有する20歳未満の児童を養育する家庭に対し、都が手当を支給します。	子ども未来課	受給者数：245人

4-3	11	さくらんぼ園 (子ども発達支援センター)	発達の遅れやつまづきまたは、その疑いがある乳幼児に対し、相談から療育までの総合的な支援を行います。療育部門は児童福祉法に基づく「児童発達支援事業」により早期に療育を行い発達を支援し、相談部門では発達相談や区民に対する普及啓発活動等を行い、相談支援事業所として「サービス等利用計画」の作成を行います。	子ども家庭支援センター	児童発達支援利用契約者90人 新規相談件数392件 専門相談件数408件 障害児相談支援事業契約件数192件
4-3	12	巡回指導員の派遣	障害児の保育を推進するため、保育園及び学童クラブへ巡回指導員を派遣します。また、私立幼稚園にも巡回指導員を派遣します。	子どもわくわく課、保育課、子ども家庭支援センター	【保育課】(43人で実施)735回/年 【子どもわくわく課】学童クラブ(19人で実施)331回/年 【私立幼稚園】巡回指導員派遣12園で計77回/年
4-3	13	特別支援児保育	公私立保育園において、適正に職員を配置し、児童の発達の状況に応じた保育を行います。	保育課	区内認可保育所72園で実施 公立直営保育園:75名 指定管理・私立保育園、私立認定こども園(保育部分):131名
4-3	14	幼稚園の特別支援児受け入れ	区立幼稚園において、わずかな手助けがあれば集団の中でほかの幼児といっしょに園生活をする事ができる特別な支援を必要とする幼児を受け入れます。また、私立幼稚園においても特別支援対象児の受け入れを行っています。	学校支援課	公立幼稚園・こども園全5園で特別支援対象児を受入。受入人数5園合計35人
4-3	15	肢体不自由児等への介助員の派遣	区立小中学校における通常学級での学習活動に支障のない肢体不自由等の児童・生徒に対し、就学支援委員会において審議・判定の結果、介助員を配置します。年間を通じて、通常学級での学校生活にあたって生活場面の移動や生活動作等の介助を行います。	教育総合相談センター	区立小・中学校に在籍する肢体不自由等の障害のある児童・生徒に対して介助員を派遣。 介助員の総数10人 (内訳)小学校4人 中学校6人
4-3	16	特別支援学級交流教育推進事業	区立小中学校の特別支援学級在籍児一人ひとりの障害や発達の状況に応じ、個別指導計画に基づいて、非常勤講師を同行させて通常学級の活動の一部に参加させる等の交流及び共同学習を行い、学習・教育活動の補助を行います。	教育総合相談センター	交流及び共同学習実施校(知的障害特別支援学級設置校) 小学校9校、中学校5校 交流及び共同学習推進講師32名
4-3	17	特別支援教室の推進	発達障害の児童が、すべての学校に在籍していることを前提とした支援体制の整備を図り、早期に特別支援教育につなげるために、各校で指導を行うための特別支援教室を設置して、専門性の高い教員が巡回し、個に応じた特別支援教育を実施します。	教育総合相談センター	令和元年度より中学校12校全校に特別支援教室での巡回指導を開始する。 小学校35校 ・巡回拠点9校、巡回先27校 中学校12校 ・巡回拠点2校、巡回先10校
4-3	18	就学支援シートの作成・活用	小学校への入学にあたって、家庭や就学前機関(幼稚園・保育園・療育機関等)において、子どもとの関わりの中で、配慮してきたことや心配なことなどを就学先に伝える就学支援シートをすべての保護者に配布しています。子どもの生活の様子や配慮が必要なことを保護者と就学前機関が連携して作成し、子どもが持てる力を十分発揮できるよう、就学する小学校での具体的な指導や支援に活用します。	教育総合相談センター	新1年生数(2,331人)のうち、提出数380人分(新1年生の児童内の提出割合16.3%)
4-3	19	副籍制度の推進	都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区立小中学校に副次的な籍(副籍)を持ち、継続的な交流を通じて、居住する地域の中で障害のない児童・生徒との相互理解につなげ、豊かな心を育てていくことを目指していきます。	教育総合相談センター	区内居住で都立特別支援学校在籍児童・生徒副籍実施者数 (小学校)直接交流36人・間接交流13人(総数49人) (中学校)直接交流7人・間接交流15人(総数22人)
4-3	20	サポートファイル活用・推進	乳幼児期から社会生活に至るまでの成長記録や療育機関、学校、医療・福祉機関等で受けた支援内容や提供された資料などを保護者が記録・保管していくファイルのことで、家庭と関係機関との間で情報を円滑に共有し、より良い支援を受けるために活用することを目的とし、発達や成長などに悩みや不安、また障害や疾病などがある子どもが、一貫した切れ目ない支援をうけるために活用を進めています。	教育総合相談センター	区内在住で、北区を学区とする東京都立特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に在籍している児童・生徒及び、区立小・中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒へ配付。

個別目標 ④ 生活困窮家庭への支援

施 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績
4-4	1	自立支援プログラム (次世代育成支援プログラム)	生活保護世帯で中学生及び高校生の子どもの持つ保護者に、塾費用及び大学等受験料を助成することにより、保護者と子どもの進級及び進学意識を高め、子どもの健全な育成を学習面から支援するとともに社会的自立を促します	生活福祉課	中学1年生 6件 中学2年生 6件 中学3年生 28件 高校1年生 5件 高校2年生 6件 高校3年生 9件 大学等受験料 14件
4-4	2	中学校を卒業する被保護世帯の子どもに対する自立援助金の支給	生活保護世帯で中学校を卒業し就職する方に対し、就職支度費を支給し、本人及び世帯の自立助長を図ります。	生活福祉課	実績なし
4-4	3	修学旅行支度金の支給	生活保護世帯の小学校5・6年生又は中学校3年生に対し、修学旅行に参加する際に必要とする参加支度費を支給し、修学を支援します。	生活福祉課	小学5・6年生 22件 中学3年生 40件
4-4	4	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方）に対し、生活保護に至る前の段階での支援（自立相談支援事業・住居確保給付金の支給・家計相談支援事業・就労準備支援事業、子どもの学習支援事業等）を行うことで、生活困窮状態からの早期自立を図ります。	生活福祉課	新規相談受付件数 517件/年 支援プラン作成件数 240件/年 住居確保給付金の支給件数 66件/年 家計改善支援事業 53件/年 就労準備支援事業 13件/年 子どもの学習支援事業 98件/年（実人数）
4-4	5	子どもの未来応援プロジェクト	子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に取り組むことを目的として、平成28年度末に「東京都北区子ども未来応援プラン」を策定し、実効性の高い施策展開を図ります。	子ども未来課	①ひとり親家庭等相談室（そらまめ相談室） ・相談支援 面接相談：363件（うち、家計相談：26件、法律相談：31件、その他相談306件） 電話相談 101件 メール相談 144件 ②生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業（みらいきた） ・実施場所 5会場 ・実施回数 延181回（コロナにより3月の授業23回中止） ・受講者 174名 ③子ども食堂への助成 ・補助金交付決定 14団体 ④ひとり親家庭支援サービスPR事業 ・ひとり親世帯向けパンフレット（北区ひとり親応援ガイドブック）の配布（発行数：3,000部） ・そらまめ相談室の案内チラシ配布（発行数：6,000枚） ⑤区民向け講演会（1回）※子どもの貧困に関する職員向け研修会は新型コロナウイルスの影響で中止

施策目標 5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

個別目標 ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解促進

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績
5-1	1	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランスの取り組みや推進方法等及び仕事と生活の調和に役立つ情報について、情報誌や講座等により情報提供を行います。	多様性社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランス講演会「抱え込まない介護のヒント～介護離職をしない！させない！働き続けるために～」を開催。 スペースゆうパートナーシップ事業「ワークライフバランス 子育て女性のための時間管理術」を開催。 情報誌で情報提供を行った。

個別目標 ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

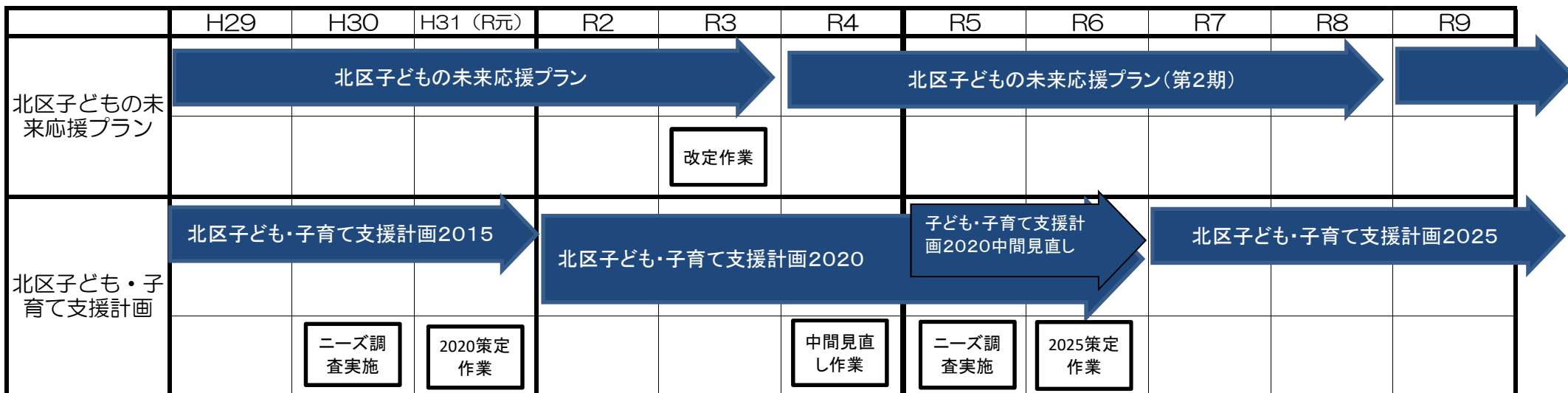
施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績
5-2	1	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進事業	ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業等をワーク・ライフ・バランス推進企業と認定し、広く区内にPRをすることにより、ワーク・ライフ・バランスの啓発並びに推進を図ります。	多様性社会推進課	ワーク・ライフ・バランス推進企業6社認定。その後、HPや北区ニュース、企業紹介パネルをスペースゆう内に掲出したほか、情報誌等での紹介も行った。 (事業開始からの累計28社)
5-2	2	アドバイザー派遣制度の推進事業	ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする企業または取り組みを更に向上させようとする企業に専門のアドバイザーを派遣する。	多様性社会推進課	ワーク・ライフ・バランスアドバイザーを1社に派遣

個別目標 ③ 男女が共に担う子育ての推進

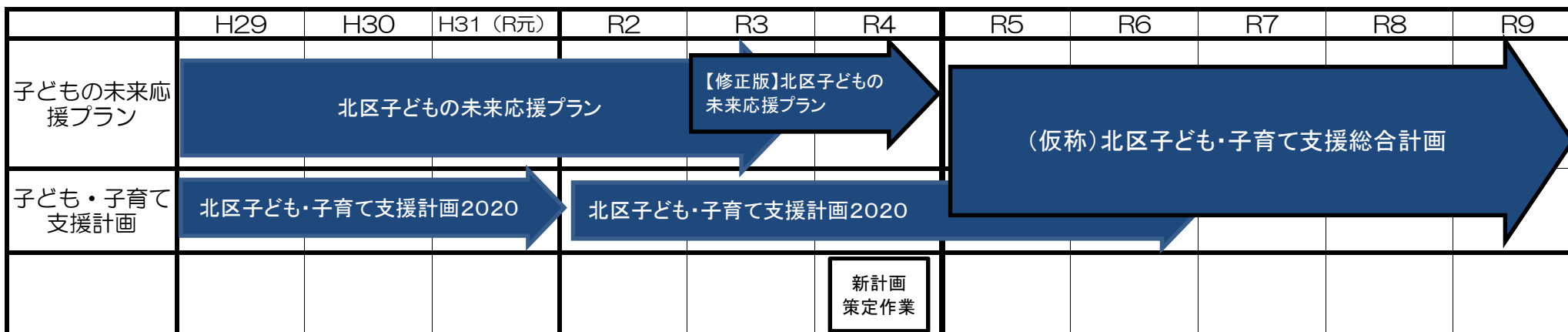
施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和元年度実績
5-3	1	パパ参上	父親向けに、親子で楽しめる遊びや育児等の講座を行います。	子ども家庭支援センター	11回開催 633人参加
5-3	2	男性の子育て・家事協働支援	男性が子育てや家事の担い手として、主体的に参画するための知識や技術を身につけるための講座を開催します。また、男性同士で子育てのアイデアや経験を分かち合う場を提供します。	多様性社会推進課	子ども未来課と共催でパパ講演会・講座を実施
5-3	3	イクメン講座・イクじいイクばあ講座（→パパ応援プロジェクトい・孫育て応援プロジェクト）	育児に積極的に関わろうとする男性（父親）や祖父母世代の育児参加を促すことで、多世代が育児に関わる環境づくりを推進し、子育て支援の輪を広げていくため、父親向けの講座及び祖父母世代向けの講座などを実施します。	多様性社会推進課 子ども未来課	<ul style="list-style-type: none"> 父親向け講座 パパ講演会 1回 20人 パパスクール 3回×3クール 延べ108人 まとめの会 1回 64人 祖父母世代向け講座 孫育て応援プロジェクト（連続講座）2日×1クール 延べ21人
5-3	4	父親への支援事業	児童館（子どもセンター）において、父親向けのイクメン事業や親育ちサポート事業を実施し、父親の育児参加を支援します。また、これらの講座を通して、父親同士のコミュニケーションの場の提供を行い、ネットワークづくりのきっかけとなる仕掛けを行っています。	子ども未来課	児童館（子どもセンター）において、親育ちサポート事業を実施。 →下記2項目を参照 1-3-3 親育ちサポート事業 5-3-3 パパ応援プロジェクト・孫育て応援プロジェクト

北区子どもの未来応援プラン 今後のイメージ

現行のスケジュール



今後のイメージ





文教子ども委員会資料
令和2年 6月10日
子ども未来部子ども未来課
子ども未来部子どもわくわく課
子ども未来部保育課

学童クラブ・保育園等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策への対応状況について

1 趣 旨

緊急事態宣言の前後から5月末までの間、学童クラブ・保育園等における対応状況を取りまとめて報告する。

2 経 過

(1) 学童クラブ等利用者推移

月/日	4/3	4/10	5/15	5/29	6/1
在籍者 a	2,816 人	2,816 人	2,822 人	2,822 人	2,822 人
利用者 b	1,697 人	666 人	411 人	541 人	1,061 人
利用率 b/a	60.3%	23.7%	14.6%	19.2%	37.6%
※その他利用 c	346 人	156 人	126 人	138 人	232 人

※特例利用（4-6、待機児童）及びやむを得ない事情の利用者

(2) 保育園利用者推移

月/日	4/3	4/10	5/15	5/29	6/1
在籍者 a	2,969 人	2,969 人	2,982 人	2,982 人	2,986 人
利用者 b	2,136 人	624 人	499 人	751 人	1,587 人
利用率 b/a	71.9%	21.0%	16.7%	25.2%	53.1%

3 免除または日割りによる精算

(1) 学童クラブ育成料

4月 免除分

免除対象者 2,061 人（15日以降の自粛要請に応じた場合）

免除額 約 10,000 千円

5月分から日割り計算による対応を実施

(2) 保育園保育料

3月 日割り分

区立保育園 2,208 人 約 15,800 千円

私立保育園 1,417 人 約 10,800 千円

4月分以降も区として自粛対応中は日割りを継続

4 今後の予定

(1) 学童クラブ（その他利用含む）

- ① 令和2年6月1日（月曜日）から13日（土曜日）
小学校の分散登校による教育活動に合わせて実施する。
- ② 令和2年6月15日（月曜日）以降
学校下校後、通常と同じ時間受け入れる。
ただし、自宅で育成が可能な方は引き続き登室自粛をお願いする。

(2) 保育園

- 必要とされる方が確実に利用できるよう対応する。
ただし、自宅での保育が可能な方は、6月30日まで引き続き登園自粛をお願いする。

(3) 放課後子ども教室（一般登録）

令和2年6月30日まで休止

(4) 児童館（子ども・ティーンズセンター）

令和2年6月14日まで休館、6月15日以降、乳幼児親子を対象にした事業を再開、段階的な開館を目指す。

5 その他

(1) 子ども家庭支援センター

5月15日に「はぴママひよこ面接」を再開。ひろば事業は、6月15日以降再開し、段階的な開館を目指す。

(2) そらまめ相談室

6月末までは講演会、交流会等を休止する。

※相談業務は緊急事態宣言中も継続中

(3) 子ども食堂

5月は補助金対象の14団体中5団体が活動休止、9団体が食材、弁当、お菓子の配布など、規模を縮小して活動を継続中とのこと。

6月以降の活動内容は、現在、調査・協議中。